

911.123

911.123-Ka41ウ



1200500755178

H
O)

義古集葉萬

卷 十 第



始





911.123
K941
(10)

集古義

第十卷



萬葉集名處國分

凡例

○おのれさきに、萬葉集名處考を著せり、故其書によりて、こたみ各國を分ち、又その國の中にて、各類を分て、山川海里と寄集めて、うひまなびのともがらの、歌よまむたづきとす、さるは、よろこびのをりにまれ、かなしみのをりにまれ、その國人に、その國の名處をよみて贈らむとするとき、名處を探りもとむるに、いと便よければなり、しかのみにあらず、おとなしききは人も、その國人にあひたらむほど、その國の名處のあり處、さては地の形勢風景など、尋見むと思ふに、ふとは思ひ出がたきことあるに、他國人にあはむと思ふほど、此書を懐にしたらむには、その國の名處の、彼集に出たらむかぎりをば、唯一目に見出られて、いと便やすからむ料にもとてなり

○名處の在處の某郡に管たるよし、并その證歌等は、名處考に就て見べし、たとへばふじは、名處考卷五ふ部に出、よし野は、卷六よ部に出たるが如し

○山の題の歌をよまむには、某の嶺或は某の尾上など云をよまむに妨なし、海の題の歌をよまむに、某の浦、或は某の濱など云をよまむに妨なし、よむ人の心にまかすべきことなり、又たとへば、嶺の題の歌をよまむには、某の山とあるをばよまむじく、浦の題の歌をよまむには、某の海とあるをばよまむじくことさらなり、これらのことをも、初學の徒は心得おくべきことなり

○おきつ島山、あべ島山などの類をば、山の題にも、島の題にもよまむに妨なければ、山類に出して、

島類にも更^{サラニ}出せり、此類多し、准へて知べし。

○壹岐の島の類をば、しばらく島類に出すといへども、今島と云題の歌によまむには、斟酌あるべきことなり、磯城島などの類は、もとより島の題によまむには、よろしからず

○春日、初瀬などの類は、かすが山、はつせ山などいへるをば、山類に出し、かすが野とあるをば、野類に出し、はつせ川とあるをば、川類に出し、又たどかすが、はつせとのみもいへば、雑類にも出したる類ありて、同地をも、その稱名のまにまに、各類に隨て、かしこにも、こゝにも、いくたびも

出せること多し、さてはいさゝかわづらはしきに似たれども、見出すに早からむが料にとてなり
○春日山をば、かすが山とも、かすがの山とも、のの言を補^{ツク}ても、略きてもいへど、かぐ山をば、かぐの山とはいへる例なく、ふじの山をば、ふじ山といへる例なければ、いづれもひたすら古例によりて、私にの言を、そへも、はぶきもすべからず、故の言を、はぶきてもそへても、いへるをば、二ながら擧て、其例をしらしめたること多し

○雑類には、たとへばいかるが、うしまどなどの類の、山にも川にも屬^{ツケ}がたき名處を出せり、又たとへば、國名の石見を、いはみの海といへば、海類にも出し、いはみとのみもいへば、雑類にも重出せる類多し、さて雑と云名目、うるはしくは當らぬことなりとも云べけれど、ことごとくしき名目などを設け出むは、中々に初學の輩のまどふこともあるべければとてなり

○こ島といふに、同じ紀伊國にて、名草郡に屬たる子島あり、牟婁郡に屬たる小島ありて、同じ國、同じ名にして、別郡なるあれば、同國に二出して、その謂をしめしたるなり、ふと見ば、衍^{トク}て重出せりと思ふべければなり、又備前國兒島郡にもいはゆる吉備の兒島あれば、備前國の中にもこ島と出

したり、又その他、在處のさだかならぬこ島、集中に二所見えたるが故に、未勘國の中にも、こ島といふもの二出せり、此類いづれも准へ知べし

○地名の首に、。をしるしたるは、集中に、地名のみ出て、歌詞の見えざるしるしなり

天保十三年壬寅七月廿三日

藤原太郎雅澄識

萬葉集名處國分

◎山城 「山」いくぢ山○かゞみの山○かせ山(かせの山とも)○くひ山○こはたの山○こま山○さ
 がら山○さぎさか山○ふたぎ山○みもろと山○わづか山 「柚」わづか柚山 「坂」さぎ坂 「岡」い
 ぐぢの岡 「道」いくぢの道○やまだの道(或云、未勘、或云、河内) 「路」やましる路 「社」くぜの
 社 「野」いはたの小野○いり野(或云、丹後)○かみたかは野(本には、上小葉野アゲハノとあり、誤字なる
 べし、或云、豊前、或云、未勘)○するのほら野(或云、和泉、又大和)○たかは野(當國ならむ
 か、或は豊前)○たなくらの野○ふたぎ野 「原」あごねの原(或云、未勘)○つゝきの原○ふたぎ
 の原○みかの原 「田」かにはの田居○ふしみが田居 「渡」うぢの渡 「川」いづみ川(いづみ
 の川とも)○うぢ川○かも川○くぜの川原○なきの川 「瀬」やまぶきの瀬 「江」おほくらの
 入江 「都」うぢの都○おほやまとくにの都○くにの都 「宮」ふたぎの宮 「離宮」みかのはらの離
 宮 「里」いづみの里 「村」たかつきの村 「雜」いづみ○うぢ○くぜ○やましる(國名)○やましな
 ◎大和 「山」あさづま山(あさづまのかた山とも)○あなしの山○あほ山(或云、さほ山の誤)○あ
 めのかぐ山○あをかぐ山○いかつち山○いこま山○いはれの山○うぢま山○うねびの山(うねびの
 このみづ山とも)○おさかの山○かぐ山○かさの山(三笠山なり)○かすが山(かすがの山とも)○
 ○かづらき山○かみのかぐ山○かみ山○かみをかの山○かむなび山(かむなびの山とも)○さき山
 (さきの中山とも)○くらはし山(くらはしの山とも)○こせ山(こせの山とも)○さき山○さほ山

(さほの山とも)○しま山○たかきの山○たかまと山(たかまとの山とも)○たつた山(たつたの山
 とも)○たむの山○たむけの山○とは山○とみ山○なら山(ならの山とも)○にふの山○はかひ
 山(はかひの山とも)○はたのよこ山○はつせ山(はつせの山とも)をはつせの山とも)○ひきでの
 山○ひとくに山○ふたがみ山○ふる山(ふるの山とも)○へぐりの山○ほそかは山○まきむく山(ま
 きむくの山とも)○まつち山(まつちの山とも)○みかきの山○みかさ山(みかさの山とも)○みく
 まり山○みなふち山○みふねの山○みゝなし山○みむろの山(平群郡歟)○みもろの山(城上郡)○
 みわ山(みわの山とも)○もる山○やつり山○よし野の山(みよし野の山とも)○わかひの山○をぐ
 らの山 「嶺」いまきの嶺○たかまとの嶺○をぐらの嶺 「根」おほしまの根 「高根」いこま高根
 「嵩」あをねが嵩○とぶひが嵩○みかねの嵩○ゆつきが嵩○よし野の嵩 「坂」おほ坂○かしの坂○
 すみ坂○やへ坂 「岡」いまきの岡○かた岡○かみ岡○さだの岡○しげ岡○とみの岡○ならしの岡○
 まゆみの岡○るがひの岡 「道」かるの道○きのへの道 「路」こせ路○さほ路○たつた路(なら路
 (ならの大路とも)○はつせ路)とよはつせ路とも)○まやけ路○やまと路 「森」いはせの森○いは
 たの森○うきたの森○うなての森○なきさはの森 「社」かるの社 「瑞垣」ふる山の瑞籬(柚ふる山
 のみづ垣とよめり、又ふるの神杉とも見えたり) 「神」みもろの神 「林」へそかたの林 「野」あき
 の野(あきの大野とも)○あきづ野(あきづの野へとも、あきづの小野とも)○あだの大野○あば
 の野○いはくらの小野○うだの野(うだの大野とも)○うちの野○おほあらし野○かすが野(かすが
 のへとも、かすがの小野とも)○かりたかの野○かりぢの小野○くだら野○くるすの小野○こせの
 野(こせのはる野とよめり)○さき野○しきの野○しまの野○するのほら野(或云、山城、又は和泉)

○たかまのかや野○たかまとの野○つく野○なみしばの野○はた野○みかさの野へ○やたの野○を
ち野(をちの大野とも)、「原」くだらの原○すみだが原○たかぬ原○たけたの原○ながやの原○は
にやすのみかどの原○ふぢるが原○まかみの原○みやけの原、「田」あらか田(あらかの小田とも、按
に、地名に非るにもあらむか)○ふるのわさ田○をはり田、「橋」さかたの橋○たか橋(即ふるの高
橋なり)○ふるの高橋、「島」あきづ島○おほ島○しき島(或は天下總名)○たちばなの島○やまと島
(大和一國、或は天下總名)、「崎」とみの崎、「津」いちひ津、「門」さほの川門○なつみの川門、「淀」
あすか川なせの淀○みよし野の大川淀○むつたの淀、「淵」かむなびの淵、「瀬」ほそ川の瀬、「岸」
あさづまのかた山岸○さほ川の岸○まきむくの岸、「川」あきづの川○あすか川(あすかの川とも)○
あなし川(あなしの川とも)○いさ川○おほ野川原○かむなび川○きさの小川○きよみの川○く
らはし川(くらはしの川とも)○さほ川(さほの川とも、さほの川原とも)○そがの川原○とりかひ
川○なつみの川○にふの川○のと川○のとせ川(のとせの川とも)○はつせ川(はつせの川とも)○
ひのくま川○ひろせ川○ふる川○ほそ川○まきむくの川○みわ川○むつたの川○やつり川○ゆふ川
○ゆふや川○よし野川(よしの川とも、みよし野川とも、みよし野の大川よども)○よしき川
「瀧」おほ瀧○瀧のへ○瀧のみやこ○瀧のみかど○よし野の瀧(みよし野の瀧とも)、「江」ひだの細
江「沼」さき沼、「池」かつまたの池○かりぢの池○かるの池○きよすみの池○つるぎの池○はにや
すの池○まがりの池○みなしの池○よるかの池、「澤」さき澤、「堤」はにやすの堤はにやすの池の
堤とも)、「井」御井(藤原宮御井なり)○ゆけひの御井○ゆづるはの御井、「水」みゐのまし水
「都」たぎの都○ならの都○ふぢはらの都「舊都」あすかの舊都「宮」あきづの宮○あさくらの宮

○うねのびの宮○かぐやまの宮○かはらの宮○きのへの宮○きよみはらの宮○きよみの宮○さきの
宮○しまの宮○たかまとの宮(たかまとの野のうへの宮とも、たかまとの尾のうへの宮とも)○ふ
ぢはらの宮(ふぢはらの大宮とも)○よし野の宮(みよし野のこの大宮とも)、「御門」しまの御門○
たきの御門「御階」しまの御階「里」あすかの里○おほはらのふりにし里○かすがの里○かむなび
の里○さほのうちの里○すがはらの里○たむらの里○ならの里○ふぢはらのふりにし里○ふるの
里「市」かるの市○つば市○にしの市○ひむがしの市「寺」かはら寺○たちばなの寺○とよらの
寺「國」はつせの國(はつせ小國とも)○やまとの國○よし野の國「庄」たけたの庄○とみの田庄
「回」いめのわた「雜」あすか○あすか(ふるさとのあすかなり)○あだ○いかつち○いかるが○い
けかみ(或云地名に非)○いそのかみ○いはれ○うだ○うねび○うゑつき○おきな○おほあらし○
おほはら○かしはら○かすが○かづらき○かむなび○かりたか○こせ○さかて○さほ○さほのうち
○しま(平群郡)○なつみ(城上郡と字陀郡との間)○なら○はつせ○はにやす○ひのくま(さひのくま
み(吉野郡)○なつみ(城上郡と字陀郡との間)○なら○はつせ○はにやす○ひのくま(さひのくま
とよめり)○ふすま(或云地名に非ず)○ふたがみ○ふぢはら(高市郡皇居地)○ふぢはら(高市郡大
原村)○ふる○ほづみ○まきむく○みなふち○みなし○みもろ(城上郡)○みもろ(高市郡)○み
わ○むろふ○やまと(大和一國、或は天下總名)○やまむら○よし野(みよし野とも)○よなばり
○るの)

◎河内「山」くさかの山「道」たごえの道(たごえの此道とよめり)○やまだの道(當國歟、又
は山城)「野」よこ野「橋」かたすは川のさにぬりの大橋「川」かたすは川○ゆけの川原「江」

くさか江 「井」たかはらの井 「里」くれの郷 「雜」かふち(國名)○たかや(又は大和) ○和泉 「柚」いづみの柚(當國敷) 「野」するのほら野(或云山城、或大和) 「海」ちぬの海 「濱」たかしの濱 「池」とろしの池 「雜」しぬだ○ちぬ

◎攝津 「山」あさかの山○ありま山○したひ山○しはつ山○なすき山○るな山 「路」なには路 「神」すみのえのあら人神(すみのえのあが大明神とも、すみのえのあがすめ神とも) 「野」あけさば野(或云未勘、按に誤字)○あさゝは小野○つが野○るな野○をりの小野 「原」あぢふの原○まぬのはり原○みつの松原 「田」すみの江の小田 「海」あごの海○なごの海○なにはの海○むこの海 「浦」あさかの浦○しきつの浦○まぬの浦○みぬめの浦○むこの浦 「濱」いでみの濱○おほわたの濱 ○こ濱○すみの江の濱○なごの濱(なごえの濱とも)○みつの濱 「湊」るなの湊 「鴻」あさか鴻 ○なには鴻 「島」あべの島(或云未勘)○かさぬひの島○て島○ひめ島○み島 「崎」なにはの崎○みつの崎○みぬめの崎 「津」えな津○しは津○すみのえの御津○たか津○なには津○み津(西成郡) ○み津(住吉郡、即すみの江の三津とよめる是なり) 「泊」みつの泊○むふの泊 「門」なには門 「渡」むこの渡 「橋」よどのつぎ橋 「沖」すみの江の沖 「岸」すみの江の岸 「川」ほり江の川○むこ川○るな川 「江」たま江○なご江○なにはの小江○なには堀江○ほり江○みしま江 「池」まぬの池 「水」たるみの水 「宮」あぢふの宮○おしける宮○たかつの宮○ながらの宮○なにはの宮 「里」すみの江の里 「國」つの國(國名)○なにはの國 「回」おほ回 「雜」あしはや○あられ○ありま○うなひ○しはつ○すみのえ○すま○たるみ○つぬ○つもり○てしま○なには○まぬ○みぬめ○よど

◎伊賀 「山」なばりの山 「野」なばりの野 「雜」なばり

◎伊勢 「山」いさみの山(或は、いはそへたる言にて、さみの山なりともいへり)○さみの山 「野」かはくちの野へ 「原」いしの原 「湊」まとかたの湊 「海」いせの海○こがたの海 「濱」いせの濱 (いせの濱狭とよめり) 「島」いらごの島 「崎」しでの崎 「川」すゝか川○みへの川○わたらひの大川 「井」いしの御井 「宮」わたらひつきの宮 「行宮」かはくちの行宮 「國」いせの國(國名) 「雜」いせ(國名)○まとたか○やまゝ

◎志摩 「山」あごの山 「浦」あごの浦 「崎」たふしの崎 「雜」しま(國名)

◎尾張 「山」あべしま山(又は筑前) 「田」さくら田○をはり田 「浦」ちたの浦 「鴻」あゆち鴻 「島」あべ島(又は筑前) 「水」あゆちの水 「雜」あゆち

◎參河 「原」よさみの原 「道」ふたみの道 「雜」あをみづら(或云當國にあり、按に地名に非るか) ○みかは(國名)

◎遠江 「山」よらの山(當國にあるか、或未勘) 「尾」をなの尾(又は信濃か) 「林」きへの林 「野」あさは野(又は武藏か)○ひくま野 「浦」おほの浦○にへの浦 「濱」なが濱 「磯」しるはの磯 「江」いなさほそ江 「郡」さやの郡○ながのしもの郡○やまの郡 「縣」あふみ縣 「雜」あらたま○

きへ○とほつあふみ(とへたほみとも、國名)

◎駿河 「山」ふじの山(ふじのしば山とも) 「根」するがの根○ふじの根 「野」みつが野(當國敷) 「坂」たこのよび坂 「田」あべの田面 「海」するがの海 「湖」せの海 「浦」しだの浦○たこの浦 「崎」

きよみの崎 「津」やき津 「磯」むらじが磯 「川」ふじ川 「澤」なる澤 「市」あべの市 「國」するが

の國(國名) 「郡」うどの郡 「雜」いははら○かむしだ(當國敷)○さわたり、或云未勘)○するが

きへ○とほつあふみ(とへたほみとも、國名)

◎駿河 「山」ふじの山(ふじのしば山とも) 「根」するがの根○ふじの根 「野」みつが野(當國敷) 「坂」たこのよび坂 「田」あべの田面 「海」するがの海 「湖」せの海 「浦」しだの浦○たこの浦 「崎」

きよみの崎 「津」やき津 「磯」むらじが磯 「川」ふじ川 「澤」なる澤 「市」あべの市 「國」するが

の國(國名) 「郡」うどの郡 「雜」いははら○かむしだ(當國敷)○さわたり、或云未勘)○するが

(國名、) ○たちばな(又按に、地名に非るか、)

◎伊豆 [高根] 5つの高根 [海] 1つの高 [澤] なる澤

◎甲斐 [國] かひの國(國名、) [堤] つるの堤

◎相模 [山] あきなひの山 ○あしがら山(あしがらのやへ山とも、) ○かけ山 ○かまくら山 ○はこねの山 [嶺] あしがらの嶺 [根] さがむ根 ○はこねの根ろ [坂] あしがらの御坂 [路] さがむ路 [濱] よろきの濱 [崎] みうら崎(或云陸奥、) ○みこしの崎 [川] とひの川内 ○みなせ川 [湯] とひの川内にいづる湯 [雜] あしがら(あしがらとも、) ○かまくら ○しばつき(或未勘、或云陸奥、) ○とひはこね ○まゝ

◎武藏 [山] またのよこ山 ○よこ山 [根] むざし根 [路] いりま路 [野] あさは野(又は遠江敷、) ○むざし野 [原] おほやが原(當國敷、) [岫] むざし野の小岫 [浦] こすげろの浦(當國敷、) [島] ・と島 [津] さきたまの津 [川] たま川 [沼] みくゝ沼(或云未勘、本に野とあり、沼なるべし、) ○をさきの沼 [郡] ・えはらの郡 ○・ちよぶの郡 ○・つよきの郡 ○・しまの郡 [雜] うなひ ○こば ○さきたま ○たちばな

◎安房 [郡] ・あさひなの郡 ○・ながさかの郡 [雜] あは(國名、)

◎上總 [根] うまぐたの根ろ [瀉] うななみ瀉 [津] うななみの津(うななみのその津とよめり、) [國] ・かみつふさの國(國名、) [郡] ・あまはの郡 ○・いちはらの郡 ○・ながらの郡 ○・むざの郡 ○・やまのべの郡 [雜] うななみ ○する

◎下總 [野] ちはの野 ○とやの野 [橋] まゝのつき橋 [島] さ島 [磯] まゝの於須比 [浦] まゝの

浦 ○みやけの浦 [川] はらる川(或云未勘、) [川門] はらる川門(或云未勘、) [渡] こがの渡 [江] まゝの入江 [井] まゝの井 [郡] ・いにはの郡 ○・さうまの郡 ○・はにふの郡 ○・ゆふきの郡 [雜] かづしか ○くらが(まくらがとよめり、) ○こが ○しもふさ(國名、) ○まゝ

◎常陸 [山] あしほ山 ○さぬ山(或云上野、) ○つくは山(つくはの山とも、) [根] つくは根(をづくは根ろとも、をづくはのねろとも、) [丘] あは丘 [岡] きはつくの岡 ○とりの岡 [田] しづくの田居 [橋] かるぬの橋 [海] なさかの海 [湖] とはのあふみ [濱] こぬみの濱 [島] か島 [崎] いそ崎 ○かしまの崎 [津] もはき津 [川] くじ川 [井] さらし井 [國] ひたちの國(國名、) [郡] ・うばらきの郡 ○・しだの郡 [雜] つくは(をづくはとよめり、) ○なか ○にひばり ○ひたち(國名、)

◎近江 [山] あふさか山 ○いか山 ○いそへの山(或云地名にあらず、) ○ときつしま山 ○さゝなみの大山 ○しほつ山 ○たかしま山 ○たなかみ山 ○たむけの山 ○とこの山 ○なみくら山 ○ひら山 [坂] あふ坂 [路] あふみ路 [野] かり野 ○・かまふ野 ○さぬかたの野 ○つくま野 [原] かり野の原 [湖] あふみの海 ○かとの海 [浦] かとの浦 ○しがつの浦 ○すが浦 ○なつみの浦 ○ひらの浦 ○まながの浦 [湊] あどの湊 ○ひらの湊 [島] おきつ島 ○すが島(當國敷、或云、阿波紀伊の間にあり、) ○たかしまの磯 [川] あど川 ○いさや川 ○おきなが川 ○みつ川 ○やすの川 [宮] おほつの宮 [舊都] さゝなみの舊都 [國] あふみの國(國名、) ○ささなみの國 [渚] かり野の渚 [回] しがの大回(一云ひら、) [雜] あふみ(國名、) ○おきなが ○いぬかみ ○さゝなみ ○さぬかた ○しが ○つくま ○とほつ あふみ ○みを ○やはせ ○よなか(或云當國にあり、) ○をち

◎美濃 「山」おきそ山○ふは山○み野の山 「根」わざみの根 「關」ふはの關 「野」たぎの野○わざみ野 「原」わざみが原 「瀬」たぎの瀬 「川」たど川 「崎」あれの崎(或云未勘) 「瀧」たぎ 「宮」くくりの宮 「行宮」わざみの原の行宮 「國」みぬの國(國名) 「雜」たかきた

◎飛彈 「雜」ひだ(國名)

◎信濃 「山」うら野の山 「尾」をなの尾(又は遠江歟) 「路」しなぬ路 「野」すがのあら野 「川」ちぐまの川 「郡」ちひさがたの郡 「雜」しる○しなぬ(國名) ○はにしな

◎上野 「山」あそ山○うすひの山○さぬ山(或云常陸) ○にひた山 「根」いかほ根(いかほの根ろとも) ○くろほの根ろ○たごの根 「坂」うすひの坂 「野」いり野 「橋」さぬの舟橋 「島」まぐは島門(當國歟) 「川」とね川 「門」まぐはしま門 「沼」いかほの沼○いならの沼○かほやが沼 「田」さぬ田 「畷」いかほろの畷 「堰」やさかの堰 「雜」いかほ○かぬま(或云下野) ○かみつけぬ(かみつけのとも國名) ○さぬ○たご○にふ○たどり○をど○をぬ

◎下野 「山」くろかみ山○みかもの山 「川」あその川原 「郡」あしかがの郡○かふちの郡○さむかはの郡○しほのやの郡○つがの郡○なすの郡○やなたの郡 「雜」かぬま(或云上野) ○しもつけぬ(國名)

◎陸奥 「山」あさか山○いはき山○みちのく山 「根」あだらの根○あひづ根 「野」ま坂 「崎」みうら崎(或云相模) 「雜」あだたら○かとり○しばつき(或云未勘、相模) ○まぬ○みちのく(國名) ○をだ

◎出羽

◎若狭 「山」のちせ山 「路」わかさ路 「海」みかたの海 「雜」わかさ(國名)

◎越前 「山」あらし山○おほ山(こしの大山ともよめり、或云越中) ○にふの山○みくに山 「坂」いづはたの坂 「路」みこし路 「野」あぢま野 「海」こしの海 「浦」たゆひが浦○けひの浦(當國歟、又は淡路) 「濱」つぬがの濱 「津」つぬがの津 「潟」ありち潟(或云未勘) 「川」しくら川(或云未勘) 「國」こしの國(國名) 「雜」かへる○こし(みこしとも、國名)

◎加賀 「郡」かぎの郡 「村」ふかみの村

◎能登 「山」ののしま山 「根」かしま根 「路」しを路 「海」すゝの海○のの海○はくひの海 「浦」ながはまの浦 「島」か島○つくゑの島○のの島山 「川」にぎし川 「泥」くまきの泥 「郡」ふふしの郡 「村」くまきの村 「雜」すす

◎越中 「山」おほ山(こしの大山とよめり、或云越前) ○すかの山○たち山○となみ山○ふたがみ山(ふたがみの山とも) 「尾上」ふたがみの尾上 「谷」しづ谷 「路」おほ野路○みこし路 「神」となみ山たむけの神 「關」となみの關 「野」いはせ野○すぎ野○みしま野○めひの野 「海」こしの海○なごの海 「湖」ふせの海(ふせの水海とも) 「浦」あをの浦○たこの浦○たるひめの浦○なごの浦 ○ふせの浦○をふの浦 「濱」しなぬの濱○なが濱○まつだ江の濱(まつだ江の長濱とも) 「島」たこの島 「崎」しづたにの崎(たるひめの崎) ○たこの崎○をふの崎 「磯」しづたにの荒磯 「川」いみづ川○うさか川○うなひ川○かたかひ川(かたかひの川とも) ○さきた川(さきたの川とも) ○にひ川○はひつきの川○めひ川○をかみ川 「江」なご江(なごの江とも) ○ひみの江○ふる江○まつだ江 「井」てら井 「國」こしの國(國名) 「里」やぶなみの里 「村」ふる江の村 「雜」こしのなか(國名)

越中、○こし(みこしとも、國名、)○たむけ○たるひめ○なご○ふたかみ○みちのたか(國名越中、)
○越後 〔森〕いくりの森 〔神〕いやひこ神 〔路〕みこし路 〔海〕こしの海 〔國〕こしの國(國名、)
〔雜〕こし(みこしとも、國名、)○いやひこ

○佐渡 〔雜〕さど

○丹波 〔山〕おほえの山 〔路〕たには路 〔雜〕たには(國名、)

○丹後 〔野〕いり野(或云山城、) 〔岸〕すみの江の岸 〔雜〕すみの江

○但馬

○因幡 〔島〕いらこの島(當國賦、) 〔國〕いなばの國(國名、) 〔雜〕いなば(國名、)○やかみ

○伯耆

○出雲 〔山〕かみ山 〔海〕おうの海 〔浦〕おうの浦 〔島〕たく島 〔江〕すさの入江(或云紀伊、)

〔雜〕いづも(國名、)

○石見 〔山〕かも山○たかつぬ山○やかみの山○わたりの山 〔海〕いはみの海 〔浦〕つぬの浦

〔崎〕からの崎 〔津〕きた津(もと和多豆を、訓誤れるなりといへり、)○わた津 〔川〕いし川 〔里〕

つぬの里 〔石室〕しつの石室(當國にありといへり、) 〔雜〕いはみ(國名、)○わたつ

○隠岐

○播磨 〔山〕たのらきの山 〔野〕いなみ野(いなび野とも、) 〔海〕いなみの海 〔浦〕あかしの浦○

ひかさの浦○ふぢえの浦○むろの浦 〔濱〕ふなせの濱 〔湊〕まとかたの湊 〔瀨〕あかし瀨 〔島〕い

へ島(いへの島とも、)○かこの島○からの島○なる島 〔崎〕せとの崎 〔灘〕ひぢきの灘(或云備後

より西にあり) 〔門〕あかしの門(あかし大門とも、) 〔川〕いなみの川○しかま川 〔江〕しかま江
○つたのほそ江 〔國〕いなみ國原○はりまの國(國名、) 〔雜〕いなびつま(いなみつまとも、)○な
きすみ○ふなせ

○美作

○備前 〔島〕きびのこ島○こ島 〔雜〕うしまど○かだ○きび(國名、)

○備中 〔浦〕いそまの浦(按に、いそみの浦を誤れるか、さらば地名に非ず、)○たまの浦 〔島〕かみ

島 〔渡〕かみの渡 〔雜〕きび(國名、)

○備後 〔山〕ふかつしま山 〔浦〕かざはやの浦○とも浦○ながみの浦 〔島〕ふかつ島山 〔國〕

きびのみちのしりの國(國名、) 〔郡〕みづきの郡 〔雜〕みちのしり

○安藝 〔山〕さへき山(或云さつき山の誤、地名に非ず、) 〔浦〕ながとの浦 〔島〕ながとの島 〔國〕

あぎの國(國名、) 〔郡〕さへきの郡 〔驛〕たかにはの驛

○周防 〔山〕いはくに山 〔海〕さばの海 〔浦〕くまけの浦○まりふの浦 〔島〕いはひ島○おほ島

〔門〕なる門 〔郡〕くがの郡 〔雜〕すはう(國名、)

○長門 〔島〕かり島○つね島 〔雜〕ながと(國名、)

○紀伊 〔山〕いとかの山○いも山(いもの山とも、又いもせの山とも連ねよめり、)○おほは山(或云

未勘、)○きりめ山○せの山(又いもせの山ともつらねよめり、)○たまづしま山○なぐさ山○をすて

の山 〔坂〕ふぢしろの御坂 〔岡〕いはしろの岡○さぬの岡 〔路〕き路 〔關〕きの關 〔森〕つまの森

〔野〕いはしろの野○おほや野○さひか野 〔海〕のき海○くろうしの海 〔浦〕あこねの浦○かたみの

浦○みくま野の浦○さひかの浦○たまの浦○なたかの浦○みなべの浦○みほの浦○わかの浦〔濱〕
 あくらの濱○いはしらの濱○かさはらの濱○かみの小濱○ふけひの濱〔瀨〕くろうし瀨〔島〕いも
 が島○か島○こ島(名草郡)○こ島(牟婁郡)○たまづ島〔崎〕いほ崎○おほ崎○かみの崎○しら崎
 ○ゆらの崎(ゆらのみ崎とも)〔江〕すさの入江(或云出雲)○むろの江〔渡〕さぬの波〔磯〕おほ
 さきの荒磯○しらかみの磯〔岸〕いはしらの岸〔川〕きの川〔湯〕きの湯〔國〕きの國(國名)○
 石室〔みほの石室〕〔雜〕あくら○あだ○あて○いはしろ○かざはや○き(國名)○くま野(まくま野
 とも、みくま野とも)○まつばら(當國にありといへり)○むらさき(或云當國にあり)○
 ◎淡路 〔野〕あさ野 〔瀨〕瀨のへ 〔海〕けひの海 〔浦〕けひの浦(或云越前)○まつほの浦 〔島〕
 あはぢ島○ぬ島 〔崎〕ぬしまの崎 〔雜〕あはぢ(國名)○
 ◎阿波 〔山〕あはの山
 ◎讃岐 〔山〕さみね山 〔浦〕つぬの浦 〔湊〕なかの湊 〔島〕あは島(あはの小島とも)○さみねの
 島 〔國〕さぬきの國(國名) 〔郡〕あやの郡
 ◎伊豫 〔高根〕いよの高根 〔岡〕いざにはの岡 〔津〕あきた津○にぎた津 〔湯〕み湯のへ 〔行宮〕
 ・いはのの行宮 〔雜〕いよ(國名)○
 ◎土佐 〔路〕とさ路 〔浦〕さだの浦(當國敷)○とほつ大浦(當國敷)○なほの浦(當國敷) 〔濱〕
 とほつの濱(當國敷) 〔國〕とさの國(國名) 〔雜〕ふしこえ(或云未勘)○
 ◎筑前 〔山〕あしき山○あべ島山(又は尾張)○おほ野山○おほきの山○かやの山○きの山○しか
 の山○なご山 〔道〕きの山道 〔神〕しかのすめ神 〔森〕みかさの森 〔津〕あしき津○おほ津○やす

の津 〔原〕こふの原○ゆの原 〔海〕あらつの海 〔浦〕おほ浦○からの浦○しかの浦○しまの浦○と
 はたの浦○この浦 〔濱〕あらつの濱○しかの濱 〔湊〕をかの湊 〔瀨〕かしひ瀨(かしひの瀨とも)○
 〔島〕あべ島(又は尾張)○みの島 〔崎〕あらつの崎○かねの御崎○み崎○やらの崎 〔津〕あら
 津○ひき津 〔泊〕から泊○この泊 〔川〕あしきの川 〔江〕かしふ江 〔湯〕すきたの湯○湯のはら
 〔郡〕いと郡○かまの郡○かすやの郡○なかの郡○むなかたの郡 〔郷〕いちの郷 〔村〕ふか
 江の村 〔驛〕あしきの驛○ひなもりの驛 〔亭〕からの亭○ひきつの亭 〔城〕さの城○みづ城
 〔雜〕しか○しま○つくしのみちのくち(國名)○ふかえ
 ◎筑後 〔國〕つくしのみちのしりの國(國名)○
 ◎肥前 〔山〕まつら山 〔嶺〕ひれふる嶺 〔嵩〕きしみが嵩 〔路〕まつら路 〔海〕まつらの海 〔浦〕
 たましまの浦○まつらの浦 〔島〕こま島○たま島 〔崎〕ちかの崎 〔淵〕たましまの淵 〔川〕たま
 しま川(たましまのこの川上とも)○まつら川(まつらの川とも) 〔淀〕まつら川なゝ瀬の淀 〔亭〕
 ・こましまの亭 〔縣〕まつら縣 〔國〕ひのみちのくちの國(國名) 〔郡〕そのきの郡 〔雜〕まつら
 ◎肥後 〔浦〕ぬさかの浦 〔島〕みづ島 〔崎〕みづらくの崎 〔國〕ひのみちのしりの國(國名)○
 〔郡〕ましきの郡 〔雜〕あしきた○ひらしき
 ◎豊前 〔山〕かゞみ山(かゞみの山とも)○なほり山(或云なすき山の誤) 〔野〕かみたかは野(或
 云未勘、按に、もしは當國、或は山城ならむ)○たがは野(或云未勘、もしは當國、或は山城ならむ)○
 〔浦〕わくまの浦 〔濱〕きくの濱(きくの長濱とも、きくの高濱とも)○くらなしの濱(或云未勘)○
 たか濱○なが濱 〔池〕きくの池 〔國〕とよ國(國名) 〔雜〕かはる

- ◎豊後 [山]くたみ山○ゆふ山(ゆふの山とも) [國]とよ國(國名)
- ◎日向 [嵩]たかちほの嵩
- ◎大隅 [雜]・おほすみ(國名)
- ◎薩摩 [門]せと [雜]さつま(國名)○はやひと
- ◎壹岐 [野]いはた野 [島]ゆきの島 [雜]ゆき(國名)
- ◎對馬 [山]あさぢ山○うへかた山○ゆふし山 [根]つしまの根 [浦]・あさぢが浦○たかしきの浦 [渡]つしまの渡 [雜]たかしき○つしま(國名)
- ◎天下總名 [國]あしはらのみづほの國(みづほの國とのみも)○やきとの國(或は大和一國をも云) [島]しき島(或は大和一國をも云) [雜]おほやまと○ひのもと○やまと(或は大和一國をも云)
- ◎西海九國 [路]つくし路 [島]つくしの島 [崎]つくしの崎 [國]つくしの國 [雜]つくし
- ◎四國 [國]さしなみの國
- ◎天上 [川]あまの川(あまの川原とも)○ぬな川(やすの川原とも) [渡]やすの渡 [原]ひめすが原
- ◎黄泉 [雜]とこよ○よみ
- ◎蕃國 [國]から國○しらきの國 [雜]こま○しらき○もろこし
- ◎海外 [雜]とこよ
- ◎仙境 [國]とこよの國 [雜]とこよ

萬葉集名處國分終

- ◎未耕國 [山]あかみ山○あじくま山○こもち山○しはせ山○しまくま山○しら山(按に、越の白山ならむか)○のとかの山○ゆふま山○よらの山(按に、もしは遠江ならむ) [根]あを根ろ(按に、地名に非るか)○いわた根○こなのしら根(按に、もとしのしら根を誤れるにはあらざるか)○しら根(こなのしら根なり) [岡]さなつらの岡○みやじろの岡 [野]あぬな(按に、なは野なるべし)○おしたる小野○かりはの小野(按に、かりぢの小野を誤れるにて、大和ならむ) [浦]あみの浦(按に、誤字ならむ)○ちえの浦○なほの浦(土在なるとは別なり)○まつが浦 [湊]かけの湊 [瀉]あせか瀉○たゆひ瀉○ひた瀉 [島]かさ島○かぢ島○こ島(紀伊、又備前なるとは別なり)○こ島(上に同じ) [埼]あらゐの埼さての埼(或云、しての誤にて、伊勢) [川]うるわ川(又はうるや川、按に、共に誤字ならむ) [池]うきぬの池 [里]こそその里(こそその里人とよめり)○みえりの里○もりへの里○ゆきみの里○を里(按に、地名に非るか) [坂]いはほろの坂(或云、いかほろの坂の誤) [雜]あそ○あぢかま○あぬ○かえ○しほつ○とは○なかまな○なるせ○ふるや○むろがや(按に、地名に非るにもあらむ)○やぬ(或は伊豫)○をくさ○をぐさ

附言

予此名處國分をかきをへて、さらに思へらく、大和國に、名處舊跡の多きはさらに論ずるかぎり非ず、攝津、近江、紀伊の國々は、又大和につぎて名處多し、山城は又それらにつぐべし、山城によなく名處の多くなれるは、平安城を定め賜ひてよりこのかたのことにて、そのかみはいまだ時いたらざりしなれば、今世の心にて見る時は、思の外なること多きことさらなり、其他諸國をおしわたして考見るに、美濃、尾張等の國々は、思の外に名處すくなくして、筑前、越中などには、こよなく名處多し、豈筑前、越中の國々美濃、尾張等に勝りて、名區佳境の多かるべきよしあらむや、しかるに萬葉の歌詞にて見れば、筑前、越中などには、面白き處きはめて多く、美濃、尾張などには、中々にめでたき地いとくすくなきが如し、其故いかむとなれば、筑紫太宰府帥には、旅人卿、筑前國の長官には憶良大夫まけられたまひ、越中の國府には家持卿、池主宿禰など、任されたまひしによりて、これらの人々、事とりたまふいとまには、こなたかなた行めぐり、目にふれられし地々の風景を、まことの形勢にもまさりて、をかしく歌詞にのべたまひて、後世の今に傳へられしが所以ならずや、石見なども、あはれ柿本朝臣の下られざらましかば、彼國の古の名處は、つひに幸の崎なるいくりも、底深くしづみはて、高角山も、音高く後世に聞ゆることもあらじとぞ思はる、さればいかなる靈地勝景ありても、時ありて、心ある人の目にふれて、もてはやされほめたへられしことなくては、つひに世にしらるゝことなく又さまでなき鄙地閑境にても、時ありて名だゝる人に遊賞せられて、うたひつたへらるゝときは、千年八千年の後までも、言靈と共に其名朽せず、天下の人にしらるゝことあ

附言終

るは、これその地の犬幸ならずや、人の才藝又これに同じ、人にしらるゝと、しられざるとは自にあらず、他の稱すると、稱せざることとなり、されば世にしられずとて、ふかく歎かむもいたづらなり、たゞ身に幸のいたる時を待べきにこそ、其幸の至ると云ものはなむぞや、あなかしこ、これ亦杵築の大神の、幽冥事のほかならめかも

萬葉集名處考

凡例

飛鳥に、里あり川あり、網兒に、浦あり山あり、さるたぐひは、大綱に「あすか」「あご」と出して、小口に里川浦山など類を別て歌詞を出せり、いづれもこれに准べし
 近江、出雲などのたぐひは、たゞ國名なるよしをのみ註してやみぬ、さるはたれも知たることなればなり、そのほか吉野龍田など、むかしより名だゝる地は、古語古歌などのたぐひ、古き書に考合すべきものすくなからねど、皆もらして筆紙の費をばぶき、たゞ國郡のみを註して、集中の歌詞を載たり相模、遠江などの類をも、國名とのみ註してやみぬべけれど、後に訛りて、古と唱の異なるが故にいさゝかそのよしを註付たり

地名のはじまれることのもと、又しか名づけたるゆるよしなど、くまなくしり得むことは、もとよりかたきわざなるを、そをしり得たりとて、さのみ裨益となることもなければ、しひて考へむも、いたづらのいたづきなりといひつべし、其中に秋津と名づけたることのもと、逢坂と負せたるゆるよしなどのたぐひ、古書にたしかにしるしたるをば、古言のさまを考る便ともなれば、かつがつ引るもあり、さるよしの見えざるはずでもらしつ

此書、名處を主として註せるが故に、名處にあづからぬことがらは皆はぶけり、その地の利用あるは形勢、或は由縁の類をくはしくしらざれば、歌詞にわたりて盡さること往々あるをば、はやく古

義に、詳悉に註しおきたれば、彼註につきて考べし、さはいへど、さきに古義に考へもらせしがときは、こたみ、此書にいひたることもまれくあれば、中にはいさゝか彼より、委しきこともありとしるべし

國名の安藝、郡名の怡土、宮の朝倉の類は、歌詞は見えずといへども、もらしすてむもさすがなれば、ちなみに集中に地名の出たるかぎりは出して、かつく註しおけり、さるは舊跡地理に用あらむをり、さぐりもとむるに便あればとてなり、歌詞に有をば、前後の文に出たるをも、用なきは略けることさらなり

「あをみづら」「いそまの浦」のたぐひ、地名なるまじくおぼゆるも多けれど、いまだたしかに地名にあらずとも決めがたきをば載て、そのよしそれく各條にことわり註しおけり、見む人ゑらぶべし
 「しのぶ川原」「ゆき」の岡などの類をば、後世の歌よみのともがら、萬葉より出たる名所なりとさだめるもおぼし、さるはもと此集を訓ひがめ、心得たがへなどしたるよりおこれることなるを、古學ひらけてより、古に志ある人の、今は思ひあやまつもあるまじかめればはぶけり

此書に載るところの集中の文字、流布る舊印本にたがひたるがところくあるは、數種の古本を校合せて、その中のよきを取用ひたるが多ければなり、又中には誤字なることのいちしるきをば、私に改めて引るもまれくあり、あれど緊要とあらぬは、なほもとのまゝにてさておけるもあり、其は中々に目なれたるかたの見安きこともあらむとてなり、彼此うたがはしきをば、古義を照見て考べし

凡例終

目録

あ部	二七七頁	い部	三〇一頁	う部	三一九頁	え部	三二五頁
お部	三二五	か部	三三三	き部	三五七	く部	三六二
け部	三六八	こ部	三六九	さ部	三七六	し部	三八六
す部	三九六	せ部	四〇三	そ部	四〇五	た部	四〇六
ち部	四二一	つ部	四二三	て部	四三〇	と部	四三三
な部	四四二	に部	四五六	ぬ部	四五八	ね部	……
の部	四六〇	は部	四六一	ひ部	四六五	ふ部	四七一
へ部	四七九	ほ部	四八〇	ま部	四八二	み部	四八七
む部	五〇一	め部	五〇四	も部	五〇五	や部	五〇五
い部	前出	ゆ部	五一五	え部	前出	よ部	五一九
わ部	五二四	ゐ部	五二六	う部	前出	ゑ部	……
を部	五二七						

目録終

萬葉集名處考卷之一

○あ部

あかし (明) (開) (明石) (赤石) (安可志) (安可思) など書り、和名抄に、播磨國明石(安可志)郡明石(明加之)郷とあり、○〔浦〕 卷三に、見渡者明石之浦爾燒火乃保爾曾出流妹爾戀久、卷七に、吾舟者明且石之浦爾榜泊牟奥方莫放狹夜深去來、(浦、舊本潮に誤) 十五に、安佐散禮婆云々安我已許呂安可志能守良爾云々、(凡て短歌は其詞を全く載、長歌は云々と記して、其詞の中下を略く、下皆此に准べし) ○〔瀉〕 卷六に、明方潮干乃道乎從明日者下咲異六家近附者、方は借字にて干瀉なり、○〔門〕 卷三に、天離夷之長道從戀來者自明門倭島所見、又海若者云々座待月開乃門從者云々、卷七に、粟島爾許根將渡等思軛、赤石門浪未佐和來、十五に、安麻射可流比奈乃奈我道乎孤悲久禮婆安加思能門欲里伊敵乃安多里見由、門は海門なり、○〔大門〕 卷三に、留火之明大門爾入口哉榜將別家當不兒、明大門は、荒木田氏のアカシオホトとよめるよろし、アカシノとの言を云ず、直に續け云るは、十四に、伊奈佐保曾江、卷廿に、伊古麻多可禰などよめる類なり

あかみやま (安可見夜麻) 未詳ならず、和名抄に、出羽國飽海(阿久三)郡飽海郷とあれば、もしは其地にて、飽海山なるべきか、(カとクとは親通へり) されどこれはたゞ推量のみなり、猶よく尋べし、十四に、安可見夜麻久左禰可利曾氣安波須賀倍安良蘇布伊毛之安夜爾可奈之毛

あき (阿騎) 延喜式に、大和國菟田郡阿紀神社とある、其地なり、又書紀天武天皇卷に、元年六月云々、即日菟田吾城とあるも同じ地なり、其下文に到大野とあるにて、その曠野のさま思ひやるべし、○〔野〕 卷一に、阿騎乃野爾宿旅人打磨寐毛宿良目八方古部念爾、○〔大野〕 卷一に、八隅知之云々三雪落阿騎乃大野爾云々

あき (安藝) 國名なり、卷五、十五に、安藝國、(凡て出處を記すに歌詞を載ざるは、題詞并左註にのみ出たる地名なり、下皆此に准べし、)

あきづ (秋津) (蜻蛉) (飽津) (蛭) など書り、大和國吉野郡にあり、本居氏云、大和志に、在川上莊西河村と云り、さもあるべし、契沖が、今下市と云所なりとか、と云るはいかゞ、後世の歌にかけるふの小野とよむも、此野のことにて、其後世に、蜻蛉をかけるふと云より誤れる名なり、〔頭註、新後撰、知られしを假にこめて〕古事記雄略天皇條に、天皇行幸吉野宮之時云々、即幸阿岐豆野而御獵之時、天皇坐御吳床、爾蛭昨、御腕、即蜻蛉來昨、其蛭而飛、(訓蜻蛉云阿岐豆) 於是作御歌、其歌曰、美延斯怒能衰牟漏賀多氣爾志斯布須登多禮會意富麻幣爾麻須、夜須美斯志和賀波富岐美能斯志麻都登阿具良爾伊麻志、斯漏多問能蘇呂岐蘇那布、多古牟良爾阿牟加岐都岐、會能阿牟婁阿岐豆波夜具比、加久能基登那爾波牟登、蘇良美都夜麻登能久爾衰、阿岐豆志麻登布、故自其時號其野謂阿岐豆野也、と見ゆ、○〔宮〕 卷六に、瀧上之云々三芳野之蜻蛉乃宮者云々諾之神代從定家良思母、宮は吉野離宮にて、同卷に、自神代芳野宮爾蟻道高所知者山河乎吉三、とある宮に同じ、契沖云、離宮はいづれの御代にはじめられけむ、いまだ考すと云ども、神武天皇をはじめて、おほくのみかど、此山にのぼらせ給ひければ、その初宮造せさせたまひたる時をさして、

神代從定家良思母と云り、○〔野〕 卷四に、如此耳戀哉將度秋津野爾多奈引雲能過跡者無二、卷七に、常不知人國山乃秋津野乃垣津幡鷲夢見鴨、又蜻野爾人之懸者朝時君之所思而嗟齒不病、又秋津野爾朝居雲之失去者、前裳今裳無人所念、卷十に、蛭野之尾花刈副秋芽子之花乎首核君之借鷹、十二に、留西人乎念爾蛭野居白雲止時無、卷一に、八隅知之云々、花散相秋津乃野邊爾云云、〔小野〕 卷六に、安見知之云々、見芳野乃飽津之小野笑云々、十二に、吉野之蜻乃小野爾刈草之、念亂而宿夜四會多、○〔川〕 卷六に、三吉野之秋津乃川之萬世爾斷事無又還將見、是は秋津野をながれたる川なり、(大日本靈異記に、大和國吉野郡桃花里云々、同處有河名曰秋河とあるは、もして秋津川にはあらざるか) ○〔瀧〕 卷九に、瀧上乃三船山從秋津邊來鳴度者誰喚兒鳥

あきづしま (秋津島) (蜻島) (安吉豆之萬) など書り、秋津島は、大和國葛上郡にある地名にて、書紀に、神武天皇三十有一年夏四月乙酉朔、皇興巡幸因登、腋上曠間丘、而廻望國狀、曰、研哉乎國之獲矣、雖内木綿之眞進國猶蜻蛉之臂、貼焉、山是始有秋津洲之號也、と見えたるより、起れる名なり、しかるを孝安天皇の、彼地に百餘年久しく宮敷坐りしより、秋津島倭とつゞけていひならへるより、大和一國に亘れる名のごとくなり、その一國にわたれるに引れて、つひに天下の大名の如くにもなれり、猶本居氏國號考を併考べし、されば各其歌につきて用捨あるべし、卷一に、山常庭云々、蜻島八間跡能國者、十三に、王之云々秋津島倭雄過而云々、十九に、蜻島山跡國乎云々、卷廿に、比左加多能云々安吉豆之萬夜萬登能久爾乃云々、此等は皆大和一國にわたりて云り、十三に、蜻島倭之國者云々、此は天下の大名にかけて云り

あきたづ (鮑田津) 伊豫國温泉郡一萬村の西に 古三津と云あり、これ古の成田津、秋田津、武田津と云三の津の跡なり、と云り、其十四五町ばかり西に、新三津とてある、是今の船津なりと云り、此ことさきに、門人大江秀浪、かの地に至りて、古のさまよくしれる人に尋ねたゞし、自ら其處のさまくはしく見たるに、誠にさもあるべきことなりと語りき、卷三に、百式紀乃大宮人之鮑田津爾船乗將爲年之不知久

あきなのやま (安伎奈乃夜麻) 相模國足柄郡にあるなるべし、國人に尋ぬべし、十四に、阿之我里乃安伎奈乃夜麻爾比古布爾乃斯利比可志母與許已波故賀多爾

あくら (鮑浦) (鮑等) など書り、本居氏玉勝問云、紀伊國海士郡賀田浦の南の方に、田倉崎といふ所ある、是鮑等濱なりと、里人の云傳へたるとぞ、卷七に、網引爲海子哉見鮑浦清荒儀見來吾、

今按に、浦の下、海字などありしを、散水の字重れる故に、見まがへて寫し脱したるにて、もとは鮑浦海とありしにもあらむか、○〔濱〕十一に、木國之鮑等濱之忘貝我者不忘年者雖歷

あげさゝはぬ (上竹葉野) 未詳ならず、俊賴朝臣の歌に、あびきする三津の濱邊にさわかれてあけさゝは野へ鶴かへるなり、とあるによらば、攝津國の地名なるべし、今一の愚考あり、か部にいふべし、十一に、妹之髮上小竹葉野之放駒蕩去家良思不合思者

あご (嗚呼兒) (網兒) など書り、和名抄に、志摩國英虞郡とある、其地なり、○〔浦〕卷一に、嗚呼兒乃浦爾船乗爲良武嬭嬭等之珠裳乃須十二四寶三都良武香、(嗚呼を阿の借字とせるは、歎息の聲なり、今ア、といふに同じ、靈異記に、噫、新撰字鏡に嗟を阿とよめり、皆同じ、しかるを舊本兒字を見に誤りて、アミノウラとよめるはよしなし、左に出す十五の歌の左に、柿本朝臣入麻呂歌曰、

安美能宇良と書るは、字の誤をも正さずして、後人の書加へしものにて、とるにたらず、十五に、安胡乃宇良爾布奈能里須良牟乎等女良我安可毛能須素爾之保美都良武賀、〔頭註 玉葉集、なみの浦にイソクルイッノニアゴ、ノヒナヒノスラムフトノラガアカモノスルニシホミツラムカ、〕舟乗すらむつま共の玉ものイソに沙みつらむかとありて、かみ〕○〔山〕卷四に、網兒之山五百重隱有佐堤乃琦左手蠅師子之夢の浦類字集に伊勢とせるは非なり、

あご (吾兒) (阿胡) など書り、左に出す卷七の歌の前後に、名兒之濱、奈吳之(乃)海などを並載たるを思へば、此は契沖も云し如く、名兒の海なり、名兒は攝津國住吉郡にあり、卷七に、雨者零借慮者作何暇爾吾兒之鹽干爾玉者將拾、○〔海〕卷七に、時風吹麻久不知阿胡乃海之朝明之鹽爾玉藻刈奈、十三に、處女等之云々阿胡之海之荒儀之於丹云々、又阿胡乃海之荒儀之上之小浪吾戀者息時毛無

あごねのうら (阿胡根能浦) 紀伊國日高郡鹽屋浦の南に、野島里といふありて、其處の海邊を阿胡浦と云て、貝多くより集る處なりとぞ、卷一に、吾欲之子島羽見遠底深伎阿胡根能浦乃珠曾不拾あごねのはら (阿後尼之原) 未詳ならず、略解に、山城國宇治郡三室村にあり、蜻蛉野の一名なりと或人云り、とあり、十三に、空見津云々瀧屋之阿後尼之原尾云々

あさか (朝香) (淺香) など書り、攝津志に、淺香丘在住吉郡船堂村、林木綠茂迎春霞香、西臨滄溟遊賞之地、とあり、○〔山〕卷八に、待時而落鐘禮能雨令零收開朝香山之將黃變、(これ市原王の歌なり、もし此王、陸奥へ下り給ひし事あらば、彼國の安積山にても有べし、されど考る所なし、これによりて、姑く住吉郡のと定めて、此間に戴つ)〔頭註 古圖、住吉社の南の方に、細江とて沼にあ〕○〔浦〕卷二に、暮去者應滿來奈武住吉乃淺香乃浦爾玉藻刈手名、〔頭註 新千載、玉も刈りた

り)〔頭註 新千載、玉も刈りた

の在のあ)〔鴻〕十一に、往而見而來戀數朝香方山越置代宿不勝鴨、(十四東歌に、安齊可我我
多とあると同地ならむか、と略解にいへるは所據なし) 方は借字にて、干鴻なり
あさかやま (安積山) 和名抄に、陸奥國安積(阿佐加)郡とある、其地の山なり、新勅撰集蓮生法
師、古の我とはしらしあさか山見えし山井の影にしあらば、十六に、安積山影副所見山井之淺心
乎吾念莫國

あさぢ (淺茅) (安佐治) など書り、對馬國にあり、郡未詳ならず、〔浦〕十五に、到對馬島淺茅浦
船泊之時云々、○〔山〕十五(上の端作につきて)母母布禰乃波都流對馬能安佐治山志具禮能
米爾毛美多比爾家里、〔頭註、新勅撰、淺茅山色かはり行秋〕

あさゝはをぬ (淺澤小野) 攝津國住吉郡、今の大藏神社の東南の方にありて、今田圃となれる地な
りとぞ、風雅集俊成、いざや子等若菜探てむ根芹生る淺澤小野は里遠くとも、卷七に、墨吉之淺澤
小野之垣津幡衣爾摺著將衣日不知毛、〔頭註、難波の古圖に、住吉社の南の方に細江とて入江あり〕

あさぬ (淺野) 淡路國にあり、郡未詳ならず、新拾遺集に、もえ出る春も淺野の若草にかくれもは
てす雉子なくなり、卷三に、海若者云々瀧上乃淺野之雉云々

あさづま (且妻) (朝妻) など書り、大和國葛上郡にあり、書紀仁德天皇大御歌に、阿佐豆磨能避箇
能烏瑤簡烏云々、同紀天武天皇卷に、幸于朝嬌因以看、大山位以下之馬於長柄社、姓氏錄に、大和
朝津間腋上地、などあり、今も朝妻村あり、近江にも、あさづまてふ地あれど、此歌なるは、それには
あらず、○〔山〕卷十に、今朝去而明日者來牟等云子鹿丹且妻山丹霞霏微、○〔片山〕卷十に、子
等名丹國之宜朝妻之片山木之爾霞多奈引、〔頭註、夫木集に、且妻の片山櫻咲にけ〕

あさは (淺葉) 和名抄に、武藏國入間郡麻羽と見えたり、其地か、又遠江國佐野郡にも麻葉庄あり
と云り、其處にもあるべし、續後撰集に、紅のあさはの野らの露の上にわが敷袖ぞ人などがめそ、
〔頭註、類字集〕〔野〕十二に、淺葉野立神古菅根隠誰故吾不戀、十一に、紅之淺葉乃野良爾
茹草乃東之間毛吾忘落茶

あさくらのみや (朝倉宮) 帝王編年記に、大和國城上郡磐坂谷也、とあり、大和志に、在城上郡黒
崎岩坂二村間、と云り、新古今集に、朝倉や木の丸殿にわがをれば名のりをしつゝ行はたが子ぞ、
卷一、卷九に、泊瀬朝倉宮

あさひな (朝夷) 和名抄に、安房國朝夷(阿左比奈)郡、卷廿二に、朝夷郡

あしき (蘆城) (葦木) (悪木) など書り、筑前國御笠郡にあり、〔頭註、名寄云、御笠郡蘆城、宰府の南にあ
○〔山〕十二に、悪木山木末、悉明日從者、靡有社妹之當將見、○〔野〕卷八に、娘部思秋子
交廬城野今日乎始而萬代爾將見、○〔河〕卷八に、珠匣葦木乃河乎今日見者迄萬代將忘八方、
(驛) 卷八に、蘆城驛

あしきた (葦北) 和名抄に、肥後國葦北郡葦北、書紀景行天皇卷に、十八年春三月、天皇云々、巡
狩筑紫國云々、夏四月壬申、自海路泊於葦北小島而進食、卷三に、葦北乃野坂乃浦從船出爲
而水島爾將去浪立莫勤

あしがら あしがり (足柄) (安思我良) (安之我良) (阿志加良) (阿之我利) (阿思我里) (阿之我里) (阿
之賀利) など書り、和名抄に、相模國足柄上(足柄乃加美)郡、足柄下(准上)郡とありて、下郡
に足柄(阿之加良)郷もあり、相模風土記に、足柄山の杉を伐て舟に造りけるに、その足のいと輕

かりければ、山名とせるよし見えたり、卷七に、足柄乃宮根飛超行鶴乃、見者日本之所念、十四に、安思我良能乎氏毛許乃母爾佐須和奈乃、可奈流麻之豆美許呂安禮比毛等久、又安思我良能波姑禰乃夜麻爾安波麻吉氏實登波奈禮留乎阿波奈久毛安夜思、又母毛豆思麻安之我良乎夫禰安流吉於保美目許會可流良米已許呂波毛倍杼、又阿之我利能刀比能可布知爾伊豆流湯能余爾母多欲良爾故呂何伊波奈久爾、又阿之我利乃麻萬能古須氣乃須我麻久良安是加麻可左武許呂勢多麻久良、又安思我里乃波故禰能禰呂乃爾古具佐能波奈豆麻奈禮也比母登可受禰牟、又阿之我利之安伎奈乃夜麻爾比古布禰乃斯利比可志母與許已波故賀多爾、又阿之賀利乃和乎可雞夜麻能可頭乃木能和乎可豆佐禰母可豆佐可受等母、○〔山〕卷三に、鳥總立足柄山爾船木伐樹爾伐歸都安多良船材乎、十四に、和我世古乎夜麻登徹夜利氏麻都之太須、安思我良夜麻乃須疑乃木能末可、○〔八重山〕卷廿に、安之我良乃夜徹也麻故要氏伊麻之奈婆、多禮乎可伎美等彌都々志努波牟、○〔嶺〕卷廿に、和我由伎乃伊伎都久之可婆安之我良乃、美禰波保久毛乎美等登志怒波禰、○〔坂〕十四に、安思我良乃美佐可加思古美久毛利欲能、阿我志多婆倍乎許知氏都流可毛、卷廿に、阿志加良能美佐可多麻波里云々、又安之我良乃美佐可爾多志呂蘇涅布良波、伊波奈流伊毛波佐夜爾美毛可母、卷九に、足柄坂にてよめる歌に、東國能恐耶神之三坂爾とある同處なり、古事記景行天皇條に、足柄之坂本とも見えて、古より名高き坂なり、さて此坂は、駿河と相模との堺なり、東國の道、今は箱根を越れど、古は足柄を越るぞ大道なりけむ

あしはらのみづほのくに (葦原乃水穗之國) (葦原能美豆保國) など書り、神國の總名なり、葦原としも云る意は、いとく上代には、四方の海邊ことごとく葦原にて、其中に國處は在て、上方より

見下せば、葦原のめぐれる中に見えけるが故に、高天原よりかくは名づけたるなり、水穗とは、水は借字にて、物のうるはしきをほむることにて、これは穂をたへたるなり、穂は稻穂なり、葦の穂にはあらず、混べからず、かくて神國は、萬の事も千の物も、異國にはまされる中にも、稻は殊に萬國に比なく、はるかにすぐれて、いと美好きこと、神代より深き致ありて、今に至るまで、まことに水穗國の名に負るたふとさ、仰ぐもおろかならずや、猶委しくは、本居氏國號考に見えたり、卷二に、天地之云々葦原乃水穗之國乎云々、卷九に、父母賀云々葦原乃水穗之國爾云々、十三に、葦原之水穗之國丹云々、又葦原水穗國者云々、十八に、葦原能美豆保國乎云々

あじくまやま (阿自久麻夜末) 未詳ならず、十四に、安杼毛徹阿自自久麻夜末乃由豆流波乃布敷麻留等伎爾可是布可受可母

あしのや (葦屋) 和名抄に、攝津國菟原郡葦原、(原は屋の誤なり) さてこれをアシノヤともアシヤとも呼りしと見えて、次に引伊勢物語にも、詞にはあしやといへり、後までも歌詞には、アシノヤとの言を加てよめり、後拾遺集に、津國へまかる道にて能因法師、芦のやのこやのわたりに日は暮ぬいづちゆくらむ駒にまかせて、伊勢物語に、昔男、津の國菟原郡葦屋の里に、しるよし、ていきて住けり、昔の歌に、葦の屋の灘の鹽燒暇なみ黄楊の小櫛もさす來にけり、とよみけるは、この里をよみけるなりけり、こゝをなむ葦屋の灘とはいひける、とあり、卷九に、古之云々、葦屋之菟名日處女之云々、又葦屋之菟名負處女之云々、又葦屋之宇奈比處女之奥櫛乎往來跡見者哭耳之所泣

あしほやま (安志保夜麻) 常陸風土記に、新治郡云々、自郡以東五十里在笠間村、越通道路稱葦

徳山、古老曰、古有山賊、名稱油置賣命、今社中在石原十四に、筑波爾爾會我比爾美山流安之保
夜麻志志可流登我毛左精見延奈久爾

あしかゞ (足利) 和名抄に、下野國足利(阿之加々)郡、卷廿に、足利郡

あすか (明日香) (飛鳥) (阿須可) (安須可) など書り、大和國高市郡にて、神名帳に、飛鳥坐神社、飛
鳥山口坐神社、飛鳥川上坐神社、などある地にて、允恭天皇の遠飛鳥宮、又顯宗天皇、舒明天皇、
皇極天皇、齊明天皇、天武天皇などの都も、皆此地なり、名義は、古事記履中天皇條に、水商別命
云々故率會婆訶理上幸於倭之時、到大坂山口云々、乃明日上幸、故號其地謂近飛鳥也、
上到于倭詔之、今日留此間爲被褻、而明日參出將拜神宮、故號其地謂遠飛鳥也、と見え
り、新後撰集に、たをやめの袖もほしあへず、飛鳥風たゞ徒に春雨ぞふる、新拾遺集に、あすか風
あすも吹なば婦人のかざしの櫻ちりか過なむ、卷一に、姝女乃袖吹反明日香風京都乎遠見無用爾
布久、卷二に、明日香能清御原乃宮爾云々、又天地之云々飛鳥之澤之宮爾云々、又挂文云々、明
日香乃眞神之源爾云々、卷三に、吾背子我古家乃里之明日香庭、乳鳥鳴成鳥待不得而、卷六に、古
郷之飛鳥者雖有青丹吉平城之明日香乎見樂思好裳、十六に、縁子之云々飛鳥飛鳥壯蚊霖霖云々、
又烈照八云々今日跡飛鳥爾到云々、○〔里〕 卷一に、飛鳥明日香能里乎置而伊奈婆君之當者
不所見香聞安良武、○〔古京〕 卷三に、三諸乃云々明日香能舊京師者云々、○〔川〕 卷二に、明日
香川四我良美渡之寒益者進留水母能杼爾賀有萬思、又明日香川明日左倍將見等念八方吾王御
名忘世奴、卷三に、明日香河川余藤不去立霧乃念應過孤悲爾不有國、卷七に、年月毛未經爾明
日香河、湍瀬由渡之石走無、又明日香川七瀬之不行爾佳鳥毛意有社波不立目、又明日香川湍瀬爾

玉藻者雖生有四賀良美有者靡不相、卷八に、明日香河逝回岳之秋芽子者今日零雨爾落香過奈牟、卷
十に、今往而聞物爾我明日香川春雨零而瀧津湍音乎、又明日香河黃葉流、葛木、山之木葉者今之
散疑、十一に、明日香川明日文將渡石走遠、心者不思鴨、又飛鳥川水往增彌日異戀乃增者有勝
申目、又明日香川逝瀧乎早見將速見待良武妹乎此日晚津、十二に、飛鳥河高河避紫越來、信今夜
不明行哉、十三に、明日香河瀧湍之殊藻之打塵情者妹爾因來鴨、十四に、阿須可河泊之多爾其
禮留乎之良受思天勢奈那登布多理左宿而久世思母、又安須可河泊世久登之里世波安麻多欲母、爲禰
氏已麻思乎世久得四里世波、(この兩首は、東歌なるにつきて、はじめ思ひよれりしは、和名抄に、
常陸國茨城郡安傍とあれば、そこに流る、川を云るにて、安傍川なるべきかとも思ひしかども、な
ほ此歌どもは、東國の女の宮仕などして、京に上りし時よめるにて、高市郡の飛鳥川なるべし、そ
の歌の次に、須沙の入江をよめるも、さる所以なるべし、又岡部氏が、可は太字の誤にて、アスダ
カハなるべしといひ、略解に、東國にも、大和のと同名の川ありて、云なるべしと云る、共に憶度
説なり)十九に、明日香河河戸乎情美後居而、戀者京彌遠會伎奴、卷二に、飛鳥明日香乃河之
云々、又飛鳥明日香乃河之云々、御名爾懸世流明日香河云々、卷三に、今日可開明日香河乃夕不離、
川津鳴瀬之清有良武、卷四に、君爾因言之繁乎古郷之明日香乃河爾潔身爲爾去、卷七に、不絶逝
明日香川之不逝有者故霜有知人乃見國、十三に、葦原空云々、帶爲明日香之云々、又春去者云々帶
丹爲留明日香之河乃云々、

あすか (明日香) 大和國添上郡平城の飛鳥なり、故郷の飛鳥とは、右件に出せる遠飛鳥の地なり、
さて其を故郷としも云るよしは、和銅三年、京都を平城に遷されてより、舊都となれるが故に、しかい

へるなり、かくて崇峻天皇紀を考るに、蘇我馬子宿禰、壞飛鳥衣縫造祖樹葉家、始作法興寺、此地名飛鳥眞神原、亦名飛鳥苦田、と見えて、その時この法興寺にならべて、元興寺をも營られしとおぼゆ、即その元興寺を飛鳥寺とも呼り、かくて貞觀四年官符に、此寺佛法元興之場、聖教最初之地也、去和銅三年、帝都遷平城之日、詣寺移三件寺、獨留三朝庭、更造新寺、備其不、移間、所謂本元興寺是也、とある如く、和銅三年、遷都の時平城に移され、其跡へ新に寺を造られたる、是いはゆる本元興寺なり、さてその移し營られたる元興寺、即飛鳥寺とも呼る故に、其他をも平城の飛鳥とはいへるなり、かゝればはやく和銅三年に、元興寺をば徙されけるを、續紀に、元正天皇、靈龜元年五月辛卯、始徙建元興寺于左京六條四坊、とあるは、いかにと云に、此は既に平城の地にうつされたるを、其後左京六條に寺地をえり定められて、靈龜元年に造營れりけるなるべし、しかるを拾芥抄に、靈龜元年に、飛鳥の法興寺を、奈良六條の第四街に遷されて、元興寺を改めさせ給ふとあるは、かたぐたがへり、くはしくは、卷六下古義にいへり、披考べし、卷六(大伴坂上郎女、詠元興寺之里歌)に、古郷之飛鳥者雖有青丹吉、平城之明日香乎見樂思好裳
あせかゞた (安齊可我多) 未詳ならず、上に出せる朝香方は、攝津國住吉郡の淺香にて、同處にあらし、十四に、安齊可我多志保悲乃由多爾於毛徹良婆宇家良我波奈乃伊呂爾氏米也母
あそのかはら (安素乃河泊良) 和名抄に、下野國安蘇郡安蘇、兵部省式に、下野驛馬(安蘇郡)など見えたり、其地の川原なり、新千載集に、蓮生法師、石ふまぬあその川原に行暮てみかほのさきにけふや泊らむ、十四に、志母都家努安素乃河泊良欲伊之布麻受蘇良由登伎奴與奈我已許呂能禮
あそ (安蘇) 未詳ならず、もしは件の下野國安蘇郡、もとは此上野にもわたれる地には非るか、東

國に物する人、國人にとひ試むべし、十四に、可美都氣努安蘇能麻素武良可伎武太伎奴禮杼安加奴乎安杼加安我世牟、〇〔山〕 十四に、可美都氣野安蘇夜麻都豆良野乎比呂美波比爾思物能乎安是加多延世牟
あだ (阿太) (安太) など書り、和名抄に、大和國宇智郡阿陀、書紀神武天皇卷に、至三吉野一時云云及縁水西行亦有二作梁取魚者、天皇問之、對曰、臣是苞直擔之子也、此則阿太養鷄部始祖也、十一に安太人之八名打度瀨速、意雖念直不相鳴、〇〔大野〕 卷十一に、眞葛原名引秋風吹每阿太乃大野之芽子花散
あだ (安太) 和名抄に、紀伊國在田郡英多とあり、卷七に、安太部去小爲手乃山之眞木葉毛 久不見者蘿生爾家里(頭註、金葉集、眞葛はあだの大野の) 安太部去は、英多へ行なり、安太部にはあらず、部は物へ行のへなり、(但略解に、部をエの如く讀べしと云るはわろし、凡てハヒフヘホをワキウエフの如く唱るは、最後、世の音便にこそあれ、古はみな本音のまゝに唱へしことなるをや、同書に又云、和名抄に、紀伊國名草郡誰戸とある、安太部は是にてもあらむか、さらば部を濁りて唱べしと云る、是も非なり、誰戸をアタベと訓べき謂をしらず、又安太部てふ地名ならむには、安太部倣去といはでは、言たらぬことなるをや
あだたら (吾田多良) (安太多良) など書り、和名抄に、陸奥國安達(安多知)郡と見えたる、この安達を古は安太多良とぞいひけむ、按に、陸奥國安達郡ありて、安達山あり、安太多良の嶺は、その山嶺を云るにや、さて此郡は、もと安太多良を、和銅の制にて、國郡の名を二字に定められしとき、安達と書て即安太多良と唱へけむを、後に字によりて、安太知と呼ことになれりしならむ、安多太

を安達とかきて、良を省けること、牟射志を武藏とかきて、志を省きたる例なり、此類多し、しか
らば、安太多良は、後の安達なるべし、詞花集に、關こゆる人に問ばや陸奥の安立の眞弓紅葉し
にきや、とあるを思へば、吾田多良を、後には安達と云るにこそ、
とよめる所にや、今獅子社と號するがあるも、あたゝらの根にふす鹿とよめるを思、
ふによせありて聞ゆ、鹿をししともいへばなりと語れる人ありと、開田耕筆に云り、
自眞弓著絲而引者吾乎事將成、十四に、美知乃久能安太多良末由美波自伎於伎氏西良思馬伎
那婆都良波可馬可毛、○〔嶺〕十四に、安太多良乃爾爾布須思之能安里都々毛安禮波伊多良牟禰度
奈佐利曾禰

あぢふ (味經)(味原)など書り、和名抄に、攝津國東生郡味原、と見えたり、原をフと訓は、麻原、
茅原、空原などの例なり、書紀に、白雉元年春正月辛丑朔、車駕幸味經宮、觀賀、正禮、註に、
味經此云三阿賦賦、(賦字、舊本に賦と作るは誤なり)、二年冬十二月、於味經宮、請二千一百餘僧尼、
使談一切經、續紀に、延曆四年正月丁酉朔庚戌、遣使掘攝津國神下梓江生野、通于三國川、典
藥式に、凡味原牧爲齋牛牧、民部省圖帳に、東生郡味經庄など見えたり契沖、此味經といふ所、お
のれすみ侍るも、同じ東生郡なれば、土民などにとへど、いづくとも知ものなく、味經宮有きとい
ひつたふるものもなしと云り、(攝津志に、味經宮舊跡島下郡味舌郷、とあるは誤ならむ、一説に、
東生郡小橋村に、舊跡ありといへり、なほ尋べし)、小僧都玄覺歌に、鶴の鳴蘆邊の浪に袖濡て味經
の宮に月を見る哉、かくて續紀に、天平十六年二月甲寅、運恭仁高御座并大橋於難波宮、又遣使
取水路、運漕兵庫器仗、乙卯、恭仁京百姓情願、遷難波宮、者悉聽、とあるは、即此集にいへる味

原宮なり、○〔宮〕卷六に、安見知之云々、御食向味原宮者云々、○〔原〕卷六に、忽照云々、奥
鳥味經乃原爾云々

あぢまぬ (安治麻野) 和名抄に、越前國今立郡味眞(阿知末)とある地の野なり、十五に、安治麻野
爾屋杼禮流君我可反里許武、等伎能牟可倍乎伊都可麻多武

あぢかま (味鎌)(阿遲可麻)(安治可麻)など書り、未詳ならず、(略解に、讚岐國寒川郡に庵治浦鎌

浦と云所ありと其國人云れど、猶東國なるべくおぼゆ、
味鎌とすれど、十一に、味鎌之鹽津乎射而水手船之名者謂乎不相將有八方、十四に、安治可麻能

可家能水奈刀爾伊流思保乃、許氏多受久毛可伊里氏爾麻久母、○〔瀉〕十四に、阿遲可麻能可多爾
左久奈美比良湍爾母、比毛登久毛能可加奈思家乎於吉氏

あて (足代) 書紀持統天皇卷に、三年八月云々紀伊、國阿提郡云々、續紀大寶三年條に、阿提、天平

三年條に阿氏と見えたり、かくて類聚國史に、大同元年、改紀伊國安諦郡爲在田郡、以詞涉
天皇諱也と見えたり、平城天皇の御諱安殿と申ししが故なり、和名抄に、紀伊國在田(阿利太)郡、と

ある是なり、かくて此も元は一郷一邑の名なりけむが、後に廣く郡名とはなれるなるべし、さらずば
絲鹿山も、今は在田郡なれば、足代過而とは云べきにあらざればなり、卷七に、足代過而絲鹿乃山
之櫻花、不散在南還來萬代

あど (阿戸)(吾跡)(余跡)(阿渡)(足速)(足利)など書り、近江國高島郡遠江といふ里にある地な
り、○〔川〕卷七に、竹島乃阿戸河波者動友、吾家思五百入鎧染、(河字、舊本白に誤れり)、又丸
雪降遠江吾跡川楊、雖亦生云余跡川楊、卷九に、高島之阿渡河波者驟軻吾者家思宿加奈

之彌、〔頭註、諸州めぐり、河原市より、小松へ四里、此間にあど川有、名所なり、高島のおど川とよめり、今
朽木云々、谷水南より北にながれ、朽木より又東に轉ず、其川荒川を過舟木に出で湖水に入る。〕○〔湊〕 卷
川下をあど川と云、大河にて舟渡なり、舟渡の所まで朽木町より三里餘あり、あど川は名所なり。○〔湊〕 卷
九に、足利思代傍舟薄高島之足速之水門爾極爾盪鴨、又高島之足利湖乎傍過而鹽津菅浦今者將傍
あなし、〔痛足〕〔病足〕など書り、大和國城上郡にあり、○〔山〕 十二に、纏向之痛足乃山爾雲川乍、
雨者雖零所沾乍鳥來、○〔川〕 卷四に、世間之女爾思有者吾渡、痛背乃河乎渡金目八、〔吾、背は
誤字なるべし〕卷七に、痛足河河浪立奴卷目之由槻我高仁雲居立良志、又卷向之病足之川由往水之、
絶事無又反將見

あぬ、〔安弩〕〔阿弩〕など書り、未詳ならず、按に、安弩奈と云るは、安弩は地名にて、奈は野なる
べし、〔本居氏の、奈は爾字の誤なるべしといへれど、おぼつかなし〕野を奈と云は、繼體天皇紀歌
に、毛野若子を、愷那能倭俱吾とよみ、和名抄に信濃國水内郡古野〔布四奈〕とあるなど、是なり、
十四に、久佐可氣乃安弩奈山可武等波里之美知阿弩波由加受氏阿良久佐太知奴

あばのぬ、〔阿婆乃野〕 神名帳に、大和國添上郡率川阿波神社あり、其地あるべし、皇極天皇紀謠歌
に、烏智可掩能阿婆努能根々始騰余謀作儒、倭例播爾始柯騰比騰會騰余謀須、とあるも、同地なる
べし、卷七に、鏡成吾見之君乎阿婆乃野之花橋之珠爾拾都

あは、〔安房〕 東海道國名なり、續紀に、元正天皇養老二年五月、割三上總國之平郡安房朝夷長狹四
郡、置安房國、卷九に、水長島安房爾繼有云々

あはを、〔安波乎〕 和名抄に、常陸國那珂郡阿波とある處の岡なるべし、乎呂とある呂は助辭なり、
十四に、安波乎呂能乎呂田爾於波流多波美豆良比可婆奴流奴留安乎許等奈多延

あはち、〔粟路〕〔淡路〕〔安波治〕など書り、國名なり、卷三に、粟路之野島之前野濱風爾妹之結紐
吹返、卷四に、臣女乃云々眞向淡路乎過云々、卷六に、天地之云々、淡足之野島之海子乃云々、又
味澤相云々淡路乃野島毛過云々、〔頭註、千載集雜下旋頭歌に、あづまの野島の崎の濱風にわが紐結し妹
のな〕○〔島〕 卷三に、海若者云々淡路島中爾立置而云々淡路島磯隱居而云々、卷六に、名寸隅乃
云々淡路島松帆乃浦爾云々、卷七に、荒磯超浪乎恐見淡路島不見哉將過幾許近乎、十二に、住吉
乃崖爾向有淡路島爾登君乎不言日者無、十五に、和伎毛故乎由伎豆波也美武安波治之麻久毛爲爾
見延奴伊敏都久良之母、十七に、淡路島刀和多流船乃可治麻爾毛吾波和須禮受伊弊乎之會於毛布、
卷六に、御食向淡路乃島二云々、卷七に、難波方鹽干丹立而見渡者淡路島爾多豆渡所見、十五
に、安佐散禮婆云々和伎毛故爾安波治乃之麻波云々〔頭註、新勅撰、淡路島と渡る舟やたと〕
あはのやま、〔阿波乃山〕 難波の方より遙々と見放たるまゝに、阿波國の山をなべて云るなるべし、
今一思ふには、山字は、もしくは、島字の畫のうせたるにて、粟島にはあらざるべきにや、粟島は
次に云、卷六に、如眉雲居爾所見阿波乃山懸而傍舟泊不知毛
あはしまあはのこしま、〔粟島〕〔安波之麻〕〔安波思麻〕など書り、〔又粟小島とも〕 讚岐國の海中に
あり、古事記に、次生淡島、是亦不レ入三子之例、とあるこれなり、仙覺抄に、讚岐國屋島北去百步
許有レ島、名曰阿波島、と見えたり、卷三に、武庫浦乎傍轉小舟粟島矣背向爾見乍、乏小舟、卷四
に、臣女乃云々粟島乎背向爾見管云々、卷七に、粟島爾許積將渡等思、鞆赤石門浪未佐和來、十
二に、浪間從雲位爾見粟島之不相物故吾爾所緣兒等、十五に、伊都之可母見牟等於毛比師安波之麻
乎會爾與也故非無由久與思乎奈美、又安波思麻能安波自等於毛布伊毛爾安禮也夜須伊毛爾受且安我

故非和多流、卷九に、百傳之八十之鳥廻乎榜雖來粟小鳥者雖見不足可聞

あひづね (安比豆禰) 和名抄に、陸奥國會津(安比豆)郡とある、其郡の山の嶺なり、(又同抄に、同國粟原郡會津安都、とも見えたれど、其にはあらじ、後撰集に、君をのみ信夫の里へゆくものを會津の山のはるけきやなど、十四に、安比豆禰能久爾乎佐杼抱美安波奈波婆斯奴比爾勢牟等比牟牟須婆左禰

あふみ (淡海)(近江)(相海)など書り、國名なり、卷七に、淡海之哉八橋乃小竹乎不造矢而信有得哉戀敷鬼乎、十一に、淡海 奥島山奥儲吾念妹事 繁、十二に、吾妹兒爾又毛相海之安河安寝毛不宿爾戀波鴨、〇〔國〕 卷一に、王手次云々石走淡海國乃云々、又八隅知之云々磐走淡海之國之云々、〇〔路〕 卷四に、淡海路乃鳥籠之山有不知哉山氣乃己乃其侶波戀年裳將有、十三に、王云

云近江道乃相坂山丹云々、十七に、妹毛吾毛云々淡海路爾伊由伎能里多知云々、〇〔海〕 卷二に、鯨魚取淡海乃海乎云々、卷三に、淡海乃海夕浪千鳥汝鳥者情毛思怒爾 古所念、又磯前榜手回行者近江海、八十之湊爾鶴佐波二鳴、卷七に、近江之海湖者八十何爾加君之舟泊草結兼、又淡海之海浪 恐登風守、年者也將經去榜者無二、十一に、淡海海奥白浪雖不知、妹所云七日越來、又近江海奥榜船重石下 藏公之事待吾序、又淡海海沈白玉不知從 戀者今益、又淡海之海奥津島山奥間經而我念妹之言 繁、十二に、淡海之海邊多波人知奥浪君乎置者知人毛無、十三に、綠青吉云々我妹子爾相海之海之云々、又相坂乎打出而見者淡海之海白木綿花爾浪立渡、又近江之海泊八十有云々

あふみあがた (淡海縣) これは遠江國の縣なり、後世には、たゞ淡海といふを、近江國のこととし、

遠津淡海といふを、遠江國のこととするにかぎりたるごとくなれど、古はしからず、近江を近津淡海と稱ひ、遠江を遠津淡海と稱て、たゞ淡海といふときには、二國にわたれるがゆるに、しか云るなり、縣とは、官人の任國をさして云るなり、卷七に、青角髮依網原人相鴨、石走淡海縣物語爲

あふさか (相坂)(安布左可)など書り、書紀孝德天皇大化二年詔に、凡畿内、東云々、南云々、西云々、北自近江狹々波合坂山以來爲畿内國とありて、山城國との堺にて、近江國滋賀郡に屬り、今大津の西なる坂路即これなり、名義は、書紀に、忍熊王、知被欺謂倉見別五十狹茅宿禰曰、吾既被欺、今無儲兵豈可得戰乎、曳兵稍退、武内宿禰出精兵而追之、適遇于逢坂、以破、故號其地曰逢坂、とある如し、十三に、相坂乎打出而見者淡海之海白木綿花爾浪立渡、〇〔山〕 卷十に、吾妹兒爾相坂山之皮爲酢寸穗庭開不出戀波鴨、十三に、空見津云々吾者越往相坂山遠、又綠丹吉云々未通女等爾相坂山丹云々、又王云々近江道乃相坂山丹、十五に、和伎毛故爾安布左可山乎故要且伎奈伎都々乎禮杼安布余思毛奈之

あべ (阿倍) 和名抄に、駿河國國府在阿部郡と見えて、今の府中なり、〇〔田〕 十四に、佐可故要氏阿倍乃田能能毛爲流多豆乃、等毛思吉伎美波安須左倍母我毛、〇〔市〕 卷三、燒津邊吾去鹿齒駿河奈流、阿倍乃市道爾相之兒等羽裳、市は、元亨二年民部省圖帳に、薦河國阿兵郡阿兵市(或阿兵)云々、東西四里南北九里六十步、とあり、〔頭註、新編古今、いとしくあべの市〕 あべのしま (阿倍乃島) 未詳ならず、八雲御抄に、攝津國にあるよし註させ給へれど、考るところなし、次の阿倍島山とあるは、同處か別處か辨へがたし、今按に、左の歌の上に、武庫浦乎榜轉小

舟粟島矣背向爾見乍フネアハシマツカガヒニミツトヒキツツ 乏小舟、と云歌をならべ載たれば、もしは倍字は波の誤にて、粟島なるべきにや、新勅撰集に、岩のうへに浪こすあべの島つ鳥憂名にぬれて戀つゞぞふる、卷三に、阿倍乃島宇乃住石爾依浪間無比來日本師所思ウノノシメシニヨルナミノマナクコフゴロヤマトルシホホ

あべしまやま (安倍島山) 未詳ならず、尾張國風土記に、中島郡安倍島山、とある、もしは其か、又書紀仲哀天皇卷に、八年春正月、幸筑紫時云々、限没利島阿閉島爲御宮云々、とある、其地にてあらむ、續古今集に、あべ島の山の岩がね片敷てさぬる今夜の月のさやけさ、十二に、玉勝間安倍島山之暮露爾旅宿得爲也長此夜乎、〔頭註、名寄云、糟屋郡阿倍島、日本紀第九卷に、當國あべの海人倍島山之暮露爾旅宿得爲也長此夜乎、〕の事あり、今はあやまりて藍島と云、夫木、香椎湯夕霧隠れ漕來〔頭註、諸州の事あり、今はあやまりて藍島と云、夫木、香椎湯夕霧隠れ漕來〕ばあべの島わに干島〔頭註、諸州の事あり、今はあやまりて藍島と云、夫木、香椎湯夕霧隠れ漕來〕しばなく、小侍従、

あほやま (阿保山) 谷川土清説に、阿保山は、大和國高市郡にありて、今阿部山といふと云り、此説いかゞあらむ、頼朝陸奥へ下向の時從へる人に、阿保次郎實光あり、もしは此地より出し人か、大神眞潮翁説に、阿は佐の字の誤にて、佐保山なるべしと云り、さもあるべきにや、卷十に、阿保山之佐宿木花者今日毛鴨散亂見人無二、(佐宿木は、佐冥之を寫し誤りたるにや、)〔頭註、諸州の事あり、今はあやまりて藍島と云、夫木、香椎湯夕霧隠れ漕來〕

あまのがは (天河) 天川など書り、高天原にあり、所謂天の八湍川なり、古事記天降條に、爾高御産巢日神天照大御神之命以、於天安河之河原、神集八百萬神、集而令思而詔云々、書紀、古語拾遺などにも見ゆ、○漢國の牽牛織女の記事を、かの神代の天河にいひよせたる歌、卷々に見ゆ、わづらはしければ、こゝには略けり、卷二に、天地之云々久堅之天河原爾八百萬千萬神之神集集座而云々、卷三に、名湯竹乃云々久堅之天河原爾出立而潔身而麻之乎云々、〔頭註、古今集に、天河は阿保親王の墳なり、其邊に阿保村あり、〕

あまは (天羽) 和名抄に、上總國天羽(阿末波)郡、卷廿に、天羽郡野郡なりと云り、〔あるは、河内國交野郡なりと云り〕

あまのうら (留鳥浦) 契沖、讃岐のあみの浦にやと云るは、さらに謂なし、さるは、卷一幸讃岐國安益郡之時軍王のよみ給へる長歌に、綱能浦とある、綱字を網に誤り、さてアミノウラとよめるより、讃岐にさる地ありと思ひて云るなり、新勅撰集に、家隆、波風も長閑なる世の春にあひてあみの浦人たぬ日ぞなき、とあるも、誤につきてよまれたるなれば、證とするかぎりにあらず、按に、留鳥は誤字なるべし、十一(或本)に、中々爾君爾不戀波留鳥浦之海部爾有益男珠藻刈々〔ナカクニキニコヒズハアミノウラノアマナラマシラタマモコルケ〕

あめのかぐやま か部かぐやま條に出す

あや (安益) 和名抄に、讃岐國阿野(綾)郡(國府)とあり、今は綾の南條、綾の北條とて、二郡にわかれて、後拾遺集に、としつなの朝臣の、讃岐にてあや川の千鳥をよみ侍けるによめる、藤原孝善、霧はれぬ綾の川原に鳴千鳥聲にや友の行方をしる、卷一に、幸讃岐國安益郡之時云々作歌霞立云々綱能浦之海處女等之云々、此綱字も綾の誤にて、アヤノウラなるべしと大町稻城は云り

あゆち (年魚市) (年魚道) など書り、和名抄に、尾張國愛智(阿伊智)郡とあり、(これは阿由智を、後に阿伊智と訛れるなり、) 神代紀に、尾張國吾湯市村、景行天皇紀に、尾張國魚市郡など見えた、十三に、小治田之年魚道之水平云々

あらしきだ又あらしきのをだ (荒城田) 又(荒木之小田) 契沖云、神名張に、大和國宇智郡荒木神社と見

ゆ、大あらしといふもこれなり、荒木氏を、大荒城と云ることもあるを思ふべし、さてかの荒木の
小田の歌、前後皆大和の名所をよみたれば、同國なりと知べしと云り、今按に、地名にはあらで、
聖山を云るにもあるべし、荒木は新搦なるべし、カキはキと切れり、常に聖字をアラキバリと訓も、
新搦治の謂なるべし、十六に、荒城田乃子師田乃稻乎爾舉藏而阿奈干稻干稻志吾戀良久者、卷七
に、湯種蒔荒木之小田矣、求跡足結者所沾此水之湍爾、〔頭註、續後紀廿二、寶龜四年八月辛亥、左兵衛
荒木臣、神皇正統記四年以來不
着、大字、三、是、着、大字〕

あられ (安良禮) 攝津國住吉郡なるべし、〔頭註、和名抄、攝津國西成郡安良〕日本紀略に、攝津國荒々神社とあるは
其地なるべし、姓氏錄攝津國諸蕃に、荒々公、任那國豐貴王之後也、と見えたるも、此地名によれ
る姓なるべし、玄與日記に、慶長二年三月一日云々、三日すみよしの鹽干を見物中侍るなり、住吉
の行あひの間、ほそ江、あられ松原、津寺、遠里小野など見侍りぬ、と見えたるを思へば、その頃
までも名の遺りしにこそ、今はさる地名間も及ばず、なほ彼地にいたらむ人、委しく尋見べし、(神
功皇后紀に、烏智簡多能阿邏々摩冤慶邏々々々々珥和多利噲祇豆とあるは、地名にはあらで、山城
の宇治川の彼方に、疎々と立たる松原の事にて、安良禮松原と云るとは別なり、) 卷一に、霞打安
良禮松原住吉之弟日娘與見禮常不飽香聞

あらちやま (有乳山) 越前國敦賀郡にありて、いはゆる愛發關ある地なり、卷十に、八田乃野之淺
茅色付有乳山峯之沫雪寒零良之

あらぬのさき (荒蘭之崎) 未詳ならず、〔頭註、類字集に、〕略解に、今武藏國橋樹郡に、あらると云
地ありて、入江に近くて崎とも云べし、こゝにや、されど笠島など云べき所はなし、考べしと云り

(江戸砂子に、武藏國荏原郡鈴森の磯なり、とあり、) 續後撰集に、白浪のあらぬの崎のそなれ松か
はらぬ色の人ぞつれなき、十二に、草陰之荒蘭之崎乃笠島乎見乍可君之山道越良無

あらたま (璞(阿良多摩)など書り、和名抄に、遠江國龜玉郡阿良多末、今稱有玉、とあり、續紀
に、元明天皇靈龜元年五月、遠江地震、山崩墜、麓玉河、水爲之不流云々、廢帝寶字五年七月辛丑、
遠江國荒玉河堤決三百餘丈、役單功三十萬三千七百餘人、宛糧修築、寸戸は、今其郡のあたりに、
貴平と呼村あり、と云り、但本居氏云、璞は地名にあらず、枕詞なり、伎倍を、來經の意にとりな
して、つゞけたるなり、遠江國山香郡に、岐階と云郷の見えたる、階字も陸の誤にて、伎倍は是な
るべければ、鹿玉郡にはあらず、といへり、岡部氏東歸云、あり玉といふ里あり、これはかのあら
たまのきへの林とよめる、此所なるべし、きへといふ名今はなし、或人のおもむらく、貴平村とい
ふぞ、此ちかくにあなる、伎倍のかなに通ひたれば、それにや、と云り、さもあるべし、十一に、
璞之寸戸我竹垣編目從毛妹志所見者吾戀目八方、十四に、阿良多麻能伎倍乃波也之爾奈乎多氏天
由吉可都麻思目移毛佐太多尼

あらつ (荒津)(安良都)など書り、三代實錄十五、貞觀十一年十二月廿九日詔に、新羅賊船二艘、筑
前國那珂郡乃荒津爾到來天、豐前國貢調船乃絹綿乎、掠奪天逃退太利云々、同廿九、貞觀十八年八月
三日、太宰府言、去月十四日、唐商人楊清等三十一人、駕一隻船、著荒津岸、など見えたり、〔頭註、
名寄云、那珂郡荒津、博多の郡よりあらと山の出崎まで、すべて津といへるか、〕十二に、草枕驛行君乎荒
津ととと通音なれば、今は轉して荒戸と云るなるべし、荒戸は今早良郡に屬せり、十二に、草枕驛行君乎荒
津左右送來飽不足社、○〔海〕十二に、荒津海吾幣奉將齋早還座面變不爲、十七に、荒津乃
海之保悲思保美知時波安禮登伊頭禮乃時加吾孤悲射良牟、○〔濱〕十二に、白妙乃袖之別乎難見爲

而荒津之濱屋取爲鴨、○〔崎〕十五に、可牟佐夫流安良都能後伎爾與須流奈美麻奈久也伊毛爾故非和多里奈牟

ありま (有間) (在間) など書り、和名抄に、攝津國有馬(阿利萬)郡、とあり、十一に、王之御笠爾縫有在間菅有菅雖看事無吾妹、十二に、人皆之笠爾縫云有間菅有而後爾毛相等會念、○〔山〕卷三に、枳角乃云々有間山雲居輕引云々、卷七に、志長鳥居名野乎來者有間山夕霧立宿者無爲、〔頭註、續後拾遺、ありまやまゆふこえくれば〕

ありちがた (在千方) 未詳ならず、或説に越前國敦賀郡の有乳にやと云り、〔頭註、名寄云、宗像郡北なり、津屋崎と荒自村との間、昔はかたなり、其所有千潟と云、有千潟荒自村のあり、近世田となれり、其間に、昔は柳の宿とて大道ありしと云、〕十二に、在千方在名草目而行目友家有妹伊將鬱悒

あれのさき (安禮乃崎) 未詳ならず、和名抄に、美濃國不破郡荒崎、と見えたる、荒崎は、アレノサキにて、其地にてよめるならむといふ説あり、左に歌、參河國に幸せる從駕にてよめる、其度の幸に、美濃國をも經給ふよし、續紀に見えたれば、さることもあらむか、且美濃は海なき國なれど、荒崎は江河に憐れる地ならむには、其邊を小舟の漕めぐれるさまを見て云るにて、大船ならねば、かならず、海ならでもあるべしともいふべければ、なほおぼつかなきことなり、その由は荒崎は、アラサキと呼しとおぼえ、安禮乃崎は、安禮といふ地の岬なるべければなり、なほよく尋ぬべし、卷一に、何處爾可船泊爲良武安禮之崎榜多味行之棚無小舟

あをねがたけ (青根我峯) 大和國吉野山にありて、今も青根が嶽と呼り、新拾遺集に、雲かゝる青根が峯のこけ蒨いく世へぬらむしる人ぞなき、卷七に、三芳野之青根我峯之蘿席誰將識經緯無二

あをみづら (青角髮) 吾黨南部嚴男云、依網は、參河國碧海郡にあれば、角髮と書るは借字にて、碧海面依網と云るか、と云り、さることもあらむ、又青角髮を、依網の枕詞とするときは、地名にあらざることはさらなり、其は既に枕詞解に具云り、披考べし、卷七に、青角髮依網原人相鴨石走淡海縣物語爲

あをねろ (安乎禰呂) 未詳ならず、按に、青嶺等にて、青山などいふに同じきにや、十四に、安乎禰呂爾多奈婢久君母能伊佐欲比爾物能乎曾於毛布等思乃許能己呂、又比登禰呂爾伊波流毛能可良安乎禰呂爾伊佐欲布久母能余會利都麻波母

あをのうら (英遠浦) (安乎能宇良) など書り、越中國にありと見ゆ、郡未詳ならず、十八に、行英遠浦之日作歌、安乎能宇良爾餘須流之良奈美伊夜末之爾多知之伎與世久安由乎伊多美可聞あをかぐやま か部かぐやま條に出す

〇五部

いかつち (雷) (伊加土) など書り、大和國高市郡雷村なり、即飛鳥の神奈備山を云り、書紀に、雄略天皇七年秋七月甲戌朔丙子、天皇詔少子部連螺贏曰、朕欲見三諸岳神之形、(或云、此山之神爲大物代主神也、或云菟田墨坂神也) 汝臂力過人、自行捉來、螺贏答曰、試往捉之、乃登三諸岳、捉取大地、奉示天皇、天皇不齋戒、其雷虺々目精赫々、天皇畏蔽目不見、却入殿中、使放於岳、仍改賜名爲雷と見えたり、卷三に、天皇御遊雷一岳之時、柿本朝臣人麻呂作歌、皇者神三四座者天雲之雷之上爾盧爲流鴨、○〔山〕同卷(或本歌)に、王神座者雲隱伊加土山爾宮敷座

いかこやま (伊香山) 伊香胡山) など書り、和名抄に、近江國伊香(伊加古)郡伊香(伊加古)郷、とあり、その山なり、躬恒集に、昔にのみきけばかひなし近江なるいかこのいかで逢見てしがな、卷八 伊香山野邊爾閉有芽子兒者公之有尾花之所念、十三に、玉云々、鋤刀鞠從拔出而伊香胡山云々

いかるが (斑鳩) 大和國平群郡にあり、斑鳩群居しより此名ありと云り、書紀推古天皇卷に、九年春二月、皇太子與宮室於斑鳩、と見えて、法隆寺の古名斑鳩寺といへりしなれば、今の法隆寺村、其所なるべし、夫木集に、いかるがやよるかの池は氷れども、富の小川ぞ流たえせぬ、十二に、斑鳩之因可乃池之宜毛君乎不言者念衣吾爲流

いかほ (伊香保) (伊可保) (伊加保) (伊可抱) など書り、神名帳に、上野國群馬郡伊加保神社(名神大)とあり、十四に、伊加保呂爾安麻久母伊都藝可奴麻豆久比等登於多波布伊射爾志米刀羅、又伊香保呂能夜左可能爲提爾多都努自能安良波路萬代母佐爾乎佐爾氏婆、又伊加保世欲奈可中次下於毛比度路久麻許會之都尋和須禮西奈布母、又伊香保可是布久日布加奴日安里登伊倍杼安我古非能未思等伎奈可里家利、○〔嶺〕十四に、伊香保爾爾可未奈那里會爾和我倍爾波、山惠波奈家杼兒良爾與里惠會、又可美都氣努伊可抱之爾呂爾布路與伎能遊吉須宜可提奴伊毛賀伊散乃安多里、○〔坂〕十四に、伊香保呂能蘇比乃波里波良爾毛己呂爾於久乎奈加爾會麻左可思余加波、又伊可保呂乃蘇比乃波里波良和我吉奴爾都伎良之母與多散登於毛散婆、○〔沼〕十四に、可美都氣努伊香保乃奴麻爾宇惠古奈宜可久古非牟等夜多彌物得米家武、(頭註、拾遺、いかにして、こひしき人を今日みむ) くりのもり (伊久理能母里) 神名帳に、越後國蒲原郡伊久禮神社あり、其なるべし、十七に、伊

毛我伊弊爾伊久理能母里乃藤花伊麻許牟春毛都爾加久之見牟
いくぢ (活道) 山城國相樂郡にあり、○〔路〕卷三に、波之吉可開皇子之命乃安里我欲比見之活道乃路波荒爾鷄里、○〔山〕卷三に、掛卷毛云々、活道山木立之繁爾云々、○〔岡〕卷六に、登活道岡、集一、株松下飲歌

いけかみ (池神) 岡部氏の説に、池神は、神は借字にて、大和國十市郡池上郷あり、彼地の祭の、わざをきのさまなるべし、と云り、未決がたし、契沖は、海よりはじめて、井池にいたるまで、神あらずと云ことなし、鷺の木枝くはへて飛ありくは、池の神の出で、銚を横たへもちて、力士まひし給ふかといふ意なり、と云り、しかするときは、地名にあらず、孰是らむ、猶考べし、十六に、池神力士能可母白鷺乃榊啄持而飛渡良武

いこま (射駒) (伊駒) (伊故麻) (伊古麻) など書り、大和國平群郡、河内國河内郡に跨距れる大山なり、○〔山〕卷十に、妹許跡馬鞍置而射駒山擊越來者紅葉散爾、十二に、君之當見牟母將居伊駒山雲莫蒙雨者雖零、十五に、山布佐禮婆比具良之伎奈久伊故麻山古延豆會安我久流伊毛我目乎保里、又伊毛爾安波受安良婆須散奈美伊波爾布牟伊故麻乃山乎故延豆會安我久流、(頭註、續拾遺集に、伊駒あたりのそらは雨なりとも、按に、生駒山に雪の、だつると) ○卷六に、八隅知之云々射駒山飛火賀魂丹云々とあるを、古寫本、古寫一本、拾穂本等には、射駒山とあり、されど彼歌に叶はず、本居氏、射駒は羽飼の誤なるべしと云り、○〔高嶺〕卷廿二に、奈爾波乃乎已岐渥呂美例婆可美佐夫流、伊古麻多可爾爾久毛曾多奈妣久、(頭註、續後拾遺、難波と漕出てみれ) ばしぐれなる生駒の嵩は、葉してけり、いさやがは (不知哉川) (不知也河) など書り、近江國犬上郡烏籠山より流出る川なるべし、(源氏物

語にいさら川とし、後の物に、いさゝ川と云るは、この不知哉川なり、いかでさばかり訛れりけむ。天武天皇紀に、將襲不破而軍于犬上川濱、とある、犬上川は、即この不知哉川にや、と契沖云り、卷四に、淡海路乃鳥籠之山有不知哉川氣乃己呂其侶波戀乍裳將有、十一に、狗上之鳥籠山爾有不知也河不知二五寸許瀬余名告奈

いざかは (率去河) 神名帳に、大和國添上郡率川坐大神御子神社三座、率川阿波神社、左馬寮式に大和國京南庄井率川庄云々、大和志に、率川源自春日山紀伊社、遶穰澤池南、過率川社前、至奈良西入三奈良川とあり、卷七に、波瀾蘊今爲妹乎浦若三去來率去河之音之清左

いざみのやま (去來見乃山) 谷川士清説に、いざみの山、伊勢國飯高郡にあり、と云り、夫木集十五に、たづねつゝいざみの山のもみちばのしぐれにあへる色のてこらさ、とあり、但し去來見乃山は、佐見の山なるを、枕詞をいはむがため、吾妹子を去來見むといふ意に、伊の言をそへたるものなりとも、いへり、なほさ部、さみの山條に云べし、合考べし、卷一に、吾妹子乎去來見乃山乎高三香蒙日本能不見國遠見可聞

いざにはのをか (射狹庭乃崗) 神名帳に、伊豫國溫泉郡伊佐爾波神社、湯神社と見ゆ、今伊佐庭といふ岡に社ありて、伊佐庭神、湯月八幡神と申すを、相祭れりと云り、(湯月八幡は、湯神社なるべし) 溫泉の少し東の方にあり、名の由縁は、伊與風土記に、立湯岡側碑文所謂伊社爾波者、常土諸人等、其碑文欲見而伊社那比來、因、謂伊社爾波也、と見えたるが如し、碑文は、聖德皇太子の立給ひしなり、委くは古義につきて考べし、卷三に、皇神祖之云々射狹庭乃崗爾立之而云々いしかは (石水)(石川)など書り、石見國美濃郡にありて、即高津の川と呼よし、國人云り、鴨山

のふもとにある川なるべし、卷二に、柿本朝臣麻呂在三石見國死時妻依羅娘子作歌、且今日且今日吾待君者石水貝爾交而有登不言八方、又直相者相不勝石川爾雲立渡禮見乍將偲

いし (五十師) 本居氏云、伊勢國鈴鹿郡山邊村と云所ありて、そこに山邊赤人の屋敷跡と云傳へたる地あり、又同じ人の硯水とて古き井もあり、これ山邊御井なり、赤人の事を云傳へたるは、此地の名に付ていひよせたるひがことなり、さて五十師乃原は、イシノハラとよむべし、いしの原といふ名のよしは、今石薬師の驛に、石薬師とて寺有て、石の佛をまつれる、そは地の上に、おのづからに立る大きな石のおもてに、薬師といふ佛のかたをゑりつけたるにて、此石あやしき石なり、思ふに、佛をゑりたるは、後のことにて、上代より此あやしき石の有しによりてぞ、石の原とは名に負たりけむ、かくてかの長歌は、持統天皇の、此國に行幸ありしをりの、行宮のさまをよめりとてきこえたればかの赤人の屋敷跡といふなる地ぞ、その行宮の跡なるべき、山邊村は、まがり野といふ野の東のはづれの、にはかにくだりたるきはの、ひき、所なる故に、東の方より見れば、小山の麓なり、されば反歌に、山とよめるなるべし、と云り、猶玉勝間卷三に、詳に論へるを見て考べし、○〔原〕 十三に、八隅知之云々御食都國神風之伊勢乃國者云々山邊乃五十師乃原爾云々、○〔御井〕 同卷(反歌)に、山邊乃五十師乃御井者自然成錦乎張山可母

いしる (伊思井) 和名抄に、信濃國埴科郡とある、其處の地名なるべし、十四に、比等未奈乃許等波多山登毛波爾思奈能伊思井乃手兒我許登奈多延會禰

いせ (伊勢) 國名なり、卷一に、山邊乃御井乎見我氏利神風乃伊勢處女等相見鶴鳴、十一に、伊勢乃白水郎之朝魚夕菜爾潛云鯨貝之獨念荷指天○〔國〕 卷二に、明日香能云々神風乃伊勢能國者云

云又神風之伊勢能國爾母有益乎奈何來計武君毛不在爾、十三に、八隅知之云々、神風乃伊勢乃國者云々、○〔海〕卷三に、伊勢海之奧津白浪花爾欲得衆而妹之家裏爲、卷四に、伊勢海之磯毛動爾因流浪恐、人爾戀渡鴨、卷七に、伊勢海之白水郎之島津我鯁玉取前後毛可戀之將、十一に、伊勢能海從鳴來鶴乃音村侶毛、君之所聞者吾將戀八方、十三に、神風之伊勢之海之云々、○〔濱〕卷四に、神風之伊勢乃濱折伏、客宿也將爲荒濱邊爾、〔頭註、千載、あたはよ伊勢のはま、いざ、〕

いそのかみ (石上) 大和國山邊郡にあり、卷三に、石上振乃山、杉村乃思過倍吉君爾有名國、卷七に、石上振之早田乎雖不秀繩谷延與守年將居、又春日山山高有良之石上菅根將見爾月待難、卷九に、石上振乃早田乃穗爾波不出心中爾戀流比日、又庶蟬乃云々、石上振里爾云々、卷十に、石上振乃神杉神佐備而吾八更更戀爾相爾家留、十一に、石上振神杉神成、戀我、更爲鴨、十二に、石上振之高橋高爾妹之將待夜曾深去家留、又吾妹兒安乎忘爲莫石上袖振河之將絶跡念倍也

いそのさき (磯前) 近江國坂田郡に、今磯前村と云有て湊なり、其處なりと云り、今按に、左の歌の磯前は、いづくにまれ、たゞ海の磯崎をいへるにや、卷六に、住將賜島之崎前依將賜磯乃埼前云云、十九に、佐之與良至磯乃埼々、古事記上卷歌に、加岐微流伊能能佐能能知受などある類、みなたゞ磯の崎を云るに相例すべし、卷三、磯前榜手回行者近江海八十之湊爾鶴佐波二鳴

いそさき (磯崎) 神名帳に、常陸國鹿島郡大洗磯前神社あり、其地なるべし、新拾遺集に、たのめてもこぬ見の濱の沖つ風、何いほ崎の松に吹らむ、續後撰集に、いほさきのこぬみの濱のうつせ貝もに埋れて幾世へぬらむ、などあるは、いそさきを、いほさきと唱へ誤りてよめるなり、十二に、磐城山直越來益磯崎許奴美乃濱爾吾立將待

いそへのやま (石邊山) 契沖、左の歌の前後、近江の地名をよめる歌多ければ、今いしべといふ處にや、と云り、いしべは甲賀郡なり、されど地名ならずして、たゞ海の磯邊にもあるべし、新勅撰集に、白まゆみいそへの山の松の色のときはにものおもふころかな、十一に、白檀石邊山常石有命、哉戀乍居

いそまのうら (伊素末乃宇良) 備中國小田郡なり、〔頭註、類字集、紀伊〕契沖云、伊素末乃浦は、神高ある所の名なり、いそまの浦の神島なるべけれど、神をたふとみて、神島のいそまの浦とは云なるべしと云り、現存六帖に、橋廣兼、波よする伊素末の浦のそなれ松ねをしほにのみぬる、袖かな、とあるは、この伊素末と同じきにや、雅澄竊に按に、此も末字は未の誤にて、たゞ磯回之裏と云るにてもあるべし、磯廻、浦廻などを、伊蘇末宇良末など云は古言なり、しかるを假字書に、未を末と書ること、他所に例多し、さらば、神島の磯のめぐりといふほどのことにて、地名には非ず、玉葉集に、津守國冬、冬の夜は汐風寒み神島の磯まの浦に千鳥なくなり、十五に、月余美能比可里乎伎欲美神島乃伊素末乃宇良由船出須和禮波

いしびづ (標津) 大和國添上郡なるべし、允恭天皇紀に、到倭、春日食標井上、とある地なるべし、續紀卷九に、正八位下大伴標津連子老、といふも見えたり、十六に、刺名倍爾湯和可世子等標津乃檜橋從來、許武狐爾安牟佐武

いちばら (市原) 和名抄に、上總國市原(伊知波良)郡(國府)と見えたり、卷廿に、市原郡

いち (伊知) 筑前國那珂郡にあるなるべし、卷五に、那珂郡伊知郷養島人

いづみ (泉)(出水)(出見)(伊豆美)など書り、山城國相樂郡なり、十一に、山代泉、小菅凡浪妹

心吾不念、○〔里〕 卷四に、家人爾戀過目八方川津鳴泉之里爾年之歷去者、○〔川〕 卷六に、泉川往瀨乃水之絶者許會大宮地、遷往目、又狛山爾鳴霍公鳥泉川渡乎遠見此間爾不通、十三に、泉河渡瀨深見吾世古我旅行衣裳沾鴨、十七に、安麻射加流云々、泉河伎欲吉可波良爾云々、卷七に、妹門入出水河之瀨速見吾馬瓜衝家思良下、(入出水河を、舊本に出入乃河とあるは、寫誤なるべし) 卷九に、妹門入出見河乃床奈馬爾、三雪遺未冬鴨、卷一に、八隅知之云々、泉乃河爾持越流云々、十三に、王云々眞木積泉河乃云々、十七に、山背乃云々於婆勢流泉河乃云々、又楯並而伊豆美乃河波乃水緒多要受都可倍麻都良牟大宮所、〔頭註〕新千載に、泉川遠きわたりの月影に聲をつかにてとほきわたり、○〔柚〕 十一に、宮材引泉之追馬喚犬二立民乃息時無戀渡可聞、〔頭註〕新後撰に、なき泉の柚の宮木だに引人、あればくちはての世を、

づも (出雲) 國名なり、卷三に、山際從出雲兒等者霧有哉吉野山嶺霏微、又八雲刺出雲子等黒髮者、吉野川、與名豆娘

づ (伊豆) 國名なり、○〔高嶺〕 十四或本に、麻可奈思美奴良久思家良久佐奈良久波伊豆能多可禰能奈流左波奈須與、○〔海〕 十四に、伊豆乃字美爾多都思良奈美能安里都追毛都藝奈牟毛能乎美太禮志米梅楊

いつはたのさか (伊都波多野佐加) 神名帳に、越前國敦賀郡五幡神社と見えたり、枕雙紙に、山は云々、いつはた山、後撰集に、君をのみいつはたとおもふ越なれば往來の道ははるけからじを、新古今集に、わすれなむよにもこしぢのかへる山いつはた人にあはむとすらむ、紫式部家集に、行めぐりたれも都にかへる山いつはたときくほどのはるけさ、仙覺云、越中より越前國へ越るに二の道

あり、いつはたごえは海津へ出、きのめごえは敦賀の津へ出るなり、十八に、可敷流未能美知由可牟日波伊都波多野佐加爾蘇泥布禮和禮乎事於毛波婆、いでみのはま (出見濱) 攝津國住吉郡にあるるべし、難波の古圖に、住吉社の西の方を、出見濱と記せり、卷七に、住吉出見濱、柴莫刈會尼未通女等赤裳下間將往見

いと (怡土) 和名抄に、筑前國怡土(以止)郡、とあり、書紀仲哀天皇卷に、筑紫伊觀縣主祖五十迹手、聞天皇之行云々、天皇即美五十迹手曰伊蘇志、故時人號五十迹手之本土、曰伊蘇國、今謂伊觀者訛也、と見ゆ、筑紫風土記には、逸都郡と書り、〔頭註〕名寄云、怡土郡吉井村の北、卷五に、筑前國怡土郡

いとかのやま (絲鹿乃山) 紀伊國在田郡にて、熊野道の坂なり、北の麓に、糸我の里、又糸我王子社と云も有、と本居氏云り、金葉集に、糸鹿山くるひともなき夕晩に心ほそくもよぶごどりかな、卷七に、足代過而絲鹿乃山之櫻花不散在南還來萬代

いなみのぬま (伊奈良能奴麻) 上野國にあり、郡未詳ならず、東に行たらむ人、國人に尋索べし、十四に、可美都氣奴伊奈良能奴麻能於保爲具左與會爾見之欲波伊麻許會麻左禮

(伊奈美) 郡、と見えたり、續紀廿六に、播磨國賀古郡印南野とあるは、彼野は印南郡より、賀古郡にも涉れる地なるべし、と云り、〔頭註〕諸州めぐり、印南野は、〔四〕さて古事記中卷景行天皇條に、天皇娶針間之伊那毘能大郎女云々、と見えて、古より伊奈美とも伊奈毘とも云りしなり、○〔國〕 (國とは、初瀨國、難波國、吉野國などいへる類にて、一郡一郷の地をも國といへること、古の常な

り。卷一に、高山與耳梨山與相之時立見爾來之伊奈美國波良、○〔海〕卷三に、名細寸稻見之海之
 奥津浪千重爾隱奴山跡島根者、○〔川〕十二に、明日從者將行乃河之出去者留吾者戀乍也將有、
 ○〔野〕卷三に、稻日野毛去過勝爾思有者心戀敷可古能島所見、卷六に、八隅知之云々、稻見野能大
 海乃原笑云々、又不欲見野乃淺茅押靡左宿夜之、氣長在者家之小篠生、卷七に、印南野者往過奴
 良之天傳日笠浦波立見、又家爾之氏吾者將戀名印南野乃淺茅之上爾照之月夜乎、卷九に、於久
 禮居而吾者哉將戀稻見野乃、秋芽子見都津去奈武子故爾、卷廿に、伊奈美野乃安可良我之波波等伎
 波安禮騰伎美乎安我毛布登伎波佐禰奈之、〔頭註、新後拾遺、いづくに、なみ野の淺ちが上も雪降にけり、〕○〔都麻〕（都麻
 と云る意は、いかならむ、未思得ず、若は端にてもあらむか、或説、に好忠集に、さきつますが
 きさほせり春ごとにゆりさす民のしわざならしも、とよめるさ、きは、近江の地名なり、さればつ
 まは、其あたりと云ことか、といへり、好忠集一本には、さき津にとあり、猶考ふべし、）卷四
 に、臣女乃云々、稻日都麻浦箕乎過而云々、卷六に、味譯相云々、伊奈美嬌幸荷之島之云々、十五に、
 和伎母故我可多美爾見牟乎印南都麻、之良奈美多加彌與會爾可母美牟
 いなさほそえ（伊奈佐保會江）和名抄に、遠江國引佐（伊奈佐）郡とあり、其地にある小江なり、（又
 同抄に、同國秦原郡細江保會江とあれど、それは別なるべし、）十四に、等保都安布美伊奈佐保會江
 乃水乎都久思、安禮乎多能米氏安佐麻之物能乎
 いなは（因幡）國名なり、卷一、卷四に、因幡、卷廿に、因幡國廳
 いには（印波）和名抄に、下總國印幡郡とあり、卷廿に、印波郡
 いぬかみ（狗上）和名抄に、近江國犬上（以奴加三）郡、天武天皇紀に、時近江、命山部王、蘇賀臣

果安、巨勢臣比等、率數萬衆、將襲不破、而軍于犬上川、濱一とあり、十一に、狗上之鳥籠山
 爾有不知也河、不知二五寸許瀬余名告奈
 いはみ（石見）國名なり、卷二に、石見乃也高角山之木際從、我振袖乎妹見都良武香、又（或本）石
 見爾有高角山乃木間從文、吾袂振乎妹見監鴨、○〔海〕卷二に、石見乃海角乃浦回乎云々、又角部
 經石見之海乃云々、又（或本）石見之海津（野）乃浦（回）乎無美云々
 いはしろ（磐代）（磐白）（乃代）など書り、紀伊國日高郡の地名なり、卷二に、後將見跡君之結有磐
 代乃、子松之宇禮乎又將見香聞、○〔岡〕卷一に、君之齒母吾代毛所知武磐代乃、岡之草根乎去來
 結手名、〔頭註、新古今式子内親王、行、今いく世とか岩代之岳のかや根に枕むす〕○〔野〕卷二に、磐
 代乃野中爾立有結松、情毛不解古所念、卷七に、事痛者左右將爲乎石代之、野邊之下草吾之川而者、
 ○〔岸〕卷二に、磐代乃岸之松枝將結、人者反而復將見鴨、○〔濱〕卷二に、磐白之濱松之枝乎
 引結、眞幸有者亦還見武、〔頭註、捨道、我事はまも岩代の結松千年をふとも誰かとくべき、何せむに、請ひ
 やあらむとすらむ、元可法集、岩代の松は久しき物と知知、金葉集、岩代の結べる松に降雪は春も解す
 むなしき中ならば結ぶやつらき契なるらむ、〕
 いはきやま（盤城山）和名抄に、陸奥國磐城郡磐城とあり、新續古今集に、駒なづむ磐城の山を越
 兼て人もこぬみの濱にがもねむ、十二に、磐城山直越來嶺磯崎、許奴美乃濱爾吾立將待
 いはくらのをぬ（石倉之小野）大和國なるべし、郡未詳ならず、契沖、秋津に立わたると云るにて
 見れば、石倉の小野といふも大和なり、類字抄に、山城に屬したるは非なりと云り、按に、石倉と
 秋津とは、別地なること、左の歌にて證明なり、然るを新後拾遺集に、花薄たれをとまれと石倉の
 小野の秋津に人招くなり、とあるは、全左の歌によりてよまれたるに、石倉の小野の中の秋津と心

得られたるは非なり、卷七に、石倉之小野イハクラノコノ從秋津山發渡雲西アキツヤマノトシヨリクモノセヲシテヒメノ在哉時乎思將待イハレトシノトキニオモヒマシメタム
いはくにやま（磐國山）和名抄に、周防國玖珂郡石國とあり、契沖云、石國を起て、欽明寺といふ寺にいたるほど、險難なりとある人申しき、幽齋道之記に、天正十五年七月十一日の曉、田島を出て、其日は上の關と云所に舟をかけて、明行空をもまたで、鹽にひかれて船出をもよほし行に、いはくに山といへば見やりて、あらきその道なりとても歸るさは、石國山もふみならしてむ、卷四に周防在磐國山乎將超日者手向好爲與荒其道スハツルニシテヒメノセヲシテヒメノ

いはせのもり（伊波瀨乃杜）（磐瀨乃杜）（石瀨之杜）など書り、大和國平群郡にあり、〔頭註、名所圖繪東車瀨村に〕續千載集に、妻戀を忍かねてや時鳥今日はいはせのもりに鳴らむ、卷八に、神奈備乃伊波瀨乃杜之喚子鳥痛莫鳴吾戀益、又神名火乃磐瀨乃杜之霍公鳥、毛無乃岳爾何時來將鳴、又物部乃石瀨之杜乃霍公鳥、今毛鳴奴香山之常影爾

いはせぬ（石瀨野）（伊波世野）など書り、和名抄に、越中國新川郡石勢（伊波世）兵部省式に、越中國驛馬（磐瀨）とある郷の野なり、新續古今集に、いはせ野に鳥踏立てやかたをの、應をてにするからぬ日はなし、十九に、安志比奇能云々、石勢野爾馬太伎由吉氏云々、又伊波世野爾秋芽子之努藝馬並始應獵太爾不爲哉將別

いはれ（石村）（磐余）など書り、神名帳に、大和國十市郡、石寸山口神社（大月次新嘗）と見えたり、其地なり、書紀神武天皇卷に、夫磐余之地、舊名、片居、亦曰片立、逮我皇師之破虜也、大軍集而滿於其地、因改號爲磐余、と見えたり、〔頭註、新拾遺集に、鶉鳴いはれの野邊の秋はぎを思古郷之秋芽子乎思人共相見部流可聞〕卷三に、角障經石村毛不過泊瀨山、何時毛將超夜者深去通都、十

三に、挂纏毛云々、角障經石村乎見乍云々、○〔山〕十三に、角障經石村山丹白妙懸有去者皇可聞、○〔池〕卷三に、百傳磐余池爾鳴鴨乎今日耳見哉雲隱去牟、○〔道〕卷三に、角障經石村之道乎、云々

いはた（石田）契沖云、神名帳に、宇治郡山科神社二座、久世郡石田神社、（大月次新嘗）和名抄に、宇治郡山科（也末之奈）と見えて、延喜式にも、和名抄にも、山科は宇治郡なるに、此集に、山科の石田の杜とよみたれば、延喜式に、石田神社を、久世郡に載られたるにたがへり、しかれば山科は、まづは宇治郡なれど、久世郡にもかゝりて、そこに石田神社はあるにや、例をいはゞ吉隱を、日本紀には兎田郡といひ、延喜式には城上郡に載たるが如し、○〔杜〕卷九に、山科乃石田社爾布靡越者蓋吾妹爾直相鴨、十二に、山代石田杜心鈍手向爲在妹相難、十三に、空見津云々、山科之石田之森之云々、○〔小野〕卷九に、山品之石田乃小野之母蘇原、見乍哉公之山道越良武、〔頭註、千載集に、秋といへば石田の小野のは、そ原時雨もまたす紅葉しにけり、〕玉葉集に、時雨する石田の小野のは、そ原朝な、くに色かはりゆく、

いはたぬ（伊波多野）和名抄に、壹岐國石田（伊之多國府）郡石田とあり、伊之太と稱は後の唱にて、古は伊波多とぞいひけむ、されば其地の野なり、十五に、到壹岐島云々作歌、伊波多野爾夜杼里須流伎美伊敵妣等乃伊豆良等禮乎等波婆伊可爾伊波牟

いはひしま（伊波比之麻）周防國玖珂郡にあるなるべし、十五に、周防國玖珂郡、麻里布浦行之時作歌八首の中に、伊敵妣等波可敵里波也許等伊波比之麻、伊波比麻都良牟多妣由久和禮乎、又久左麻久良多妣由久比等乎伊波比之麻伊久與布流末且伊波比伎爾家牟

いはゆ（石湯）伊豫國溫泉郡にあり、卷一に、石湯行宮

いはほろのそひ (伊波保呂乃蘇比) 未詳ならず、但し、略解にも云たる如く、本は伊波保呂は、伊香保呂なりけむ、されど昔より伊波保呂と歌ひ誤り傳へて、國土未勘歌の中に入るなるべし、十四に、伊波保呂乃蘇比能可麻都可藝里登也伎美我伎麻左奴宇良毛等奈久毛

いへしま又いへのしま (伊敏之麻)(家乃島) 神名帳に、播磨國揖保郡家島神社、(名神夫)續後紀に、承和七年六月甲子、播磨國揖保郡家島神社爲ニ官社、左馬寮式に、凡放ニ播磨國家島御馬、寮直移レ國放繫云々、本朝世記に、長保元年五月五日云々、相次左右馬寮申請、家島御牧駈嗣御馬、可レ附ニ國宰事云々、十五に、安散佐禮婆云々、伊敏之麻波久毛爲爾美延奴云々、又伊敏之麻波奈爾許曾安里家禮宇奈波良乎安我古非伎都流伊毛母安良奈久爾、卷四に、臣女乃云々、家乃島荒磯之宇倍爾云々

いははら (廬原) 和名抄に、駿河國廬原郡廬原(伊保波良)とあり、姓氏錄に、廬原公、稚武彦命之孫也、孫吉備建彦命、景行天皇御世、被遣ニ東方、伐ニ毛人及凶鬼神、至ニ于阿倍廬原國、復命之日以廬原國給之、とあり、按に安倍廬原隣郡にて、もとは廬原は阿倍に屬たるか、前後撰集に、清見がた打出てみれば廬原のみほの沖つは浪しづかなり、卷三に、廬原乃清見之埼乃見穗乃浦乃寬見乍物念毛奈信

いほさき (廬前) 紀伊國伊都郡にあり、卷三に、亦打山暮越行而廬前乃角田河原爾獨可毛將宿いまき (今木)(今城)など書り、大和國高市郡にあり、書紀雄略天皇卷に、於是圓大臣、與皇彦皇子、肩輪王、俱被ニ燔殺云々、合ニ葬新漢槻本南丘、欽明天皇卷に、七年秋七月、倭國今來郡言云々、皇極天皇卷に、蘇我大臣、盡發ニ舉國之民并百八十部、預造ニ雙墓今木孝德天皇卷に、蘇我倉山田石川麻呂大臣、自ニ茅渟道逃向ニ於倭國境、大臣長子興志迎於今木大槻、齊明天皇卷に、四年

五月、皇孫建王八歲薨、今城谷上起燈而收、天皇作歌曰、伊磨紀那屢乎武例我禹杯爾俱談娜尼母、旨屢俱之多多、婆那爾柯那禮柯武、天武天皇卷に、十一年三月、命小紫三野王及宮内官大夫等、遣ニ于新城、令見其地形、仍將都矣、など見えたり、かくて件に今來郡とあるを思へば、古は郡名なりしが、後に高市郡の内に并せおかれけるなるべし、さて今來と云は、古外國の人の、皇御朝の、御徳化をしたひまつりてわたり來けるを、おかせ給へる、其地をいへるなり、今とは新の意にて、新に來朝ける義にて、今來とはいへるなり、即新漢とある、さる義なり、類字集に、紀伊とするは甚非なり、〇(嶺)卷九に、妹等許今木乃嶺茂立孀待木者古人見郎奉、〇(岳)卷十に、藤浪之散卷惜霍公鳥今城岳則鳴而越奈利

いみづかは (伊美都河泊)(伊美豆河泊)(射水河)など書り、和名抄に、越中國射水(伊三豆)郡(國府)とあり、其地の河なり、十七に、伊美都河泊伊由伎米其禮流云々、又布治奈美波云々、伊美豆河泊美奈刀能須登利云々、又可伎加蘇布云々、伊美豆河波吉欲伎可布知爾云々、十八に、於保奈牟知云々、射水河流水沫之云々、又於保伎見能云々、射水河雪消溢而云々、十九に、朝原爾聞者遙之射水河朝已藝思都追唱船人

いむたね (伊牟多禰) 未詳ならず、卷廿に、可之古伎夜美許等加我布理阿須山利也加曳我伊牟多禰乎伊牟奈之爾志臣

いめのわだ (夢乃和太) 大和志に、夢回淵在吉野郡御料莊新佳村俗呼梅回とあり、懷風藻に、吉田連宜、從三駕吉野宮詩に、夢淵と見えたり、夢の浮橋といふも、この夢の和太に渡せる浮橋なり、と玉勝間にいへり、卷三に、吾行者久者不有夢乃和太湍者不成而淵有毛、卷七に、夢乃和太事西

在來寤毛見而來物乎念四念者

いもがしま (妹之島) 神名帳に、紀伊國名草郡堅真神社あり、形見は其地なるべし、さらば妹之島も名草郡にあるなるべし、新勅撰集に、風さむみよのふけゆけば妹が島形見の浦にちどり鳴なり、卷七に、藻刈舟奥榜來良志妹之島形見之浦爾鶴翔所見

いもやま (いものやま) (妹山) (妹之山) (妹乃山) など書り、紀伊國那賀郡にあり、但し本居氏の云るやう、妹山といふは兄山あるにつきて、たゞまうけていへる名にて、實にしかいふ山あるはあらじ、そは三卷に、かけまくほしき妹の名を、此兄の山にかけはいかにあらむ、又この兄の山を妹とはよばじなど、兄の山といふ名に付て、妹といふことをもよめれば、又妹山といふことをまうけて、歌のふしとせるなるべし、されば背の山のこととは、たしかによめれど、妹山のこととは、さしてよめる歌みえず、たゞ妹とせの山、いもせの山、或は妹の山せの山こえてなどのみよめる、皆兄の山につきての詞のあやに、妹山ともいへるごときこえて、兄の山をいはずして、たゞ妹の山をよめるはなし、七卷に、木道にこそ妹山有といへど、たゞ一よめるも、たゞ歌に、此名あるによりてのことなるべし、又同卷に、せの山にたゞにむかへる妹の山ことゆるせやも打橋わたす、といふ歌も、兄の山をこゆる時に、谷川などに、かりそめなる橋をわたせる所を見て、そのあたりにならべる山をかりて、妹山として、かくはよめるなるべし、かの紀路にこそといへる歌の末、二上山も妹こそありけれとよめる、二上山に、まことに妹といふがあるにはあらねど、峰二あるによりてまうけてさはよみつるなれば、紀の國なるも、兄の山といふ名につきて、さもいふべきことなり、なほ妹山といふ山は、まことになきこと、おもはるゝは、今にいたるまで、兄山はたしかにて、

背山村といふさへあるを、妹山はまぎらはしくて、さだかならずと、猶玉勝間に、くはしく見えたり、卷七に、木道爾社妹山在云三櫛上二上山母妹許會在來、又勢能山爾直、向妹之山事聽屋毛打橋渡、十三に、木國之云々、妹乃山勢能山越而云々、卷四に、後居而戀乍不有者木國乃妹背乃山爾有益物乎、卷七に、麻衣著者夏櫛木國之妹背之山二麻時吾妹、又大穴道少御神、作妹勢山、見吉、又人在者母之最愛子曾麻毛吉木川邊之妹與背之山、又吾妹子爾吾戀行者乏雲並居鴨妹與勢能山

いやはひこ (伊夜彦) 神名帳に、越後國蒲原郡伊夜比古神社、(名神犬) 續紀に、越後國伊夜比古神社、

續後紀に、彌彥神社など見えたり、十六に、伊夜彦於能禮神佐備青雲乃田名引日須良霖曾保零、又伊夜彦乃神乃布本今日良毛加鹿乃伏良武皮服著而角附奈我良
いよ (伊與) (伊豫) など書り、國名なり、按に、古事記に、伊豫之二名島とあるは、阿波讃岐伊豫土佐の四箇國を總ていへるなり、此集にいへるは、一國の稱なり、本は一國の名なるが、廣く四國の總名になり、四國の總名なりしが、又一國の名のごとくなれるなり、卷三に、海花者云々、白浪乎伊與爾回之云々、○〔湯〕 古事記允恭天皇條に、故其輕太子者、流於伊余湯也、書紀舒明天皇卷に、十一年十二月己巳朔壬午、幸于伊豫溫泉宮、天武天皇卷に、十三年冬十月、大地震云々、時伊豫溫泉沒而不出、和名抄に、伊豫國溫泉(湯)郡、神名帳に、同郡神社などあり、今世道後の湯と云て、名高くめでたき溫泉なり、今其地を一萬村と呼り、伊余國風土記に、湯郡、大穴持命見悔耻、而宿奈毗古那命欲活、而大分速見湯自下樋持度來、以宿奈毗古那命而浴、讀者、壺間有活起居、然詠曰、眞寔寢哉、踐健、跡處、今在湯中石上、也、凡湯之貴、奇不三神世時耳、於今世、染、赤、萬生、爲三除病存身要藥、也、天皇等於湯幸行降坐五度也、以大帶日子天皇與大后

八坂入姫命、二軀爲一度也、以帶中日子天皇與、大后息長帶姬命、二軀爲一度也、以三上宮聖德皇子爲一度、及侍高麗惠總僧、葛城臣等也、于時立湯岡側碑文、記云、法興六年十月歲在丙辰、我法王大王、與惠總法師、及葛城臣、造遠夷與村、正觀三神井、歎世妙驗、欲叙意、聊作碑文一首云々、以岡本天皇并皇后二軀爲一度、以後岡本天皇近江大津宮御宇天皇、淨御原宮御宇天皇三軀爲一度、此謂三幸行五度也、(今温泉の傍に、御足形の石といふあり、此は踐健跡處、今在湯中石上也、とあればなり、されど其石、古のならむことはおぼつかなし)卷三に、山部宿禰赤人、至伊豫温泉作歌云々、皇神祖之云々、三湯之上乃云々、○〔高嶺〕温泉郡にあり、今石鐵山といふ山嶺なりとぞ、卷三に、皇神祖之云々、極此疑伊豫能高嶺之云々

去神島一里、以近混志摩國云々、とあり、參河國より、志摩國の答志崎へ向ひてさし出たるをいふよし、太神宮參詣記に、海のさかひ、國のさかひをながめやるに、伊良虞島鳴海潟はかしこにや、と思ひやり云々とあり、しかるに此集に、伊勢國伊良虞島と記し、古今著聞集十二に、伊勢國いらごのわたりとしるせるは、參河なるが、伊勢と志摩へも亘れるが故に、昔よりしか物にしるせるにやあらむ、類字集には、志摩とす、卷一に、潮左爲二五等兒乃島邊榜船荷妹乘良六鹿荒島回乎

いらごがしま (伊等籠荷四間) (伊良虞能島) など書り、因幡國にあるなるべし、しかいふ故は、卷一に、麻績王、流伊勢國伊良虞島之、時人哀傷作歌としるして、左に出せる贈答二首の歌を記して、其左に註して、右案日本紀曰、天皇四年乙亥夏四月戊戌朔乙卯、三品麻績王有罪流于因幡

一子流伊豆島、一子流血鹿島也、是云配于伊勢國伊良虞島者、若疑後人緣歌辭而誤記乎、とあるごとく、麻績王は、因幡國に配れしことは著しければ、伊良虞島は、彼國にあること疑なかるべし、地名は、何國にも同號なるが多ければなり、さて伊勢國伊良虞島といふは、世に名高きこえたるが故に、左註にいへるごとく、伊良虞島といふ歌詞によりて、後人の伊勢國と誤記したるなるべし、卷一に、打麻乎麻績王、白水郎有哉射等籠荷四間乃珠藻刈麻須、又空蟬之命乎惜美浪爾所濕伊良虞能島之玉藻刈食

いりぬ (納野) (入野) など書り、神名帳に、山城國乙訓郡入野神社あり、其地か、但し卷七なる納野は、和名抄に、丹後國竹野郡納野とあるこれにや、と契沖はいへり、今決てはいひがたし、續古今集に、さを鹿のいる野のす、き霜がれてたまくらさむき秋の夜の月、卷七に、翫後納野遊葛引吾妹真袖の著點等鴨夏草刈母、卷十に、左小牡鹿之入野乃爲酢寸初尾花伊時加妹之(衣)手將枕

いりぬ (伊利野) 上野國多胡郡にあり、十四に、安我古非波麻左香毛可奈思久佐麻久良多胡能伊利野乃於久母可奈思母

いりま (伊利麻) 和名抄に、武藏國入間(伊留末)郡と見え、伊勢物語にも、いるまの郡としるせれど、古は伊利麻と唱しか、又古より伊留麻と稱しを、土の東人は伊利麻と唱へしか、十四に、伊利麻治能於保屋我波良能伊波爲都良比可婆奴流奴流和爾奈多要會禰

○う部

うきたのもり (浮田之杜) 神名帳に、大和國宇智郡荒木神社あり、浮田もそなるべし、續拾遺集に、春來れば浮田の杜に引しめや苗代水のたよりなるらむ、十一に、如是爲哉猶八成牛鳴大荒木之

浮田之杜之標爾不有爾

うきぬのいけ (浮沼池)

未詳ならず、八雲御抄に、石見と載させ給へるは、いかゞあらむ、續後撰集に、身はかくて浮ぬの池の菖蒲草引人もなき根こそつきせぬ、卷七に、君爲浮沼池菱採、我染袖沾在哉

うさかゞは (鷗坂河) (宇佐可河泊) など書り、神名帳に、越中國婦負郡鷗坂神社とあり、十七に、婦負郡渡三鷗坂河邊一時作歌、宇佐可河泊和多流瀬於保美許乃安我馬乃安我根乃美豆爾伎奴奴禮爾家

うしまど (牛窓) 備前國邑久郡にあり、十一に、牛窓之浪乃鹽左猪島響所依之君爾不相鴨將有

うすひ (宇須比) 和名抄に、土野國碓氷(宇須比)郡とあり、○(山) 十四に、比能具禮爾宇須比乃

夜麻乎古由流日波勢奈能我素低母佐夜爾布良思都、○(坂) 卷廿に、比奈久母理宇須比乃佐可乎吉延志太爾伊毛賀古比之久和須良延奴可母

うだ (宇陀) 和名抄に、大和國宇陀(宇太)郡とあり、上あ部、あき條にいへる如く、書紀に、菟田

吾城とあるを見れば、かの阿騎の野、即宇陀の大野なるべし、千載集に、やかたをのましろの鷹を引居て宇陀の鳥立を狩くらしつる、卷七に、山跡之宇陀乃眞赤土左丹著者許會裳香人之吾乎言將成、○(野) 卷二に、毛許呂裳遠春冬片設而幸之宇陀乃大野者所念武鴨、卷八に、宇陀乃野之秋芽子師弩藝鳴鹿毛妻爾戀樂苦我者不益

うちのぬ (内野) (内乃大野) 和名抄に、大和國宇智郡とあり、卷一に、天皇遊獵内野之時云々、玉刻春内乃大野爾馬數而朝布麻須等六其草深野

うち (兔道) (氏) (宇治) (于遲) など書り、和名抄に、山城國宇治(宇治)郡宇治、久世郡宇治とあり、

宇治といふ郷は廣くして、兩郡に亘りて屬るが故に、宇治郡と久世郡との中に、宇治郷の入るにや、卷七に、氏人之譬乃足白吾在者今齒玉良増木積不來友、○(都) 卷一に、金野乃美草菟葺屋

杼禮里之兔道乃宮子能借五百磯所念、宮子とは、皇極天皇の、大和より近江へ行幸す御路次なるがゆゑに、宇治に行宮つくらせ給ひて、やどらせ給ひしより、宇治の都とはいへるなり、兔道稚郎子の宮をたて、住せ給ひしによりて、宇治の都といふとおもへるは非なり、後の人の宇治の都とよめるは、然心得たるにも有べし、此集にいへるは、行宮につきてよめるなり、混ふべからず、○

〔川〕 卷一に、八隅知之云々、物乃布能八十氏河爾云々、(八十は、振山を袖振山と云る類に、枕詞のつゞけにつれて、そへたる詞にて、たゞ宇治川なり、) 卷三に、物乃部能八十氏河能阿白木爾不知

代經浪乃去邊白不母、卷七に、氏河齒與杼淵無之阿自呂人舟召音越乞所聞、又氏河爾生菅藻乎河早不取來爾家里裏爲益緒、又氏河乎船令渡呼跡雖喚不所聞有之嘖音毛不爲、又千早人氏川浪乎清可毛旅去人之立難爲、十一に、物部乃八十氏川之急瀬立不得戀毛吾爲鴨、十三に、綠青吉云云、物部氏川渡云々、○(渡) 十一に、千早人宇治度速瀬不相有後我磯、十三に、空見津云々、血速舊于遲乃渡云々、又王云々、千速振氏渡乃云々

うちまやま (宇治間山) 大和志に、在吉野郡池田千俣村、とあり、續千載集に、うちまやまけさこえ行は旅人の衣手寒し雪はふりつゝ、卷一に、宇治間山朝風寒之旅爾師手衣應借妹毛有勿久爾

うど (有度) 和名抄に、駿河國有度(宇止)郡とあり、後拾遺集に、うど濱にあまの羽衣昔きてふりけむ袖やけふのはふりこ、卷廿に、有度郡

うなかみ (海上) (宇奈加美) など書り、和名抄に、上總國にも、下總國にも海上郡ありて、宇奈加美と註せり、古事記に、上菟上國造、下菟上國造、國造本記に、上海上國造、下海上國造、とありて、此に云るも、右のうちながら、何の國なるをいへりとも定めがたし、○〔津〕卷九に、牡牛乃云々、海上之其津乎指而云々、○〔渴〕卷七、夏麻引海上瀧乃與津洲爾鳥者養竹跡君者音文不爲、十四に、奈都素妣久宇奈加美我多能於伎都濱爾布爾波等村米率佐欲布氣爾家里

うない (菟名日) (菟會) (菟名負) (菟原) (宇名比) など書り、和名抄に、攝津國菟原(宇波良)郡と見えたる是なり、伊勢物語にも、津の國うはらの郡とあれど、其は原字につきて、やゝ後に唱へ訛れるものにて、菟原と書ても、古は宇奈比とのみ稱しなり、原は生と古く通し用ひて、ヒ、フと稱し宇なり、室原、茅原なども書り、卷九に、古之云々、葦屋乃菟名日處女乃云々、又古乃小竹田丁子乃妻問石菟會處女乃與城叙此、又葦屋之菟名負處女之云々、智奴壯士宇奈比壯士乃云々、菟原壯士伊仰天云々、又葦屋之宇奈比處女之與稱乎往來跡見者哭耳之所泣、十九に、古爾云々、知努乎登古宇奈比壯子乃云々

うなひ (宇奈比) 武藏國の地名なるべし、郡未詳ならず、宇奈比を、海邊なりといふ説は、甚非なり、古海邊をウナヒといへること、かつてなし、海邊をば、ウミへのみこそいひたれ、既に古義に具云たるを、披見て考べし、十四に、奈都蘇妣古宇奈比乎左之氏等夫登利乃伊多良武等會與阿我之多波倍思

うなひがは (宇奈比河波) 和名抄に、越中國射水郡宇納(宇奈美)とある、其地の川なり、十七に、物能乃敷能云々、宇奈比河波伎歌吉勢其等爾云々

うなてのもり (卯名手之神社) 和名抄に、大和國高市郡雲梯(宇奈天)とあり、畝火山の西北に、今も雲梯村といふありとぞ、かくて出雲國造神賀詞に、事代主命御魂乎宇奈堤爾坐、とありて、此神社に坐は事代主神にませり、しかるに神名帳に、高市郡高市御懸坐鴨事代主神社(大月次新嘗)と見え、書紀天武天皇卷に、高市縣主許梅に著て、吾者高市社所居名事代主神、と詔へる、皆此神なるべきを、雲梯に坐ますよし載ざるは、いとくいぶかしきにつきて、はやく岡部氏も疑ひおき、本居氏の説もあることなれど、卯名手にましますことは、左に載る歌によりて疑なきこと、余別に考あり、卷七に、眞鳥住卯名手之神社之菅根乎衣爾書付令服兒欲得、十二に、不想乎想常云者眞鳥住卯名手乃杜之神思將御知

うねび (雲根火) (畝火) (雲飛) (宇禰備) など書り、大和國高市郡八木村の南一里ばかりにありて、今俗に慈明寺山と稱とぞ、卷一に、高山波雲根火雄男志等云々、卷四に、天皇之云々、玉田次畝火乎見管云々、○〔宮〕卷廿に、比左加多能云々、可之婆良能宇禰備乃宮爾云々、此は神武天皇の畝傍宮にて、世にかくれもなし、○〔山〕卷一に、玉手次畝火之山乃云々、又八隅知之云々、畝火乃此美豆山者云々、卷二に、天飛也云々、玉手次畝火乃山爾云々、卷七に、思臘痛文爲便無玉手次雲飛山仁吾印結

うばらき (茨城) 和名抄に、常陸國茨城(牟波良岐)郡(國府)とあり、牟波良岐といふは、後の訛にて、古稱は宇婆良岐なり、卷廿に、茨城郡うへかたやま (宇倣可多山) 對馬國上縣郡竹敷にある山名なるべし、十五に、多可思吉能宇倣可多山者久禮奈爲能也之保能伊呂爾奈里爾家流香聞

うまぐたのねる (宇麻具多能禰呂) 和名抄に、上總國望多(末宇太)郡とあり、末宇太とあるは、後に字につきて唱誤れるものにて、古は字も馬來田と書て、宇麻具多とのみ呼しなり、書記繼體天皇卷に、馬來田皇女あり、又天武天皇卷に、大伴連馬來田とありて、十二年六月丁巳朔己未、大伴連望多薨とあるによりておもへば、望田と書るをも、元はウマガタと呼しことしるし、十四に、宇麻具多能禰呂乃佐左葉能都由思母能奴禮氏和伎奈婆汝者故布婆會母、又宇麻具多能禰呂爾可久里爲可久太爾毛久爾乃登保可婆奈我目保里勢牟

うらぬのやま (宇良野乃夜麻) 信濃國小縣郡にあり、兵部省式に、浦野驛見ゆ、今馬越のうまやと云るは、古驛の残れるなるべしと、信濃地名考に見えたり、十四に、可能古呂等宿受屋奈里奈牟波太須酒伎宇良野乃夜麻爾都久可多與留母

うるわかは うるやかは (潤和川) (潤八川) 未詳ならず、按に、潤和、潤八を、又ルワ、又ルハなど訓は論に足ず、ウルワ、ウルヤなどよみても然る地名のあることは、古も今も聞及ばぬこととなり、これによりて思ふに、和八は、共に字を寫し誤れたるものにて、元は潤比とありけむを、はやくより誤り傳へたるものにはあらじか、和名抄に、上總國市原郡濕津(宇留比豆)と見えたる郷名に准ふるに、宇留比川てふ河も有しにこそ、かくてもし此宇留比河、やがて彼濕津と同地ならむも知べからず、しかするときは、宇留比といふが本の地名にて、其地の川を潤比川といひ、さてその河津によりて、宇留比津といへる地名となれるにもあらむ、猶考べし、〔頭註〕備考、筑寄云、漆川、御笠郡坤の方四五町にあり、其川の邊の田の名をも漆川と云、再按、寛永年間梓行ありし東海道驛路鈴と云ものに、駿河國吉原驛より蒲原驛までの間に、うるひ河歩渡、此水天宮淺間の御手洗より涌出とあり、これ宇留比河ならむか、更に尋十一に、秋柏潤和川邊細竹目人不顔而公無勝、又朝柏潤八河邊邊小竹之眼笑思而宿

者夢所見來

うるつき (植槻) 今昔物語に、敷下郡植槻寺とあり、今郡山に、植槻八幡宮ありとぞ、其はこの植槻より勸請せる神社にはあらぬにや、尋ぬべし、神樂歌小前張に、植槻や田中の社とあるも、今と同處なるべし、十三に、挂纏毛云々、春遊者植槻於之云々

○え部

えなつ (得名津) 和名抄に、攝津國住吉郡榎津、(以奈豆)とあるこれなり、榎津の字は古のまゝなるを、後の訛言のまゝに、和名抄には以奈豆と記せるなり、卷三に、墨吉乃得名津爾立而見渡者六兒乃泊從出流船人

えはら (荏原) 和名抄に、武藏國荏原(江波良)郡とあり、卷廿に、荏原郡

○お部

おう (餽字) (於宇) など書り、和名抄に、出雲國意宇(於宇)郡(國府)とあり、名の由は、出雲風土記に、所三以號三意宇者、國引坐八束臣津野命詔、八雲立出雲國者狹布之堆國在哉、初國小所作、故將三作縫三詔、而云々、今者國引訖、詔、而、意宇社爾御杖衝立而、意惠登、詔、故云三意惠とあり、意惠は、事を勞きて、苦きを休息ふ時の聲なり、さて惠は宇延のつゞまりたる音にて、上に字を帶る故に、おのづから後に意宇とはなれるなるべしと本居氏云り、新古今集に五月雨はおうのかはらのまこも草からでや浪の下に朽なむ、新勅撰集に、おうの海の思はぬ浦にこす鹽のさてもあやなくたつ煙かな、○〔海〕卷三に、餽宇海乃河河原乳鳥汝鳴者吾佐保川乃所念國、卷四に、餽宇能海之鹽干乃滴之片念爾思哉將去道永手呼、○〔浦〕卷廿に、於保吉美乃美許等加之古美於宇乃宇良乎

會我比爾美都都美也古能保流、(於字を、舊本に於保と作るは、上の於保に見まがへて誤りたるなり、今改めて引り、)

おきそやま (奥十山)(奥磯山)など書り、元慶三年に、美濃國惠那郡の於吉蘇、小吉蘇二村を信濃國に屬られしこと見えたり、萬葉の頃は、美濃國なりしが故、左の如くよめるなり、さて奥十、奥磯など書るは借字にて、大吉蘇なり、小吉蘇に對ひたる稱なり、かの意計、弘計の御兄弟の皇子の御名も、古事記によるに、大計、小計なれば、大を於とのみもいへりしなり、此事、岡部氏もはやくいへり、十三に、百岐年三野之國之云々、奥十山三野之山云々、奥磯山三野之山云々

おきな (置勿) 歌詞によるに、大和國高市郡にて、飛鳥より、桃花鳥野に至るまでにある地の名なるべし、十六に、忍照八云々、雖立置勿爾到云々

おきなが (息長)(於吉奈我)など書り、諸陵式に、息長墓(舒明天皇之祖母、名曰廣姫、在近江國坂田郡)と見ゆ、書紀天武天皇、卷に、息長横河、更科日記に、不破關あつみ山などこえて、近江國おきながと云人の家にやどり云々、東大寺古文書に、近江國坂田莊息長莊、なども見えたり、十三に、師名立云々、息長之遠智能小菅云々、息長之遠智能子菅、○(川) 卷廿に、爾保村里乃於吉奈我河波半多延奴等母伎美爾可多良武已葺都奇米也母

おきつしまやま (奥島山)(奥津島山)など書り、貝原篤信諸州めぐりに、近江滋賀郡小松のむかへに、奥の島あり、民家多くして、島のひろさ方廿町ばかりあり、田島あり、古歌には奥津島山とよめり云々、此湖の中に、凡三の島有、竹生島、竹島、奥の島なりと云り、續千載集に、風渡るにほの水海そらはれて月影清しおきつ島山、十一に、淡海奥島山奥儲吾念妹事繁、又淡海之海奥

津島山奥間經而我念妹之言繁苦

おさかのやま (忍坂山) 和名抄に、大和國城上郡長谷(波都勢)忍坂(於佐加)と見えて、並びたる山なり、十三に、隱來之云々、青幡之忍坂山者云々

おしてるみや (於之豆流宮) 攝津國東生郡にて、いはゆる難波高津宮即これなり、た部たかつの條考べし、卷廿に、櫻花伊麻佐可里奈里難波乃海於之豆流宮爾伎許之實須奈倍

おしたるをぬ (押垂小野) 未詳ならず、東鑑に、押垂齋藤左衛門尉といふあり、所由あるか、又岡部氏は、小は水字の誤にて、押垂水野從なるべし、垂水は、名水の地なり、押は、上よりいひ下すとき、著ならの里などいふ類なりと云り、猶考べし、十六に、琴酒乎押垂小野從云々

おほつ (大津)(凡津)など書り、近江國志賀郡にあり、後紀に、延暦十三年十一月丁丑、詔曰云々、近江國滋賀郡古津者、先帝舊都、今接發下、可下追昔號改稱大津云々、と見ゆ、即今も大津と呼り、卷二に、天數凡津子之相日於保爾見敷者今叙悔、卷三に、吾命之眞幸有者亦毛將見志賀乃大津爾緣流白浪、○(宮) 卷一に、玉手次云々、樂浪乃大津宮爾云々、宮は、天智天皇の皇居にて、かくれもなし

おほうら (大浦) 筑前國津屋郡にて、海人等の多く住居し海邊を、大浦といひしなるべし、田沼は、その浦邊にある田に、まかする沼水をいへるならむ、十六に、荒雄良我去爾之日從志賀乃安麻乃大浦田沼者不樂(不)有哉

おほぬ (大野) 和名抄に、越中國礪波郡大野、(於保乃)とあり、十六に、大野路者繁道森徑之氣久登毛君志通者徑者廣計武

おほぬ (大野) 和名抄に、筑前國御笠郡大野とあり、卷四に、不念乎思常云者大野有三笠杜之神
思知三、〇〔山〕 卷五に、大野山紀利多知和多流和何那宜久於伎蘇之可是爾紀利多知和多流〔頭註、
大野山御笠郡御笠森の邊より、東南の方、四王寺山の
西のふもと、すべて大野山といふ、山は東にあり、

おほぬがはら (大野川原) 大和志に、斑鳩富小川名水也、自添下郡流至高安、曰大野川、古人所
賦大野川原即此流、至笠目入廣瀬川、といへり、八雲御抄に、石見と註せさせたまへるは、何の
由にか、十一に、眞薦刈大野川原之水、隠戀來之妹之紐解吾者

おほやがはら (於保屋我波良) 和名抄に、武藏國入間郡大家(於保也介)とある地にや、高田與清が
擁書漫筆に、武藏濱露に、入間郡部に、今の大在家村は、その郷の名の轉れるにて、おほや河原は、
此處ならむと云り、同書に、入間郡の村名、大谷、大谷木、などあるも、共に普通へば、いづくとも

定がたけれど、武藏國圖を閲るに、大谷木は河邊の里ならねば、これにはあらじと云り、これは我
波良を、河原と見たるよりの説なり、いかにまれ、我波良は之原にて河原にはあらざるなり、現存
六帖に、明珍法師、日のくれにおほやがはらを分行ば、すがもがしたに水鷄鳴なり、十四に伊利麻
治能於保屋我波良能伊波爲都良比可波奴流奴流和爾奈多要會禰

おほさき (大崎) 紀伊國海部郡にありて、よき湊なり、濱に人家ありて、遊女なども、居り、往來
の船、大方此湊に著、今も土佐の船の往來に、常に泊る所なり、古も土佐にかよふには、かならず
此大崎を通りしならむ、しかるを本居氏の大崎は紀伊にあれど、土佐への道とはいたく違へりと云
るは、異所の大崎には、聞誤れしなりと中山巖水云り、卷六に、大崎乃神之小濱者雖小百船純毛
過迹云莫國、〇〔磯〕 十二に、大崎之有磯乃波延久受乃往方無哉戀渡南

おほやまと (大日本) 神國の總名に亘りて、稱るなり、續紀に、天平十三年十一月戊辰、右大臣橘
宿禰諸兄奏、此間朝廷以何名號傳於萬代、天皇勅曰、號爲大養德恭仁大宮也、と見えたり、恭
仁宮は、山城國相樂郡なれば、大和國ならぬを、大日本といふを、天下の總名にとりたるが故に、
かく云るなり、これ總名に稱る證なり、卷三に、掛卷母云々、大日本久邇乃京者云々

おほやぬ (大家野) 和名抄に、紀伊國名草郡大屋、神名帳に、紀伊國名草郡大屋都比賣神社(名神大
月次新嘗)と見えたり、神代紀に、素戔鳴尊之子、號曰五十猛命、妹大屋津姬命、次抓津姬命、此
三神亦能分三布木種、即奉渡紀伊國也、卷九に、山跡庭、聞往敷大家野之小竹葉煎敷慮爲有跡者、
(家字、舊本に我と作るは誤なり、今改めて引つ)

おほあらしき (大荒木) 神名帳に、大和國宇智郡荒木神社、とある所なるべしと契沖云る如し、古今
集に、大荒木の杜の下草老ぬれば駒もすさめず、刈人もなし、曾丹集にも、大荒木の小ささがはら、
とよめり、十一に、如是爲哉猶八成牛鳴大荒木之浮田之杜之標爾不有爾、〇〔野〕 卷七に、如是爲
而也尙哉將老三雪零大荒木野之小奴二不有九二〔頭註、拾遺、徒に老ぬべらな大荒木〕

おほはら (大原) 大和國高市郡にあり、續紀に、天平神護元年十月己未朔辛未、行幸紀伊國云々、
是日到大和國高市小治田宮、壬申、車駕巡歴大原長谷、臨明日香川而還、と見えて、今も飛鳥の
西北の方に、大原村といふあり、即藤原ともいふとなり、鎌足大臣の本居なり、皇居の藤原は異地
なり、しかるを多武峰記に、藤原宮大原也、とあるは、たがへることなり、卷四に、大原之此市柴
乃何時鹿跡吾念妹爾今夜相有香裳、(この大原を、類字集に、山城とせるは非なり、)〔頭註、大原やな
るは、山城乙訓郡、大野の炭籠、又麩の〕〔古郷〕 卷二に、吾里爾大雪落有大原乃古爾之郷爾落卷者後、
清水とよめる、同國愛宕郡なりと云り、

十一に、大原古郷妹置吾稻金津夢所見乞、(是を類字集に、山城とせるは非なり、)大原は、後崗本宮の舊跡の東北三四町ばかりにあれば、舊にし郷といふよしへり、但し此は、昔女の家に通ひ住坐しによりて、のたまへるにもあるべし、貫之の、人はいざ心もしらす故郷は、とよめることく、凡てむかしかよひやどりし處をば故郷と云り

おほえのやま (大江乃山) 丹波國桑田郡にあり、書紀天武天皇卷に、八年十一月初置關於龍田山大江山と見えたり、國太曆に、於伊山と作る是なり、諸州めぐりに、おほの坂、是山城丹波の境なり、本名は大江山なり、大江の坂を誤て、おほの坂と云なるべし、大江山生野の道の遠ければ、と小式部がよみしは此處の事なり、生野も、天の橋立にゆく道にあり、又丹後にも大江山あり、むかし、酒頭童子が住たる處なりと云、それは天の橋立に行道にあらざれば、小式部が歌によめる大江山にはあらず、十二に、丹波道之大江乃山之眞玉葛絶牟乃心我不思

おほわだのはま (大和太乃濱) 土佐日記に、二月六日、濤標のもとより出て、難波の津をきて河尻にいる云々、九日心もとなきにあけぬ、から舟を引つゝのほれども、川の水なければ、ゐざりにのみそるざる、このあひだに、和田の泊のあかれのところといふ所ありとあり、和田の泊は、攝津國西成郡にて、大和田といへば、此處なるべしと云り、夫木集廿五に、大和田の浦わに今宵舟とめて清きはまべの月をいざ見むとあり、大和多と名に負せたる故は、一卷に、志賀能大和多、とよめるに同じく、大曲にて、入曲りたる浦なるべし、大は、其地の廣く大なるよりいふなるべし、神武天皇紀に、曲浦とも見ゆ、卷六に、濱清浦愛見神世自千船湊大和太乃濱

おほはやま (大葉山) (大母山) など書り、未詳ならず、八雲御抄には、紀伊としるさせ給へり、卷七に、大葉山霞蒙狭夜深而吾船將泊停不知文、卷九に、大母山霞棚引左夜深而吾船將泊等萬里不知母

おほやま (大山) 和名抄に、越中國婦負郡大山(於保也末)神名帳に、越前國丹生郡大山御坂神社あり、今はいづれにか、十二に、三雪零越乃大人行過而何日可我里乎將見

おほきのやま (大城乃山) 本居氏、筑前國人のいへりしは、大城の山は、御笠郡にて、今の四天王寺山の事なり、城山とは別なるよし云り、(頭註、名寄云、大城山、御笠郡大野の嶺) 卷八に、今毛可聞大城乃山爾霍公鳥鳴令響良武吾無禮杼毛、卷十に、灼然四具禮乃雨者零勿國大城山者色付爾家里

おほたぎ (大瀧) 大和國吉野郡吉野川の大瀧なり、卷九に、大瀧乎過而夏箕爾傍居而淨河瀬見何明沙

おほさか (大坂) 和名抄に、大和國葛上郡とあり、神名帳に、葛下郡大坂山口神社、とあり、本居氏云、葛上葛下と郡の異なるは、堺近ければそ、別にはあらず、此地の事、古事記、書紀に、往々出たり、卷十に、大坂乎吾越來者二上爾黃葉流志具禮零乍

おほのうら (大乃浦) 契沖云、大乃浦を、八雲御抄に、遠江と註せさせたまへり、遠江守への御こたへなれば、しかるべきにや、和名抄に、遠江國磐田郡に、飯寶といふ郷を二載たり、飯は二共に飯字誤にて、飯寶なり、大乃浦は、此二の内にて、飯寶の浦なるべし、(頭註、岡部氏東歸に、大の浦江と云る所の濱) 卷八に、大乃浦之其長濱爾縁流浪寛公乎念比日 (長濱は、天瀧川の東に、大の浦邊なりと云い)

おほしま (大島) 周防國大島郡これなり、此郡は離島にて、今八代島と云よし、即和名抄に、大島郡屋代と見えたる是なるべし、(頭註、類字集に、備) 上關の東、安藝國嚴島の西南にありて、長さ今

萱草吾綴二付香具山乃故去之里乎不忘之爲、十一に、香山爾雲位栴叟於保保思久相見子等乎後戀
 牟嶋、○〔宮〕卷二に、挂文云々作良志之香來山之宮云々、此は高市皇子尊宮なり、○〔天之香
 山〕此は古事記中卷、倭建命御歌に、比佐迦多能阿米能迦具夜麻、と見えて、天を阿米と云が古
 なり、後世阿麻といふは非なり、凡て天を、阿米といひ阿麻と云こと余別に考あり、かくて此山は
 もと天上にありしが故に、此國土よりは、常に天之安河などいふ類に、天之香山といひけるを、此
 國土に天降ても、なほもとの稱を存して、天とはいひけるなり、さてその天上より天くだりし
 と云は、集中にも天降付とよみたるうへ、正しくは伊余國風土紀、伊豫郡、自郡家一以東北在三
 山、所名天山、由者、倭在天加具山、自天天降時二分、而以片端者天降於倭國、以片端者天
 降於此土、因謂天山也、と見えたる如し、仙覺釋には、阿波國風土記にありと此事をいへり、さな
 くば天とはいかでか云む、しかるを岡部氏説に、天上の迦具山に擬へて、崇み賜ふ故に、天乃迦
 具山とも云といへるはたがへり、其はもの天上より天降しといふことを、考もらして、天上のと、
 國土の香山と二あるごと心得たりしにや、かくて此香山の天降しと云類を、浮説のごと思ふ人も
 あらむ、其は古學の非熟うへのさだにて、更に論に足されば、今ことさらに云ず、いふかり思はむ
 人には、まのあたりときてきかすべし、卷一に、山常庭云々取與呂布天乃香具山云々、又春過而夏
 來良之白妙能衣乾有天之香來山、卷三に、天降付天之芳來山云々、卷七に、昔者之事波不知乎我
 見而毛久成奴天之香具山、卷十に、久方之天芳來山此夕霞霏春立下、(芳來の來字、舊本
 に無は、迦具山を香山とも書るが故に、芳山とも書べしと思ひて、略けるなるべし、香山と書は、
 カグハシといふ訓を取るには非ず、カウの字音を轉して、カグに用ひたるなれば、香山と書例によ

りて、芳山とは書べきに非ざるをや、)〔神乃香山〕此はもとより神しき山なるが故に、尊みて云
 るなり、續古今集、爲家、天くだる神のかこやま今しもぞ君がためにと見るも賢き、卷三(或本)
 に、天降就神乃香山云々、○〔青香具山〕此は木繁く榮えて、蒼々としたるを云るにて、別にさる山
 の名あるにはあらず、卷一に、八隅知之云々日本乃青香具山著云々
 かけやま (可雞夜麻) 未詳ならず、相模國足柄郡にあるなるべし、和乎可雞夜麻と云るは、契沖が、
 此はふる川を、補ふる川といふ如く、可雞山なるを、文字のたらねば、我をかけ山といふことろに、
 交字をそへて云るなるべしと云る如し、但し文字のたらねばと云るは、すこしたるがへり、此は我を
 懸て思はゞ、可雞山の云々と、いふ意をもたせたる歌なるをや、十四に、阿之賀利乃和乎可雞夜麻
 能可頭乃本能和乎豆佐禰母可豆佐可受等母
 かけのみなと (可家能奈水刀) 未詳ならず、伴の可雞山とは別地にあやらむ、類字集に、丹後とせる
 は謂なし、新續古今集に、霜寒き蘆の枯葉はをれふしていづらかかけのみなとなるらむ、十四に、安
 治可麻能可家能水奈刀爾伊流思保乃許氏多受久毛可伊里氏禰麻久毛
 かこのしま (可古能島) 播磨國賀古郡の海島なり、書紀應神天皇卷に、一日、日向諸縣君牛云々、
 始至播磨時、天皇幸淡路島而遊獵之、於是天皇西望、之數十、藥浮海來之、便入
 于播磨鹿子水門、天皇謂左右曰、其何藥也、泛巨海多來、爰左右共視而奇、則遣使令察、使
 者至見皆人也、唯以著角鹿皮爲衣、服耳、問曰、誰人也、對曰、諸縣君牛、是年春之雖致仕、不得
 忘朝、故以己女髮長媛而貢上矣、天皇悅之即喚、令從、御船、是以時人號、其著岸之處、曰鹿
 子水門也、と見えたり、荒木田氏は、可古は、阿古の誤なりとして、攝津國なるよし論へども、そ

はいみじきしひごとなり、さて阿古は、吾兒の意にのみなしたりといへれど、左の歌に、しかよそへたる意あるにあらず、たゞ其島の美景を賞ていへるのみなるをや、はたその前後の歌を見るに西國へ下る時の歌にて、皆播磨の地名のみよみたれば、加古は猶播磨國とせざればかなはずなむ、卷三に、稻日野毛去過勝爾思有者心戀敷可古能島所見

かさはや (加座備夜) (風早) など書り、紀伊國日高郡の地名なり、契沖が、備後國にこそ風速浦はあれ、常に風の早き浦といふ心にて、風早の浦とつゞけいふなりと云れど、地名には、諸國に同じきが多かるをや、卷四に、加座備夜能美保乃浦廻之白管仕見十方不恰無人念者、(座字、舊本に麻と作るは誤なり、今は異本に従つ、但し麻はアサのアはカの韻にこもれば、サの假字に用ひしものぞともいふべけれど、この歌のかきさまにはあらず、又加座と濁る處なれば、ましてさらなり、卷七に、風早之三穂乃浦廻乎榜舟之船人動浪立良下、○〔濱〕 卷九に、風莫乃濱之白浪徒於斯依久流

見人無、(莫は、早字の誤なるべし)

かざはやのうら (風早能字良) 和名抄に、安藝國高田郡風速 (加佐波也) とある是なり、十五に、和我山恵仁妹奈氣久良之風早能字良能於伎飯爾奇里多奈妣家利

かさのやま (笠乃山) 大和國添上郡にあり、契沖が云しごとく、即三笠山なり、卷三に、雨零者將蓋跡念有笠乃山人爾莫令蓋密者漬跡裳

かさぬひのしま (笠縫之島) 本居氏云、攝津國東生郡にて、今深江村といふところ、笠縫島なるべし、此處菅田多くありて、其菅他所より勝れたり、里人むかしより笠を縫ことを業として、名高く童謡にもうたへり、今も里長幸山喜右衛門といふものゝ家より、御即位のをりは、内裏へ菅を獻る、

又讃岐の殿へも、圓座の料の菅にまゐらすとぞ、延喜内匠寮式に、伊勢齋王野宮裝束の中に、御輿中子菅蓋一具 (菅并骨料材從攝津國笠縫氏參來作) とあり、笠縫氏は、此所の人にて有けむ、さてこの深江村は、大坂城より東にあたりて、河内の堺に近し、此地いにしへは島なりしよし、里人いひ傳へたり、まことに此わたり、古は北の方は難波堀江につゞき、東は大和川、南西は百濟川、そのほか小川ども多く流れあひて、廣き沼江にて有しとおぼしくて、難波の古圖のさまも然見えたり、又今此里人の語るをきくに、此村のみ地高くて、ほとりは、いづかたも地ひきし、非などほれば、葦の根、貝のからなどいづと云り、今の歌、古今集大歌所の歌にあけて、かさゆひの島とせるは、うたひひがめたるものなり、卷三に、四極山打越見者笠縫之島榜隠棚無小舟

かさじま (笠島) 未詳ならず、十二に、草陰之荒蘭之崎乃笠島乎見乍可君之山道越良無

かしま (香島) (所聞多) など書り、和名抄に、能登國能登郡加島 (加之萬) とあり、十七に、香島欲里久麻吉乎左志底許具布禰能可治等流間奈久京師之於母保由、○〔嶺〕 十六に、所聞多禰乃机之島能云々、(所聞多禰を、舊訓にソモタネとあるはよしなし、義を得てカシマネと岡部氏によめるぞ、いとよく叶ひたる)

かしま (鹿島) (可志麻) など書り、和名抄に、常陸國鹿島郡鹿島とあり、神名帳に、常陸國鹿島郡鹿島神社、(名神大、月次新嘗、) 常陸國風土記に、香島郡、古老曰、難波長柄豊前大朝宇天皇之世、己酉年、大乙上中臣子、大乙下中臣部兔子等、請總領高向大夫、割下總國海上國造部内輕野以南一里、那賀國造部内寒田以北五里、別置神郡、其所所有天之大神社、坂土社、沼尾社、合三所總稱香島天之大神、因名郡焉、(風俗説云々、霞零香島之國) と見ゆ、さて左の歌に、鹿島の神に祈りつ

つ皇御軍に來にしと云るは、即武甕槌神に祈申したるなり、然るは春日祭祀詞に、恐伎鹿島坐御賀豆智命、香取坐伊波比主命云々とありて、この武甕槌神、經津主神二柱、天神の御詔を奉賜ひて、葦原中國の荒振神等を平定賜ひて、大じき御功を立賜ひしこと、古事記、書紀等に明かなり、さていさゝか願なき勇みたる武き東人といへども、皇朝の御爲には、先はじめに、さるべき神を祈禱りて出立し古人の實意、あふぐべししたふべし、卷廿二に、阿良例布理可志麻能可美爾伊能利都須米良美久佐爾和例波伎爾志乎、○〔崎〕卷七に、霞零鹿島之崎乎浪高過而夜將行戀乎物乎、卷九に、牡牛乃云々指向鹿島之崎爾云々、〔頭註、新撰撰、し人し夜や寒からし〕

かしま (鹿島) 紀伊國日高郡にあり、本居氏云、南部浦より十町ばかりへだりたる海中に島あり、これなり、卷九に、三名部乃浦鹽莫滿鹿島在釣爲海人乎見變來六

かしひがた 又かしひのかたとも (香推瀆) 和名抄に、筑前國糟屋郡香椎(加須比)とあり、(志を須と云るは、後の轉化なり) 古事記に、帶中日子天皇、坐空門之豐浦宮、及筑紫訶志比宮、治天下也、書紀仲哀天皇卷に、八年春正月己卯朔亥、至備縣、因以居樞日宮、神功皇后卷に、九年春二月、足仲彥天皇崩於筑紫樞日宮、また、九年春三月壬申朔戊子、皇后欲變能驚而自樞日宮遷于松峽宮、後紀(古本)二十に、弘仁元年十二月壬午云々、奉幣帛於八幡大神宮樞日廟、筑前國風土記に、到筑紫、例先參謁于駕翼宮、駕翼可紫比也、金葉業に、千早振香椎の宮の杉のはを二たびかざす我君そきみ、さて、其廟は、今も香椎村にありと云り、續紀廿二に、遣太宰帥三品船親王於香椎廟、奏應伐新羅之狀、廿四に、奉幣于香椎廟、以爲征新羅也、とある趣によりて考ふるに、神功皇后をいはひ奉れるなるべし、兵範記にも、香椎大多羅志姬宮とあり、式部式に、凡諸神宮

司并樞日廟司、以六年爲三秩限、また凡樞日廟宮舍人一人、大臣武内宿禰資人一人、預得考之例、と見えたり、瀆は浦の于瀆なり、神功皇后紀に、樞日浦と見えたり、新續古今集に、源持賢、さほ姫の衣をたれにかすひ瀆浦なみとほくたつ霞かな、卷六に、去來兒等香椎乃瀆爾白妙之袖左倍所沾而朝榮探手六、又時風應吹成奴香椎瀆潮干瀆爾玉藻刈而名、又往還常爾我見之香椎瀆從明日後爾波見緣母奈思、〔頭註、名寄云、糟屋郡香椎、此宮は神功皇后の御社なり、故に神功皇后の御事を香椎大明神申云るよしなり、今もその椎の木のためをうみかへし神木あり、神功皇后新羅をうち玉はむとて、試に御くしを洗玉ひし所あり、此所の行宮にて、新羅征伐の事をはかり玉ひて、是より事たちし玉へり、日本紀に詳に見えたり〕

かしこのさか (恐乃坂) 大和國にて、河内へ越る所の坂なり、書紀天武天皇卷に、坂本臣財等、自高安城降以渡衛我河、與韓國戰于河西、財等衆少不能距、先是遣紀臣大音、令守懼坂道、於是財等退懼坂、居大音之營、と見えたり、卷六に、父公爾云々手向爲國、恐乃坂爾幣奉云々

かしふえ (可之布江) 筑前國なり、糟屋郡香椎は、志珂の浦のむかひになれば、彼入江を可之布江と云るにや、志珂は今那珂郡に屬たれど、もとはこれも糟屋郡の内なりと、筑前名寄にいへり、十五に、可志布江爾多豆奈吉和多流之可能字良爾於根都之良奈美多知之久良思毛

かしはら (樞原) (可之婆良) など書り、大和國高市郡畝火山にあり、古事記中卷に、神倭伊波禮毘古命、座畝火之白樞原宮、治天下也、書紀に、觀夫畝傍山東南、樞原地者、蓋國之塊區乎、可治之、是月即命有司、經始帝宅云々、辛酉年春正月庚辰朔、天皇即三帝位、於樞原宮、是歲爲天皇元年云々、故古語稱之曰於畝傍乃樞原也、太立宮柱於底磐之根、峻峙、擗風於高天原而始馭天下之天皇、號曰神日本磐余彥火々出見天皇焉、とあり、卷一に、玉手次畝火之山之樞原乃日知之御世從云々、卷廿二に、比左加多能云々可之婆良能字爾備乃宮爾云々

かすが (春日) (梓鹿) (借香) など書り、大國添上郡にあり、名の山縁は、姓氏錄左京皇別大春日朝臣條に、仲臣令家重千金委糟爲堵、于時大鶴鷄天皇 (諡仁德) 臨幸其家、詔號三糟重臣、後改爲春日臣とあり、この氏人の住居しより、地名ともなれるにやあらむ、卷七に、春日在三笠乃山二月船出遊士之飲酒杯爾爾所見管、卷八に、此間在而春日也何處雨障出而不行者戀乍會乎流、卷十に、春日在羽買之山從猿帆之内敵鳴往成者孰喚子鳥、又春日在三笠乃山爾月母出奴可母佐紀山爾開有櫻之花乃奇見、又雨隣之雲爾爾副而霍公鳥指春日而從此鳴度、又鷹鳴之喧之(日)從春日有三笠山者色付丹家里、十二に、吾妹兒爾衣借香之宜寸河因毛有額妹之目乎將見、又春日在三笠乃山爾居雲乎出見每君乎之會念、(山) 卷三に、春日乎春日山乃云々、卷四に、春日山朝立雲之不居日無見卷之欲寸君毛有鴨、又春日山朝居雲乃鬱、不知人爾毛戀物香聞、又春日山霞多奈引情具久照月夜爾獨鴨念、卷六に、眞葛延春日之山者云々、又八隅知之云々、春日山御笠之野邊爾云々、卷七に、春日山押而照有此月者妹之庭母清有家里、又春日山山高有良之石上、菅根將見爾月待難、卷八に、今朝之旦開鴨之鳴聞都春日山黃葉家良思吾情痛之、又雨隣情鬱悒出見者春日山者色付二家利、又秋去者春日山之黃葉見流寧樂乃京師乃荒良久惜毛、卷十に、昨日社年者極之賀春霞春日山爾速立爾來、又寒過暖來良之朝鳥指梓鹿能山爾霞輕引、又鶯之春成良思春日山霞棚引夜目見侶、又九月乃鐘禮乃雨丹沾通春日山者色付丹來、又鷹鳴之寒朝開之露有之春日山乎令黃物者、又鷹之鳴聲聞苗荷明日從者借香能山者黃始南、又物念、隱座而今日見者春日山者色就爾家里、十一に、春日山雲居隱、雖遠家不念、公念、(頭註、新拾遺集赤人、梓弓春になる) ○(野) 卷三に、千磐破神之社四無有世代春日之野邊粟種益乎、又春日野爾粟種有世代待鹿爾繼而行益乎社師留鳥

又梓角乃云々、春日野乎背向爾見乍云々、卷四に、春日野之山邊道乎與會理無通之君我不所見許呂香裳、又春日野爾朝居雲之敷布二吾者戀益月二日二異二、卷七に、春日野爾啖有芽子者片枝者未否有言勿絶行年、卷八に、春日野爾鐘禮零所見明日從者黃葉頭刺牽高圓乃山、卷十に、見渡者春日之野邊爾霞、開艶者櫻花鴨、又春日野爾煙立所見嬌嬌等四春野之莧芽子採而養良思文、又春日野之淺茅之上爾念共遊今日忘目八方、又春霞立春日野乎往還吾者相見彌年之黃土、又春日野大鷲、鳴別、卷益間思御吾、又見渡者春日之野邊爾立霞見卷之欲君之容儀香、又春日野之藤者散去而何物鴨御狩人之折而將挿頭、又春日野之芽子落者朝東風爾爾副而此間爾落來根、又暮立之雨落每(一云打零者)春日野之尾花乃上之白露所念、十二に、春日野爾照有暮日之外耳、君乎相見而今會悔寸、又春日野爾淺茅標結斷米也登吾念人者彌遠長爾、又春日野之淺茅之原爾後居而時其友無吾戀良苦者、十六に、暮立之雨打零者春日野之草花之末乃白露於母保遊、十九に、春日野爾伊都久三諸乃梅花榮而在待還來麻泥、○(小野) 十二に、朝日指春日能小野爾置露乃可消吾身情雲無、○(里) 卷三に、春霞春日里之植子水葱苗有跡云師柄者指爾家牟、卷八に、霜雪毛未過者不思爾春日里爾梅花見都、又霞立春日之里、梅花山下風爾落許須莫湯目、又霞立春日里之梅花波奈爾將間常吾念奈久爾

かすや (梓屋) 和名抄に、筑前國糟屋(加須也)郡とあり、十六に、梓屋郡かせやま 又 かせのやまと (鹿脊山) (鹿脊之山) 山城國相樂郡なり、山城名勝志に、鹿脊山在木津里東一里半計、山西南半里計有二鹿脊山村、瓶原隔三木津川二南也、とあり、諸陵式に、加勢山墓贈太政大臣正一位橋朝臣清友、仁明天皇外祖父、在二山城國相樂郡、(兆城東西四町南北六町、守戸一

烟)と見ゆ、續紀に、天平十三年十月癸巳、駕世山東河造橋、始自七月至今月乃成、類聚國史に、承和二年三月丁巳、山城國持山一所、爲内藏寮所領之地、續後紀に、天長十年十二月乙卯、宜外祖父及外祖母並追贈正二位也、云々、勅山城國相樂郡持山墓、宜置守家一烟とあり、古今集に都出て今日みかのはら泉山川風さむし衣かせやま、卷六に、明津神云々山代乃鹿春山際爾云々、又嬬婦之等續麻繫云鹿春之山時之往者京師跡成宿、又鹿春之山樹立矣繁三朝不寸鳴響爲鸞之音、又三香原云々三諸著鹿春山際爾云々

かだ (可太) 未詳ならず、蓋周防國大島あたりを、總て稱し古名なるべし、和名抄に、筑前國總波郡堅島(加多之萬)とある所なるべし、といふ説はあたらず、可太は、太濁音、堅島は多清音なれば、清濁の違あることさへを、思はざる説なるをや、十五に、筑紫道能可太能於保之麻思末志久母見爾、婆古非思吉伊毛乎於伎呂伎奴

かたをか (片岡) 神名帳に、大和國葛下郡片岡坐神社、とあり、その地なるべし、古今集に、霧立て鴈ぞ鳴なる片岡の朝のはらは紅葉しぬらむ、とあるは、同地なり、片岡の杜と多くよめるは、山城なるべし、別地なり、〔頭註、片岡山のひに、う〕卷七に、片岡之此向峯樵者今年夏之陰爾將比疑

かたかひがは 又かたかひのかはとも (可多加比河波) (可多加比能我波) など書り、越中國新川郡立山を帯れる川と見ゆ、十七に、安麻射可流云々於婆勢流可多加比河波能云々、又可多加比能可波能潮伎欲久由久美豆能多由流許登奈久安里我欲比見牟、又於知多藝都多加比我波能多延奴斯等伊麻見流比等母夜麻受可欲波牟

かたすはがは (片足羽河) 本居氏、河内志に、志紀郡と安宿郡との堺なる石川の舊名なりと云、或

人も此河なりとして、彼大橋は、今國府渡と云所に掛れりしなりと云る、是ら古く語傳へたる説にやあらむ、といへり、さて和名抄に、越前國足羽郡足羽、越後國沼垂郡足羽などあるを、みな安須波と註したれば、片足羽はカタアスハ、或はカタスハと唱へしなるべし、もし又古事記安寧天皇條に師木津日子玉手見命、坐三片鹽浮穴宮、治天下也、とある、この片鹽ならば、片足羽もカタシハなるべきにや、(片鹽も河内國なり) 卷九に、綴照片足羽河之左丹塗大橋之上從云々

かたみのうら (形見之浦) 神名帳に、紀伊國名草郡堅真神社あり、そこなるべきにや、鎌倉右大臣の歌に、風寒み夜の更行ば妹が島、かたみの浦に千鳥なくなり、卷七に、蕩舟舟與榜來良之妹之島形見之浦爾鶴翔所見

かちぬ (勝野) 近江國高島郡三尾郷にあり、〔原〕卷三に、何處吾將宿高島乃勝野原爾此日暮去者、○〔渚〕卷七に、大御舟竟而佐守布高島之三尾勝野之奈伎左思所念

かぢしま (梶島) 契沖云、梶島を、八雲御抄に、丹後と註せさせ給へり、此字合卿(左歌の作者)は、行役にくるしめる人にて、詩にも歌にもそのよしをよまる、されども丹波の方へは赴かれたること見えず、西海道節度使にて下られれることあれば、もしは筑紫にや、(已上契沖説)今按に、卷七に、夢耳繼而所見小竹島之磯越波之敷布所念、とあるは、句の少し異りたるのみにて、全同歌なり、されば近江國高島にて作賜へる歌なるを、誤傳て梶島とせるか、又かの竹島の歌、それよりも古き歌ならば、梶島といふ地にて、彼卿の誦られたるか、卷九に、曉之夢所見乍梶島乃石越浪之敷且志所念

かづしか (勝鹿)(勝牡鹿)(可豆思加)(可都思加)(可豆思賀) など書り、下總國葛飾(加止志加)郡、

とあるこれなり、加豆を加止と云るは、後の訛なり、卷三に、過鹿眞間娘子墓時作歌、古昔云々勝壯鹿乃眞間之手兒名之云々、又吾毛見都人爾毛將告勝壯鹿之間間能手兒奈之奧津城處、又勝壯鹿乃眞間乃入江爾打磨玉藻刈兼手兒名志所念、卷九に、鷄鳴云々勝壯鹿乃眞間乃手兒奈我云々、又勝壯鹿之眞間之伊見者立平之水挹家牟手兒名之念、十四に、可豆思加乃麻萬能字良未乎許具布禰能布奈妣等佐和久奈美多都良思母、又可都思加能麻末能手兒奈乎麻許登可聞和禮爾余須等布麻末乃氏胡奈乎、又可豆思賀能麻萬能手兒奈安里之可婆麻末乃於須比爾奈美毛登杼呂爾、又爾保杼里能可豆思加和世乎爾倍須登毛會能可奈之伎乎刀爾多氏米也母、可豆思加和世とは、葛籬郡の田に作れる早稻なり、又安能於登世受由可牟古馬母我可都思加乃麻末乃都藝波思夜麻受可欲波牟

かつまたのいけ (勝間田之池) 左の歌の傳註に、新田部親王、出遊于堵裡、御見勝間田池云々、

爾乃婦人作此戲歌云々、とあるによるに、大和國添上郡にて、奈良の都のほとりにありしなるべし、枕冊子に、池はかつまたの池、後拾遺集十八に、鳥も居で幾代經ぬらむ勝間田の池にはいひのあとだにもなし、千載葉に、池もふり堤くづれて水もなしうへ勝間田に鳥の居さらむ、現存六帖に、勝間田のいけるは何ぞつれなしの草のさても老にける身よ、良玉集に、道濟物へまかりける道に、昔の勝間田の池とて、いひの跡ばかり見えけるに、朽立るいひなかりせば勝間田の昔の池と誰か知まし、十六に、勝間田之池者我知蓮無然言君之鬚無如之

かづらき (葛木) (葛城) など書り、和名抄に、大和國葛上(加豆良岐乃加美)郡、葛下(加豆良木乃之

毛)郡、とあり、其郡なり、山は葛上葛下忍海三郡に亘れり、卷七に、葛城乃高間草野早知而標指益乎今悔拭、十一に、葛木之其津彦眞弓荒木爾毛憑也君之吾之名告兼、○(山) 卷四に、臣女乃

云々青嶺乃葛木山爾云々、卷十に、明日香河黃葉流、葛木山之木葉者今之散疑、十一に、春楊葛(木)山發雲立座、妹念、(頭註、千載集、葛城や高間の山の櫻花雲居のよそに見てややみなむ、新拾集、あすか川紅葉ながる、葛城の山の秋風吹ぞしむらし、)遺集、葛城や高間の山にさすしめの上そにのみやは戀むと思ひし、新古今白雲のたえまになびく青柳のかづらき山に春風ぞふく、)

かとり (香取) 近江國高島郡にあり、○(海) 十一に、大船香取海、下何有人物不念有○(浦)

卷七に、何處可舟乘爲家牟高島之香取乃浦從己藝出來船、(頭註、續千載集、夏衣かとり浦のうたはれ)の浪のよる通ふ秋風、是は下總香取なり、)

かとり (可刀利) 和名抄に、陸奥國磐城郡片依、とある地、これなるべし、これを本には、カタヨリと訓たれど、もとはカトリと唱へけむこと、此歌に併て知らる、カタヨリのタヨを切ればトとなる故、可刀利を片依と書るなるべし、十四に、筑紫奈留爾抱石兒由惠爾、知能久乃可刀利乎登女乃由比思比毛等久

かにはのたる (可爾波乃多爲) 和名抄に、山城國相樂郡蟹幡、(加無波多)とある地なるべし、神名帳

に、同郡 綺原坐健伊那太比賣神社見たり、其地を今綺田村と云よしなり、多爲は田居にて、たゞ田なり、契沖、雜式に、凡山城國泉川樺井渡瀬者、官長率東大寺工等、毎年九月上旬造假橋、來年三月下旬壞收云々、とある、此樺井なるべし、といへり、これも同地なるべし、但し爲を井と見たるは非なり、今の歌なるは、井にあらず、卷廿に、麻須良乎等於母散流母能乎多知波吉氏可爾波乃多爲爾世理會都美家流

かぬま (可奴麻) 上野國群馬郡伊香保にのみ合せたるを見れば、そのあたりにちかき地名か、又は下野國の鹿沼か、東に物せむ人、くはしく問正すべし、十四に、伊香保呂爾安麻久母伊都藝可奴麻豆久比等登於多磬布伊射禰志米刀羅

かねのみさき (金之三崎) 筑紫國宗像郡にあり、續紀廿八に、稱徳天皇、神護景雲元年八月辛巳、筑前國宗形郡大領外從六位下宗形朝臣深津、授外從五位下、其妻無位竹生王從五位下、並以被三僧壽應誘、造金埴船瀬也、と見えたり、〔頭註、名寄云、宗像郡鐘の御崎、鐘崎町の北織幡の神社ある山の北のよりて、其處を鐘の御崎と云、鐘のある所は、織幡山の良の方五町ばかり沖中にありて、今も、ちじるく鐘のあるさま見ゆるよし、里人云り、今按に、三韓より渡せしと云ること俗説めきたれど、金の御崎と、名に負るは、げにも鐘によれる〕卷七に、千盤破金之三崎乎過、吾者不忘牡鹿之須賣神ことなるべし、

かはる (加波流) (革流) など書り、和名抄に、豊前國田河郡香春とある處なり、續後紀に承和四年十二月庚子、太宰府言、管豊前國田河郡香春岑神云々、とあり、卷九に、豊國乃加波流波吾宅紐兒爾伊都我里座者革流波吾家

かはくち (河口) 續紀に、天平十二年十一月乙酉、到伊勢國壹志郡河口頓宮、謂之關宮也云々、とあり、新後撰集に、くもりなく月もれとてや川口の關のあら垣まとほなるらむ、〇〔行宮〕卷六に、幸于伊勢國之時河口行宮云々作歌、〇〔野〕卷六上の端作につゞきて、河口之野邊爾陸而夜乃歷者妹之手本師所念鴨

かはらのみや (川原宮) 大和國高市郡岡本飛鳥二村の間にあり、卷一に、明日香川原宮

かはらてら (河原寺) 大和國高市郡なり、即明日香川原寺なり、天武天皇紀に見ゆ、十六に、河原寺之佛堂

かひのくに (甲斐乃國) 國名なり、卷三に、奈麻余美乃甲斐乃國云々

かふち (河内) 國名なり、卷七に、河内女之手染之絲乎絡反片絲爾雖有將絶跡念也

かふち (河内) 和名抄に、下野國河内郡とあり、卷廿に、河内郡

かへる (可敞流) 和名抄に、越前國敦賀郡鹿森(加倍留)神名帳に、越前國敦賀郡加比留神社、又鹿森神社、又鹿森田口神社、兵部式に、越前國驛馬鹿森五疋と見えて、可敞流と云るも、可比留と云るも、みな同地なり、常にかへる山と歌によみなれたる地なり、さて可敞流未といへる未は、磯回、浦回など多く云る回なり、地名にいへるは、千沼回などは是なり、新古今集に、忘なむ世にも越路のかへる山いつはた人にあはむとすらむ、續後拾遺集に、かへるやまいつはた秋と思ひこし雲井の鷹も今やあひ見む、十八に、可敞流未能美知由可牟日波伊都多野佐如爾蘇泥布禮和禮乎事於毛波婆かほやがぬま (可保夜我奴麻) 上野國にあるべし、郡未詳ならず、東國に物せむ人、國人に尋ぬべし、金葉集卷一に、修理大夫顯季、東路のかほやがぬまのかきつばた春をこめても咲にけるかな、十四に、可美都氣努可保夜我奴麻能伊波爲都良比可波奴禮都追安乎奈多要會禰

かまくら (可麻久良) 和名抄に、相模國鎌倉郡鎌倉(加萬久良)とあり、續古今集に、宮柱ふとしきたて、萬代に今ぞさかえむかまくらの里、十四に、可麻久良乃美胡之能佐吉能伊波久叡乃伎美我久由倍伎已許呂波母多自、又麻可奈思美佐禰爾和波由久可麻久良能美奈能瀬河泊余思保美都奈武賀、

〇〔山〕 十四に、多伎木許流可麻久良夜麻能許太流木乎麻都等奈我伊波婆古非都追夜安良牟

かまふぬ (蒲生野) 和名抄に、近江國蒲生(加萬不)郡とあり、其地の野なり、卷一に、天皇遊獵蒲生野、

かま (嘉摩) 和名抄に、筑前國嘉麻(加萬)郡とあり、卷五に、嘉摩郡

かみのかぐやま かぐやま條に出

かみしま (神島) 神名帳に、備中國小田郡神島神社とあり、續拾遺集賀部に、建久九年大嘗會主基

方御屏風に、備中國神島有^ニ神祠^一所を、前中納言資實、神島の波のしらゆふかけまくも恐き御代の
ためしとぞみる、さて今備中國に高島といふ有は、神島なるべしと本居氏云り、玉葉集に、津守
國冬、冬の夜は鹽風さむみ神島のいそまの浦にちどりなくなり、とあるを、類字集に、紀伊とする
は非なり、十五に、月余美能比可里乎伎欲美神島乃伊素末乃宇良山船出須和禮波、○〔濱〕十三に、
備後國神島濱、(後は中の誤なり、)

かみのわたり (神之渡) 備中國小田郡にて、件の神島の渡なり、十三に、玉梓之云々、恐^{カシキ}耶神^{カミ}之^ノ
渡^{ワタリ}乃^ノ云々

かみやま (神山) 大和國城上郡にて、即三輪山とおぼゆ、卷二に、神山之山邊眞蘇木綿短木綿如
此耳故爾長等思伎、十二に、神山之山下響逝水之水尾不絶者後毛吾妻

かみやま (神山) 和名抄に、出雲國神門郡八野、伊豫國喜多郡矢野、備後國甲努郡矢野、播磨國赤
穂郡八野、と見ゆ、矢野はその中なるべし、さて神山も其地に有なるべし、今何國のとも定めがた
し、卷十に、妻隱^{ツマカクレ}矢野^{ヤノ}神山^{カミヤマ}露霜^{ツキシロ}爾^ニ寶^ホ比^ヒ始^{シテ}散^チ卷^{マク}惜^シ

かみをかのやま (神岳之山) 大和國高市郡にて、即飛鳥の神名火山なり、三諸岳といひしを、雄略
天皇七年に、雷^{イカサ}岳^{ツツ}と改められしこと、書紀にみえて、既^イく^イ部^ベ、い^いかつ^{かつ}ち^ち條^{じょう}に^に云^いり、さて^{さて}雷^{イカサ}岳^{ツツ}
すなはち神岳なり、古雷をカミといひしなればなり、卷二に、八隅^{ヤスミ}知^チ之^ノ云^い々、神岳^{カミツツ}乃^ノ山^ノ之^ノ黄^{ワウ}葉^{エフ}乎^ハ云^い

云、卷九に、勢^セ能^ネ山^ノ爾^ニ黄^{ワウ}葉^{エフ}常^{トコ}敷^シ神^{カミ}岳^{ツツ}之^ノ山^ノ黄^{ワウ}葉^{エフ}者^ハ今^{イマ}日^ニ散^チ卷^{マク}惜^シ
かみのさき (神之崎) (神前) など書り、神之崎、神前は、いづれもカミノサキなり、これらを共に
ミワガサキと訓たるはわろし、鎌倉右大臣の歌に、みわのさき佐野の渡の雨の夕ぐれ、とよまれし

を思へば、ミワとよめるも、いと近き世の事にはあらず、と見ゆることなれど、すべて神字をミワ
と訓ことは、大神^{オホミコ}に限りたること、思はるゝよし、別に考あり、さて神崎^{カミサキ}は、紀伊國牟婁郡熊野に
在て、書紀天武天皇卷に、遂^ツ越^ク狹^サ野^ノ到^キ熊^{クマ}野^ノ神^ノ邑^ノと見えたる、神邑の崎をいふなるべし、元享
釋書卷四に、釋^{シヤク}明^{メイ}算^{サン}、姓^{セイ}佐^サ藤^{トウ}氏^シ、紀州神崎人とも見えたり、さて通證に、熊野神邑、俗名^ニ神藏^{シムズ}處^{トコロ}、
疑^{ウタガハシ}是^レ也^ト、距^マ狹^サ野^ノ二^ニ里^リ許^ケ、在^ニ新^ニ宮^ノ地^ノ方^ト、と見えたる如く、神藏にて、續古今集に、三熊野の神藏
山の石疊、登^{ノボ}は^ても猶^ナ祈^イる^{コト}哉^トあり、平家物語熊野參詣の事の條に、明れば本宮より舟にのり、
新宮へぞ參られる、神の藏を拜み云々、あすかのやしろふし拜み、狹野の松原さし過て、那智の御
山に參り給ふ、○爰に或人問けらく、本居氏説に、今みわが崎といふは、新宮より那智へ行道の海
邊なり、新宮より今道一里半許ありて、其つゞきに佐野村もありと云り、此説略解にも載たるを見
給ふべし、今現にみわが崎と唱るからは、なほ神之崎は、みわがさきなるべきをやといへり、答、
今みわがさきといふ處、實は古の神之崎といひし地にあたることもあらむか、たしかには定めが
たし、然れども今ミワと唱るは、後人の、神之崎をミワガサキと訓ひがめたるを、その謬訓に依て、
後に設けたる地名なるべし、後世かゝる類甚多きことなり、其を一二いはゞ、卷八に、明日香河^{アスカガハ}逝^シ回^{カエ}
岳^{ツツ}とよめるは、たゞ行^イめ^ぐれる^岳岳^{ツツ}をいへることなるを、後に逝回岳を、ユキ、ノ、ノ、カと訓ひがめしを、
その後さる地名ありとこゝろ得、又卷七に、人社^{ヒトコト}者^ハ云^い々、我^{ワガ}幾^キ許^ケ師^シ奴^ヌ布^フ川^{カハ}原^{ハラ}乎^ハとあるは、こゝろに
戀したふ川原をの意なるを、後人意得たがへて、しのぶ川原といふ川の名とせしたぐひさへあれば、
後世人のいふところは、たとひ今さる地ありとて、打まかせては、たのみがたきことなるをや、
唯古はいにしへによりて、證すべきことにこそあれ、卷三に、苦^ク毛^モ零^シ來^キ雨^{アメ}可^カ神^{カミ}之^ノ崎^{サキ}狹^サ野^ノ乃^ノ渡^{ワタリ}爾^ニ家^ノ

裳不有國、卷七に、神前荒石毛不所見浪立奴從何處將行與奇道者無荷

かみのをはま (神之小濱) 紀伊國海部郡大崎にあり、大崎は、既くお部、おほさき條にいへり、さてその大崎の湊より、今道二里許奥の方に、伊太岐曾大權現と申す社ありて、今もはら漁民の漁業をいのりまうす神なりと云り、かれ此神のまもりうしはきますが故に、その湊のあたりの濱を、神之小濱と云るなるべし、かくて神名帳を考るに、紀伊國名草郡伊太祁曾神社、(名神大、月次相嘗新嘗)和名抄に、紀伊國名草郡伊太祁曾神戶などありて、伊太祁曾神社の鎮座は、名草郡なるを、其神社は海部郡にも互れるにや、名草と海部は隣れる郡にて、昔名草郡なりしが、後に海部郡に屬るもあれば、今は海部郡になれるにもあらむ、かのあたりの地理しれらむ人に、猶よく尋て正すべきことなり、さて此神は、木種を分播し給ふ御功まします神なること、神代紀に委く見えたるを思ふに、すべて萬民の利用を幸へましますによりて、古より海人は、もはら漁幸を祈り來しなるべし、卷六に、大崎乃神之小濱者雖小百船純毛過迹云莫國

かみつね又かみつねのとも (可美都氣努) (可美都氣乃) (可美都氣野) (賀美都家野) (可美都氣奴) (可美都家野) など書り、國名なり、和名抄に上野、(加三豆介乃) 古事記には上毛野とあり、十四に、可美都氣努安蘇能麻素武良可伎武太伎奴禮村安加奴乎安村加安我世牟、又、可美都氣乃乎度能多村里我可波治爾毛兒良波安波奈毛比等理能美思氏、又、可美都氣乃乎野乃多村里我安波治爾母世奈波安波奈母美流比衆奈思爾、又、可美都氣野左野乃九久多知乎里波夜志安禮波麻多牟惠許登之許受登母、又、可美都氣努麻具波思麻度爾安佐日左指麻伎良波之母奈安利都追見禮婆、又、賀美都家野久路保乃禰呂乃久受葉我多可奈師家兒良爾伊夜射可里久母、又、可美都氣努伊可保乃奴麻爾宇

惠古奈宜可久古非牟等夜多禰物得米家武、又、可美都氣奴可保夜我奴麻能伊波爲都良比可波奴禮都追安乎奈多要會禰、又、可美都氣奴伊奈良能奴麻能於保爲具左與會爾見之欲波伊麻許會麻左禮、又、可美都氣努佐野田能奈倍能武良奈倍爾許登波佐太米都伊麻波伊可爾世母、又、可美都氣奴佐野乃布奈波之登利波奈之於也波左久禮騰和波左可流賀倍、又、可美都氣努伊可抱乃禰呂爾布路與伎能遊吉須宜可提奴伊毛賀伊敵乃安多里、又、可美都家野安麻夜麻都豆良野乎比呂美波比爾思物能乎安是加多延世武、

かみつふさ (上總) (上總) など書り、國名なり、和名抄に、上總(加三豆不佐)とあり、卷九に、上總末珠名娘子、卷廿に、上總國大掾、十四、二十に、上總國、

かみたかはぬ 上小竹葉を、舊來アゲサ、バと訓るによりて、既くあ部に出せり、しかれどもアゲササバと云る地名、古も今も聞及ばず、おぼつかなし、これに依て、今一愚考あれば姑ここに擧、小字は衍文にて、上竹葉野は、カミタカハヌと訓べきか、上とは、和名抄に、山城國愛宕郡に、上粟田、下粟田 大和國廣瀨郡に、上倉、下倉、和泉國和泉郡に、上泉、下泉など云がある如く、なほ諸國に此類往々に見えたり、其は地の勢に自上下ありて、上某下某と別ちたるなり、今もさる所由とするときは、上字、ゲとは訓べからず、カミと訓べし、アゲにては、いかにも地名めかぬことなり、竹葉をタカハと訓ときは、和名抄に、山城國綴喜郡多河、豊前國田河郡、延喜式にも、豊前田河驛あり若は此等の内などにや、又出羽國田川郡田川、壹岐國壹岐郡田川なども、和名抄に見ゆ、此集十二に、誰葉野とあるも田河野にて、同處ならむも知べからず、すべて地名には、諸國に同じきが多ければ、何國とも定めては云べからねど、左の歌の下にも豊國の朽網山をよみたれば、若は豊前

のにもあらむ、さて初句は枕詞にて、しか云かけたる意は、既に余が枕詞解にいひたれば、披見て考べし、十一に、妹之髮上イモガミカミ不竹葉野之放駒フタケノハノハナチノアヲラヒニケ蕩去家良思不合者ウラシマハナクモヘハ、

かむしだ(可牟思太) 上志太カムシタなり、上は、上粟田下粟田の上なり、駿河國志太郡ありて、地の勢に自上下ありて、上志太、下志太と云るなるべし、なほし部、しだ條に出す、十四に都武賀野爾須受ツムガノ我於等伎許由可牟思太能等能乃奈可知師登我里須良思母、

かむなび(神名火) (神邊) (神名備) (神南備) (甘南備) (神奈備) (甘管備) など書り、神奈備といふこと

とは、出雲國造神賀詞に、乃大穴持命乃申給久云々、已命和魂乎、八咫鏡爾取託天、倭大物主櫛應玉命登名乎稱天、大御和乃神奈備爾坐、已命乃御子阿遲須伎高彦根乃命乃御魂乎、葛木乃鴨能神奈備爾坐事代主命能御魂乎、宇奈提乃神奈備爾坐、賀夜奈流美命能御魂乎、飛鳥乃神奈備爾坐、天皇御孫命能近守神登眞置天云々、と見えて、何郡とかぎりたることなし、この神奈備を、神乃毛理といふ言の、約まり通ひたるものなりといふも、一わたりはさることなれど、神社といふことは、何國にてもいへるを、神奈備といふことは、大和國にて、平群、葛城、磯城、高市などの郡々にもはらいひて、ひろく他國にもいへることなれば、たゞ神社といふとは異にて、かの神賀詞にいへる如く、皇朝の近衛神と坐す神々等の、うけはりて鎮り座す地をいふ稱とおぼえたり、かくて集中にいへる神奈備は高市郡なると、平群郡なるとをよめるはいちじるきを、其他いづくの神奈備をよめりとも、たしかに知がたきこれかれあれば、各其歌につきし用捨あるべし、卷九に、神南備神依板爾爲杉乃、念母不過戀之カミナベノカミコトヘイタニシノキノオモモトワスレコトノ茂爾、十三に、霹靂之云々アラギツルヒノクモ神南備乃清三田屋乃云々、又、葦原笑云々アシハラノウタガハシ甘管備乃三諸乃神之云々、又、神名備能三諸之山丹隱藏杉思將過哉蘿生左右、○〔山〕 卷三に、三諸

乃神名備山爾云々、卷九に、三諸之神邊山爾云々、卷十に、大夫丹云々故郷之神名備山爾云々、又、客爾爲而妻戀爲良思霍公鳥神名備山爾左夜深而鳴、十三に、獨耳見者戀染神名火乃山カミナベノカミコトヘイタニシノキノオモモトワスレコトノ黄葉手折來君、又、帛則云々、石走甘南備山丹云々、又、三諸之神奈備山從云々、又春去者云々、味酒乎神名火山之云々、又、里人之云々サトヒトノ神名火之彼山邊柄云々、これらは、高市郡飛鳥の神南備にて、三請岳これなり、即神岳と云るに同じ、卷八に、神奈備乃伊波瀬乃杜之喚子鳥痛莫鳴吾戀益、又、神名火乃磐瀬乃杜之霍公鳥毛無乃岳爾何時來將鳴、これらは平群郡なるをいへること、磐瀬とつゞけたるにてしるし、十一に、神名火爾紐呂寸立而雖忌人、心者間守不敢物、又神名火折廻前乃石淵カミナベノカミコトヘイタニシノキノオモモトワスレコトノ隱而耳八吾戀居、又、神名備能淺少竹原之美、妾思公之聲之知家口、○〔山〕 卷十に、神名火之山下動去水丹川津鳴成秋登將云鳥屋、○〔河〕 卷八に、河津鳴甘南備河爾陰所見今哉開良武山振乃花、〔頭註、金葉集、春ふかみ神なび川にかげ〕○〔淵〕 卷六に、須臾去而見牡鹿神名火乃淵者淺而瀬二香成良武、○〔里〕 卷七に、清湍爾千鳥妻喚山際爾霞立良武甘南備乃里、これらは、何の郡のを云りとも、定めがたし

かもやま(鴨山) 石見國美濃郡高津浦の沖にありて、今は鴨山と呼て、そこに人丸大明神の社鎮座ありて、木像を安置たり、古代のものなりと國人云り、拾遺集に、妹山の岩根における我をかも、知ずて妹が待つ、あらむ、とあり、いかで鴨山を妹山とは誤りけむ、卷二に、鴨山之磐根之卷有吾乎鴨不知等妹之待乍將有、
かもがは(鴨川) 山城國愛宕郡賀茂川のことなるべし、十一に、鴨川後瀬靜 後相妹者我雖不今

かやのやま (可也能山) 筑前國志摩郡にありて、今親山といふよし具原氏云り、幽齋道之記に、可也山にて、しけりゆくかやの山邊に入鹿の秋より露にぬれてふすらむ、〔頭註、名寄云、志摩郡可也山、俗には親山と云、諸吉、邊田御床、かや塚、小金丸、此五村の上なる山なり、右の村皆此山のふもとにあり、此山富士山に似たり、故につくしの富士と云、いづかたよりむかひても同じ形なり、凡、而ありと云、此山の西に、可也の海とて入海あり、佳景なり〕十五に、久左麻久良多婢乎久流之美故非乎禮婆可也能山邊爾草乎思香奈久母

から (韓) (可良) など書り、和名抄に、筑前國志摩郡韓良とあり、(契沖云、源氏物語玉鬘に云、例の舟子ども、からとまりより川尻おすほどは、うたふ聲のなさげなきも、あはれにきこゆ、抄閑云、備前國なり、川尻まで三日ほどなり、弄花、良惟が意見に、載むるごとくならば、唐泊より川尻へは、三日行道なり、此故に川尻といふ所ちかづきて、舟子はからとまりよりおすほどは、とうたひたるなり、唐泊は備前國にあり、狭衣の歌、かへりこしかひこそなけれ唐泊、いづら流れし人の行へば、此によれば、からとまりは、筑前と備前とに、同名あるか、○〔亭〕十五に、到筑前國志摩郡韓亭、船泊三日云々、〔頭註、名寄云、志摩郡韓泊、からとまり、この浦とつゞけたるは唐〕○〔泊〕十五に、(上の端文につゞきて、載歌六首とある中、) 可良等麻里能許乃字良奈美多多奴日者安禮杼母伊敏爾古非奴日者奈之、○〔浦〕十五に、於伎敏欲里之保美知久良之可良能字良爾安佐里須流多豆奈伎巨佐和伎奴

からにのしま (辛荷乃島) 歌詞によるに、播磨國印南郡にあるなるべし、播磨國風土記に、韓荷島韓人破船、所漂之物漂就於此島、故云韓荷島、と見えたり、契沖云、室の西あたりて、からみ島といふ小島あり、これにや、みとにとは同韻にて、よく通ずる字なり、河貝子をも、になともみなども云り、三位なども、音便なれば、さんにとこそいふべけれど、猶いひにくきゆゑにや、さんみと

いひならへり、和泉國に、上神とかきてみわと申所、和田とかきてにきだと申所侍るを、士民はいひたがへて、にわ、みきだとのみ云るも、よく通じてきこゆるなりと云り、(已上) みとにかよはせる例は、鵜鷗を、古事記歌には、美本杼理とも、邇本杼理ともよみ、葦を、古書に、美良と書、葦を、字鏡に爾乃と訓、又神名の豊組野尊を、豊國野尊とも申し、安藝、遠江、安房などの國の郷名、壬生は美布なるべきを、和名抄に、爾布と註し、さて土佐人は、水脈をニヲ、南をニナミ、右をニギといふ者もあれば、からみは、けにも韓荷島にやあらむ、但し十月辛酉、稻見野まで幸ありて、癸亥難波宮へ還御ありける趣、續紀に見えたる、其度、左の味澤相云々の歌はよめるものとおもはるゝに、從駕の人、室の西まで至りけむこと、おぼつかなければ、なほ歌詞に、伊奈美嬌辛荷乃島、とあるによりて、印南郡なると定むべきにや、續後撰集に、參議雅經、みつしほのからかの島に玉藻かるあまも見えぬさみだれの頃、とよまれけるは、辛荷を、そのかみよみ誤て、カラカとぞいひけむ、卷六に、味澤相云々伊奈美嬌辛荷乃島云々、又、玉藻刈辛荷乃島爾島回爲流水鳥二四毛有哉家不念有六

からさき (辛崎) (韓崎) (韓埼) など書り、近江國志賀郡にありて、かくれもなし、卷一に、樂浪之思賀乃辛崎雖幸有大宮人之船麻知兼津、卷二に、八隅知之吾期大王乃御船待可將戀四賀乃辛崎、十三に、王云々樂浪乃志成能韓崎云々、又、天地乎歎乞禱幸有者又反見思我能韓埼、からのさき (辛乃崎) 石見國遷摩郡託農浦にありと國人云り、卷二に、角部經云々、言佐做久辛乃埼有云々

からくに (韓國) 蕃國なり、十六に、伊刀古名兄乃君云々韓國乃虎云神乎云々、十九に、大船爾真

桐繁貫此吾子乎韓國邊遺伊波敵神多智、又、韓國爾由伎多良波之氏可敵里許牟麻須良多家乎爾美伎多氏麻都流

かりたか (猶高) (借高) など書り、大和國添上郡にあり、姓氏錄右京諸蕃に、雁高宿禰といふ氏あり、歴史にも雁高氏の人往々見えたり、此地に依る氏なるべし、卷六に、猶高乃高圓山乎高彌鴨出來月乃遲將光、○〔野〕 卷七に、大夫之弓上振起借高乃野邊副清照月夜可聞

かりぢ (獵路) (獵道) など書り、大和國十市郡鹿路村といふあり、そこなるべしと云り、○〔小野〕 卷三に、八隅知之云々、弱薦乎獵路乃小野爾云々、○〔池〕 十二に、遠津人獵道之池爾住鳥之立毛居毛君乎之曾念

かりはのをぬ (鷹羽之小野) 鷹羽と書るは借字にて、獵場なりとする説はあらず、凡某場と云場を婆と云は、後世の言にて、正しき古言にはなきことなり、其はもと某爾波と云爾を、音便にんと云なし、又其を省きたるものなり、さて凡て音便の下の下は、清音をも、濁らるゝをばみな濁る例にて、ハを濁れるを、後に又ハを省きても、なほその濁の残れるものなり、されば鷹羽は地名なりと本居氏云る如し、故古は大延、弓場、馬場など云場も、正しくは爾波と云るなり、獵場をも、書紀十四の訓に、カリニハとある、これ正しき古言のまゝなり、されば鷹羽は獵場ならぬを知べし、雅澄竊按に、鷹羽といふ地は、古も今も聞及ばず、ことに古遊獵などのありし地は、後までも名高く聞ゆることなるに、さる地名を知る人もなきにつきて、いぶかり思ふに、左の歌も、もとは鷹路之小野なりけむを、はやく字のまぎらはしき本によりて、御獵する獵場こそ理あれとたやすく意得て、鷹羽と書しにはあらずや、獵路は、古御獵に名高かりし地なれば、御獵爲とあるにも打あひて、

よろしく聞ゆることなればなり、〔頭註、類字集に、加〕 十二に、御獵爲鷹羽之小野之檉柴之奈禮波不益戀社益

かりしま (借島) 長門國の海中にあるにや、郡未詳ならず、卷六に、長門有與津借島與眞經而吾念君者千歲爾母我毛

かるぬのはし (菊野橋) 和名抄に、常陸國鹿島郡輕野、とあり、常陸國風土記に、香島郡 古老曰、難波長柄豐前大朝宇天皇之世云々、割下總國海上國造部内輕野以南一里、那賀國造部内寒田以北五里、別置三神郡、とあるによれば、もとは下總國につきしか、卷九に、鹿島郡菊野橋

かる (輕) 大和國高市郡久米村の東北にありとぞ、○〔社〕 十一に、天飛也輕乃社之齋規幾世及將有隱慮其毛、此は神名帳に、大和國高市郡輕樹村坐神社、とあるこれなり、○〔市〕 卷二に、天飛也云々、輕市爾吾立聞者云々、○〔路〕 久米村の東に、大路今にありとぞ、卷一に、天飛也輕路者云々、卷四に、天皇之云々、天翔哉輕路從云々、○〔池〕 卷三に、輕池之、回往轉留鴨尚爾玉藻乃於丹獨宿名久二、此は書紀に、應神天皇十一年冬十月作輕池、と見えたる是なり

○き部

き (木) (樹) (城) (紀伊) など書り、國名なり、卷一に、朝毛吉木人乏母亦打山行來跡見良武樹人友師母、卷九に、朝裳吉木方往君我信土山越濫今日曾爾莫零根、○〔國〕 卷四に、後居而戀乍不有者木國乃妹背乃山爾有益物乎、卷七に、木國之狹日鹿乃浦爾出見者海人之燈火浪間從所見、又、麻衣著者夏櫻木國之妹背之山二麻時吾妹、又、爲妹玉乎拾跡木國之湯等乃三崎二此日鞍四通、卷九に、木國之昔弓雄之響矢用鹿取靡坂上爾曾安留、又、城國爾不止將往來妻杜妻依來西臣妻常

言長柄、十一に、木國之飽等濱之志、貝我者不忘年者雖歷、十三に、紀伊國之室之江邊爾云々、又、木國之濱因云々、○〔關〕卷四に、吾背子之跡履求追去者木乃關守伊將留鴨、○〔路〕卷一此也、倭爾四手者我戀流木路爾有云名二負勢能山、卷四に、天皇之云々、麻裳吉木道爾入立云々、卷七に、木道爾社妹山在云三櫛上二上山母妹許曾有來、○〔海〕十一に、木海之名高之浦爾依浪音高鳧不相子故爾、○〔川〕卷七に、人在者母之最愛子會麻裳吉木川邊之妹與背之山、○〔湯〕齊明天皇紀に、三年九月有間皇子往三牟婁溫湯、偽療病來、讚三國體勢、曰、纒觀二彼地、病自蠲消、天皇聞悅思欲往觀、四年冬十月庚戌朔甲子、幸三紀溫湯、とあり、今も紀伊國牟婁郡熊野に溫泉ありて、湯蜂、湯川など云とぞ、卷一に、幸三紀湯泉之時云々

きく (聞) (企政) など書り、和名抄に、豊前國企救郡岐久(本に、岐多とあるは誤寫なり) 令義解

には、規矩郡とかけり、書紀雄略天皇卷に、十八年秋八月云々、物部目連自執二大刀、使三筑紫聞物部大斧手執二楯、叱二於軍中、俱進、とあり、○〔濱〕卷七に、豊國之聞之濱邊之愛子地眞直之有者何如將嘆、十二に、豊州聞濱松心哀、何妹相之始、○〔長濱〕十二に、豊國乃聞之長濱去晚日之昏去者妹食序念、○〔高濱〕十二に、豊國能聞乃高濱高々二君待夜等者左夜深來、○〔池〕十六に、豊國企政乃池奈流菱之宇禮乎採跡妹之御袖所沾計武

きさ (象) 大和國吉野郡にありて、蜻蛉宮に近き處に、今喜佐谷村と呼地ある、其處なりとぞ、○

〔山〕卷六に、三吉野乃象山際乃木末爾波幾許毛散和口鳥之聲可聞、○〔中山〕卷一に、倭爾者鳴而敷來良武呼兒鳥象乃中山呼會越奈流、○〔小河〕卷三に、昔見之象乃小河乎今見者彌清成爾來鴨、又吾命毛常有奴可昔見之象小河乎行見爲

きしみがたけ (吉志美我高嶺) 和名抄に、肥前國杵島郡杵島(木之萬)書紀景行天皇卷に、十八年秋七月辛卯朔甲午、到三筑紫後國御木一居於高田行宮、時有二儻樹、長九百七十丈焉、云々、有二老夫、曰、是樹者歷木也、嘗未レ儻之先、當朝日暉則隱二杵島山、當夕日暉覆二阿蘇山也、天皇曰、是樹者神木、故是國宜レ號二御木國、と見えたり、肥前國風土記に、杵島郡有二孤山、名曰二杵島、閭士女、每歲春秋登望、樂飲歌舞、歌詞曰、阿良禮符縷香資熊加多塏塏嶮嶮紫彌苔區縷刀理我泥底伊母我提鷗刀縷、是杵島曲、とあり、卷三に、霰零吉志美我高嶺乎、險跡草取可奈和妹手乎取

き (記夷城) 和名抄に、筑前國遠賀郡木夜、とある夜は、夷字の寫誤にて、木夷なるべしといへり、しからば其地につくれる城郭なるべし、卷八に、登三記夷城云々

き (木髓) (木上) (城於) (城上) など書り、和名抄に、大和國廣瀨郡城戸、とある地なるべし、諸陵式に、三立岡墓(高市皇子、在大和國廣瀨郡、兆城東西六町南北四町、無守戸)と見えて、此皇子城上殯宮之時、とあれば、城上は、三立岡のある地の大名にてぞあらむ、さて書紀武烈天皇卷に、三年十一月、詔三件室屋大連、發三信濃國男丁、作三於城像水派邑、仍曰三城上、とある處なるべし、○〔宮〕(此は殯宮をさしていへるなり) 卷二に、飛鳥云々御食向木髓之宮乎云々、又挂文云々、朝毛吉木上宮乎云々、十三に、磯城島之云々津禮毛無城上宮爾云々、○〔道〕十三に、挂纏毛云云朝裳吉城於道從云々

きのやま (城山) (紀能夜麻) など書り、和名抄に、筑前國下座郡三城(美都木)城邊、(木乃倍)とあり、太宰府より、筑紫へ超る道の大山なりとぞ、〔頭註、名寄云、御笠郡城山、太宰府の坤の方山口村の南に在高山なり、昔は山上に大なる寺院有て僧坊多かりしが、いつの時よりか寺院なくなりける、此山の事三代實錄、又八雲御抄にも、太宰府にあつよししるせり、筑後守葛井の連が歌を見れば、太宰府より筑後へ行道に、この山あることうたがひなし〕天

智天皇三年十二月、筑紫に大堤を築て水を貯へ、水城と名付づけたるよし書紀に見ゆ、かれば、その水城に隣れる郷を城邊といひ、其地の山を城山と云るなるべし、さて抄に三城とあるは、水城とは清濁の差あれば異なるか、しれども城と云るは、水城によれる名にやあらむ、三代實錄十二に、貞觀八年太宰府司於城山四王院轉讀、といふことも見えたり、卷五に、鳥梅能波奈知良久波伊豆久志可須我爾許能紀能夜麻爾由企波布理都都、○〔道〕卷四に、從今者城山道者不樂牟吾將通常念之物乎、

きはつくのをか、(伎波都久乃乎加) 常陸國風土記云、眞壁郡枳波都久岡、と釋紀卷八に見えたり、十四に、伎波都久乃乎加能久君美良和禮都賣杼故爾毛乃多奈布西奈等都麻佐禰

きび (吉備) 國名なり、吉備能酒とは吉備國の酒にて、古より彼國の名物なりけらし、庭訓往來にも、備後酒見えたり、今世にも、備後三原酒とて、もてはやすめり、又一には、吉備能酒は、黍之酒なるべくもおもはる、其時は、吉備は國名ならねば、こゝに入べからざること、さらなり、しかれども孰とも定めがたければ、姑こゝに載つ、くはしくは古義に註り、見む人えらび取べし、卷四に、古人乃令食有吉備能酒病者爲便無貲贖賜牟

きびのみちのしりのくに (備後國) 國名なり、和名抄に、備後(吉備乃美知乃之利)とあり、十三、十五に、備後國

きびのこしま (吉備乃兒島) 和名抄に、備前國兒島(古之末)郡、書紀欽明天皇卷に、備前兒島郡などあり、備前國の海中にあり、本居氏、兒島は、吉備國に兒の如く附たる故の名なるべしといへり、古事記上に、生吉備兒島、亦名謂建日方別、とあり、仁德天皇條にも兒島見えたり、そのかみは、未郡名と定まらざりしなり、さて日本道といへるは、大和國へ往來する道路なれば云るなり、

景行天皇紀にも、既而從海路還倭、到吉備、以渡穴海、と見えて、古より吉備は、筑紫より大和國へ通ふ路なればいへるなり、卷六に、日本道乃吉備乃兒島乎過而行者筑紫乃子島所念香裳

きへ (寸戸)(伎倍)など書り、遠江國山香郡に岐階といふ郷の見えたる、階字は陞の誤にて、寸戸は是なるべしと、本居氏云り、又同國龜玉郡に、今貴平と呼村あり是なりと、略解には云り、按に、一なる寸戸は地名にはあらで、柵戸なるべくも、おもはるゝなり、その柵戸のことは、古義に委く云り、披見て考べし、言長ければこゝには略きつ、十一に、璞云寸戸我竹垣編目從毛妹志所見者吾戀目八方、十四に、伎倍比等乃萬太良夫須麻爾和多佐波太伊利奈麻之母乃伊毛我乎杼許爾、○〔林〕十四に、阿良多麻能伎倍乃波也之爾奈乎多氏天由吉可都麻思目移乎佐伎太多尼

きよみはらのみや (清見原乃宮)(清御原宮)など書り、大和國高市郡なり、天武天皇の都にて、かくれもなし、今其地を上居村と云よし、上居は、もと淨御を字音に呼なせるより書るなるべし、卷一、卷二に、明日香清御原宮、卷二に、明日香能清見原乃宮爾云々

きよみ (淨)(清)など書り、書紀天武天皇卷に、元年九月、是歲營宮、室於岡本宮、南、即冬遷以居焉、是謂飛鳥淨御原宮、とあるを按に、もとよりの地名は淨にて、宮名に、淨御原と負せしにやあらむ、されば歌詞には、もとのまゝに淨宮ともよめるなるべし、略きて云るにはあらず、○〔宮〕卷二に、天地之云々飛鳥之淨之宮爾云々、○〔河〕卷三に、妹毛吾毛清之河乃河岸之妹我可悔心者不持

きよみのさき (清見之埼) 駿河國廬原郡にあり、新後撰集に、清見瀉打出て見れば廬原のみほの沖つは浪しづかなり、卷三に、廬原乃清見之埼乃見穗乃浦乃寬見乍物念毛奈信

きよすみのいけ (清隅之池) 大和國添上郡高樋村にありて、其水甚も清潔しとぞ、堀河院後百首に
顯仲、みぎには立もよられぬ山賤の影はつかしききよすみの池、とあり、今按に、清隅は元はキヨ
スと唱へしにもあらむか、隅字スと訓例は、書紀に、天日隅宮とあるを、出雲風土記には、天日栖
宮と書、姓氏錄に、吾田片隅命、とあるを、舊事紀には、阿田賀田須命、とかけり、これら隅字ス
と訓る例なり、されど清隅をキヨスといひし證をしらず、しかれどもキヨスミといはむは、何とか
や古の地名めかざれば、驚かしおくのみなり、十三に、御佩乎云々吾情清隅之池之云々
きりめやま (殺日山) 本居氏玉勝間に、切目山は、紀伊國日高郡熊野道の海邊にて、切目坂、切目
浦、切目村あり、山は村より一里ばかり東北なり、村の北に切目王子社もありといへり、新古今集
に、熊野にまうで侍しついでに、切目の宿にて、海邊眺望といへるころを、をのこともつかうま
つりに云々、とある處の山なり、十二に、殺日山往反道之朝霞髣髴谷八妹爾不相牟

〇く部

くが (玖珂) 和多抄に、周防國玖珂(珂音如鷺)郡とあり、十五に、周防國玖珂郡
くりのみや (八十二隣之宮) 美濃國惠奈郡にあり、今池鯉と呼よし、谷川氏云り、書紀景行天皇
卷に、四年春二月甲寅朔甲子、天皇幸美濃云々、居于泳宮、泳宮此云區玖利能彌椰、とあり、夫
木抄に、いと妬し泳の宮の池に住鯉ゆる人に欺かれつゝ、又云、頼めたゞ泳の池に住ときく鯉こそ
常の知べとはなれ、十三に、百岐年云々高北之八十二隣之宮爾云々
くさか (草香) 河内國河内郡にて、今も日下村あり、伊駒山の西方なりといへり、類字集に、攝津
とせるは誤なり、〔頭註、名寄云、早良郡草香江、八雲御抄に、藻蘆草筑前にありとす、〕〇〔山〕卷八に、

忍照云々打麿草香乃山乎云々、〇〔江〕卷四に、草香江之入江二求食蘆鶴乃痛多豆多頭思友無二
指天
くじがは (久自我波) 常陸國久慈郡にある河なり、卷廿に、久自我波々佐氣久阿利麻豆志富夫禰爾
麻可知之自奴伎和波可徹里許牟
くずはがた (久受葉我多) 上野國にある地名なるべし、略解に、豆良の約多なれば、葛葉葛なり、
葛かづらの遠ざかり延るを序とせりと説るは、いみじきひがことなり、豆良は太と約まれば、可太
とあるべし、我多とあるからは、可豆良の約なりとせむには、清濁たがへり、又葉といひて、葛と
はいかでかいふべき、いかに東歌なればとて、其意ならば、直に葛かづらとこそいふべきことなれ、
十四に、賀美都家野久路保乃禰呂乃久受葉我多可奈師家兒等爾伊夜射可里久母
くせ (來背) (久世) など書り、和名抄に、山城國久世郡久世とあり、卷九に、山代久世乃鷺坂自神
代春者張乍秋者散來、十一に、開木代來背若子欲云余相狹丸吾欲云開木代來背、〇〔社〕卷七
に、開木代來背社、草勿手折已時立雖榮草勿手折、契沖云、神名式に、山城國久世郡に、大社
十一座小社十三座を載たり、大社十一座は、石田神社一座、水主神社十座なり、石田神社は、此集
にも異にして名を出したれば、久世社はさだめて水主神社なるべし、式に註して云、並大、月次新
嘗、就中同水主坐天照御魂神、三座伴託山背大國魂命神二座、預相嘗祭、〇〔川原〕十一に、玉久
世清川原身祓爲齋命妹爲、本居氏云、玉は山字の誤、代字を脱し、清は能字の誤にて、山代
久世能川原、とありしならむ
くたら (百濟) 大和志に、廣瀨郡百濟村とあり、十市郡香山の宮にや、近き處なるべし、舒明天皇

紀に、十一年秋七月、詔曰、今年造作大宮乃大寺、則以百濟川側爲宮處、十二月、是月、於百濟川側建九重塔、十二年冬十月己巳朔丁酉、天皇崩于百濟宮、丙午殯於宮北、是謂百濟大殯、と見えて、此舊地は廣瀨郡なるに、三代實錄三十八に、昔日聖德太子、創建平群郡熊凝道場、飛鳥岡本天皇、遷建十市郡百濟川邊、施入封三百戶、號曰百濟寺云々、とあるに依ば、十市郡にも巨れるなるべし、天武天皇紀に、大伴吹負百濟家、と有も、此處にや、〔野〕卷八に、百濟野乃芽古枝爾待春跡(來)居之、鸞鳴爾鷄鳴、○〔原〕卷二に、挂文云々言左倣久百濟之原從云々

くたみやま (朽網山) 豊後國風土記に、直入郡球單郷、在郡北、此村有泉、泉水有蛇蠶、天皇刺日、如將有鼻、莫令波、因曰、鼻水、今謂球單者訛也、とあり、書紀景行天皇卷に、十二年冬十月云々、留于來田見邑、權興宮室、居之、と見ゆ、此は、碩田國に至りたまひてのことなり、碩田は今の豊後なり、〔頭註、豊後國風土記に、大分川、此川之〕十一に、朽網山夕居雲、簿往余者將戀名公之日乎欲

京、九月乙卯、勅以京都新遷、大赦天下、己未云々、班給京都百姓宅地、從賀世山西道、以東爲左京、以西爲右京、十一月戊辰、右大臣橘宿禰諸兄奏、此間朝廷以何名號、傳於萬代、天皇勅曰、號爲大養德恭仁大宮也、十四年二月庚辰、始開恭仁京、東北道、通近江國甲賀郡、八月乙酉、宮城以南大路西頭、與養原宮東之間、造大橋、と見ゆ、歷代編年集成に、天平十二年、遷都瓶原宮、山城國相樂郡、十三年、改瓶原宮號久仁宮、とも記せり、新拾遺集に土御門院御製、吹風に昔をのみやしのぶらむ久邇の都にのこる橋、卷三に、挂卷母云々大日本久邇乃京者云々、卷四に、今所知久邇乃京爾妹二不相久成行而早見、卷六に、今造久邇乃王都者山川之清見者字倍所知良之、又三香原久邇乃京師者云々、又、三香原久邇乃京者荒去家里大宮人乃遷去禮者、卷八に、今造久邇能京爾秋夜乃長爾獨宿之苦左、十七に、山背乃久爾能美夜古波云々

くひやま (昨山) 神名帳に、山城國綴喜郡昨岡神社あり、昨山は、そこなるべしといへり、發句は枕詞にて、春草を馬が昨とつゞきたり、振山を、處女等が袖振山といへる類なり、卷九に、春草馬昨山自越來奈流鷹使者宿過奈利

くまけのうら (熊毛浦) 和名抄に、周防國熊毛郡熊毛、(久萬介)とあり、十五に、熊毛浦くまき (熊來) 和名抄に、能登國能登郡熊來、(久萬岐)とあり、○〔泥〕十六に、楳橋熊來乃夜良爾云々、○〔酒屋〕十六に、楳橋熊來酒屋爾云々、〔村〕十七に、能登郡云々射熊來村、往時作歌くまぬ (熊野) 紀伊國牟婁郡にありて、かくれもなし、○〔浦〕卷四に、三熊野之浦乃濱木綿百重成心者雖念直不相鳴、○〔三熊野〕 (三は御なり、熊野を美て云るなり、御吉野の御に同じ) 上に同じ、〔熊野舟〕〔眞熊野之船〕など云るは、船の名なり、契沖、鳥隱の歌は、播磨にてよめる歌なれ

ば、熊野の舟を、此海に漕のぼるべきにあらず、御食國の歌も、家持伊勢へ行幸の御供にてよまれたる歌なれば、眞熊野舟は、早船の類なるべしと云り、神代紀下に、故以熊野諸手船、(亦名天鳩船) 載使者稻背脛云々、日本紀疏に、熊野船名、伊豫風土記云、昔野間郡有一船、名曰熊野、復化爲石、蓋此類也云々、とあり、按に、熊野のあたりにて、今も鯨漁船は、種々に綵色て、花形など畫けるとぞ、土佐などにも、鯨とる船はみなさやうにして、餘の船に異れり、上古より、熊野にてはさるさまにせしことか、さらばそのさまにならひて造れる船を、何國のにも熊野とぞいひけむ、なほ考べし、十二に、浦回榜熊野舟泊目類志久懸不思月毛日毛無、(熊字、舊本に能と作るは誤なり) 卷六に、島隱吾榜來者乏羸倭邊上躑熊野之船、又、御食國志麻乃海部有之眞熊野之小船爾乘而與部榜所見

くらなしのはま (倉無之濱) 未詳ならず、契沖云、豊前にありとかや、類字集にも豊前とす、卷九に、吾妹兒之赤裳泥塗而殖之田乎刈將藏倉無之濱

くらはし (椋橋) (倉橋) (倉橋) など書り、諸陵式は、倉梯岡陵、在三大和國十市郡と見えたり、古事記倉梯山歌に、波斯多且能久良波斯夜麻袁佐賀志美登、書紀に倉梯、續紀に倉橋離宮、三代實錄に、大和國十市郡椋橋山、など見えたり、拾遺集に、五月やみくら橋山のほととぎすおぼつかなくもなきわたるかな、○(山) 卷三に、椋橋乃山乎高可夜隱爾出來月乃光乏寸、卷九に、倉橋之山乎高敷夜牽爾出來月之片待難、卷七に、橋立倉橋山立白雲見欲我爲苗立白雲、○(川) 卷七に、橋立倉橋川石走者裳壯子時我度爲石走者裳、又橋立倉橋川河靜菅余刈笠裳不編川靜菅

くらが (久良我) 下總國葛飾郡久良我をいふなるべし、○(麻久良我) (麻は、眞熊野の眞にて、久良我なるべし) 十四に、思路多倍乃許呂母乃素低乎麻久良我欲安麻許伎久見由奈美多都奈由米、又、麻久良我乃許我乃和多利乃可良加治乃於登太可思母奈宿莫徹兒由惠爾、又、安波受之氏山加婆乎思家牟麻久良我能許賀己具布禰爾伎美毛安波奴可毛

くるすのをぬ (栗柄乃小野) 和名抄に、大和國忍海郡栗柄とある地の野なり、古本後紀十四に、大同元年六月癸巳朔、是日勅、池之爲用必由灌漑、栗林之用良爲得實、今諸國所_レ有蓮池并栗林等、或決灌_レ田之水、潤_レ彼芙蓉、或占_レ無_レ實之林、寄_レ言_レ供_レ御、如此之類必妨_レ百姓、宣_レ遣_レ使_レ子細勘定、とあるを見れば、栗柄も栗林より負る地名ならむ、續古今集に、見渡せば若菜採べくなりにけり栗柄の小野の萩の燒原、新千載集に、片糸のくるすのをの、一筋にあふべきふしや思ひ絶なむ、新續古今集に、眞萩原千草の糸を栗柄野に日を経て織や錦なるらむ、_{〔頭註、類字集に、山〕}卷六に、指進乃栗柄乃小野之芽花將落時爾之行而手向六、_{〔城とせるは非なり〕}

くれのさと (伎人郷) 河内國澁川郡の南、丹比郡の北に、喜連と云處ある、其地なるべしといへり、書紀雄略天皇卷に、吳坂とあるも、そこなるべし、續紀に、賾寶二年、伎人茨田等堤往々決壞、とも見えたり、書紀に伎樂、職員令雅樂寮に、伎樂師とありて、義解に謂_レ吳樂とあり、卷廿に、河内國伎人郷くろかみやま (玄髮山) (黑髮山) など書り、契沖、下野國にて、今の日光山なりと聞は、しかりやいなやをしらすと云り、日光は河内郡なり、貝原氏日光名勝紀に、大谷川の上に、釜が淵とて景よき奇絶の所あり、向に赤なき山見ゆ、其東の高山を、びんぐしなげと云、赤なきの西の高山を女體

と云、其南の尤高き山を黒髮山と云、黒上山とも書り、古歌多し、名所なり、男體といふ云々、新後拾遺集に頼政、身の上にかゝらむ事ぞ遠からぬ黒かみやまにふれるしら雪、〔頭註、類字集〕卷七に、黒王之玄髮山乎朝越而山下露爾沾來鴨、十一に、烏玉黒髮山山草爾小雨零敷益々所思くろうし、(黒牛)(久漏牛)など書り、一本居氏、今は黒江とて、若山の方より、熊野に物する大路にて、黒江、干瀉、名高、とつきくにあひつらなりて、三里いづれも町つくりて、物うる家しけく立つとき、にぎはしき里どもなり、皆入海のほとりにて、けしきよし、黒江などは、山にもかたかけたるところなり、此わたり、昔は名草郡なりしを、今は海士郡と云り、此紀國の或書に、此黒江の磯へに、昔いと大きにていろ黒き石の、牛のかたちしたるが有て、潮みつればかくれ、干ぬれば顯れけるを、いつの頃よりか、やうく土に埋れゆきて見えずなりぬるを、一とせ里人どもあまたたちて、ほりあらはさむとせしかど、大きにして、つひにえほり出さでやみぬるを、今はそのあたりまで里つゞきて、かの石は、民の家の地の下に有よしししたりと云り、○〔海〕卷七に、黒牛乃海紅丹穗經百磯城乃大宮人四朝入爲良霜、○〔瀉〕卷九に、黒牛方鹽干乃浦乎紅玉裾須蘇延往者誰妻、又古家丹妹等吾見黒玉之久漏牛方乎見佐府下くろほのねろ、(久路保乃爾呂)上野國にあり、郡未詳ならず、國人に問べし、十四に、賀美都家野久路保乃爾呂乃久受葉我多可奈師家兒良爾伊夜射可里久母

○け部

けひのうみ (飼飯海) 荒木田氏説に、度會正柯が、淡路に飼飯野といふ地ありといへり、其所の海を云るなるべし、猶委く國人に問べし、越前國の飼飯としては、さらによしなし、さて飼字は、契

沖が、笥の誤なるべしといひ、誰も然思ふことなり、越前なるをも、笥飯と書紀にも書れたればなり、しかれども、此集に二處まで、地名に飼飯とかき、又卷四に、得飼飯而雖宿、とも見えたればことごとく誤字とはいひがたし、されば古、笥飼通し用ひしかともいふべけれども、さにもあらじ、いづれも飼飯と連ね書るのみにて、一字放ちてケの假字に用ひたる例もなきによりて、つらく考ふるに、畜類を飼料の飯米を古飼飯とぞいひけむ、カヒの切キなるを、ケに轉してケヒと云るなるべし、畜を氣毛能といふも、飼物の義なるを思合すべし、さてしか爾來連ね書し字なるから、地名にも何にも、そのまゝに連用たるならむとこそ思はるれ、卷三に、飼飯海乃庭好有之煎薦乃亂出所見海人釣船

けひのうら (飼飯乃浦) 越前國敦賀郡笥飯浦を云るか、又は件の淡路の飼飯海にもあるべし、今定めてはいひがたし、十二に、飼飯乃浦爾依流白浪敷布二妹之容儀者所念香毛

○こ部

こが (許賀)(許我)など書り、下總國葛飾郡古河の渡なり、古本松島日記に、むさし野のひがしの古河のわたりといふにいたる、日光名勝記にも、古河城見えたり、岡部氏説に、久良反許なれば、久良我と許我は同じことにて、かさね云るかといへるは悪し、久良は可とこそ約れ、十四に、安波受之氏由加婆乎思家牟麻久良我能許賀己具有爾爾伎美毛安波奴可毛、○〔渡〕十四に、麻久良我乃許我能和多利乃可良加治乃於登太可思母奈宿奈做兒由惠爾

こかたのうみ (子難瀧)(粉瀧乃海)など書り、越前國にあるなるべし、前中後未詳ならず、契沖云、清原元輔家集に、中つかさがあるところにかかりたりしに、貝を籠に入れて侍りしに、浪間分見るかひ

しなし伊勢の海のいづれ粉瀧の名残なるらむ、これによれば、伊勢にもかたといふ處のあるにこそ、〔頭註、名寄云、對馬の府中の良の方に、紫〕十二に、吾妹兒乎外耳哉將見越瀨乃子難瀨乃島樹名國、十六に、紫乃粉瀧乃海爾潛鳥珠潛出者吾玉爾將爲

こし (越) (故之) (古之) (古思) (故事) (故志) など書り、越前越中越後をすべて云り、十七に、於保吉民能云々之奈射加流故之乎遠佐米爾云々、又、大王乃云々美雪落越登名爾於弊流云々、十八に、之奈射可流故之能吉美能等可久之許會楊奈疑可豆良枳多努之久安蘇婆米、又、於保伎見能云々美山伎布流古之爾久太利來、云々、十九に、安志比奇能云々、科坂在故志爾之須米婆云々、又、之奈謝可流越爾五箇年住々而立別麻久惜初夜可毛、○〔國〕十九に、妹乎不見越國敵爾經年婆吾情度乃奈具流日毛無、○〔海〕卷三に、越海之角鹿乃濱從云々、又、越海乃手結之浦矣客爲而見者之見日本思櫃、十二に、吾妹兒乎外耳哉將見越瀨乃子難瀨乃島樹名國、十七に、可加良牟等可爾底思理世婆古之能宇美乃安里蘇乃奈美母見世麻之物能乎、又故之能宇美能信濃乃波麻乎山伎久良志奈我伎波流比毛和須禮底於毛倍也、○〔路〕卷九に、三越道之雪零山乎將越日者留吾乎懸而小竹葉背、十五に、加思故美等能良受安里思乃美故之路能多武氣爾多知且何毛我名能里都、○〔大山〕十二に、三雪零越乃大山河過而何日可我里乎將見、神名帳に、越前國丹生郡大山御坂神社あり、和名抄に、越中國婦負郡大山、(於保也萬)と見えたり、此はいづれをいへるにか、○〔邊〕十八に、可多於毛比遠宇萬爾布都麻爾於保世母天故事部爾夜良波比登加多波牟可母、○〔三越〕〔美故之〕 (三) は御なり、越を美て云るなり、御熊野などいふ御に同じ、上の路の下に歌を出す
こしのなか (古思能奈可) 和名抄に、越中(古之乃三知乃奈加)と等り、十七に、安麻射可流云々古

思能奈可久奴知許登其等云々

こしま (兒島) 吉備の兒島なり、き部きびのこしまの條に既に云り、卷六に、日本道乃吉備乃兒島乎過而行山鎮紫乃小島所念香裳

こしま (子島) 紀伊國名草郡、和歌山城府より、今道三里ばかり北に兒島といふあり、今人家千五六百戸許ありて、往來の船の泊る處なり、と其國人云り、是なるべし、卷一(或本)に、吾欲子島羽見遠底深伎阿胡根能浦乃珠會不拾

こしま (小島) 紀伊國牟婁郡那智山の下なる、粉白浦といふ所より、十町ばかり西南に玉の浦あり、さてその南の海中に、散々に岩あれば、其を小島といへるなるべし、其をおきて他に島はなしとぞ、卷七に、自荒磯毛益而思哉玉之浦離小島夢石見

こしま (小島) 此は件の紀伊國にある小島の中をいへるか、又はかの吉備の兒島にてもあらむか、今決めがたし、今按に、發句に雲隱といひ、又小島神之恐者といへる、ともに平穩ならず思はるゝに付て、竊に考るに、小は光字の畫の減たるにて、島は鳴字を誤れるならむか、さて雲隱光鳴神之恐者にて、もと雷にたとへたる歌なりけむを、はやくより今の如く誤傳へて、此集にも寄海歌の中に收たるにや、〔頭註、古今集によめる橘の小島が〕卷七に、雲隱小島神之恐者目聞心聞哉

こしま (兒島) 何地にある島とも定めがたし、難波より見放る海中の島を、ひろく云るにもあるべし、此歌を、類字集に、備前兒島郡と定めたるは謂なし、〔頭註、拾遺集に、浪間よりみゆるこし〕卷八に、波上從所見兒島之雲隱穴氣衝之相別去者
こすけろのうら (古須氣呂乃字良) 武藏國と下總國とのあはひなる、葛飾郡に小菅といふ所ありて、

今は里中なれど、此邊、古隅田川といひしあたりにて、古くは河にも浦をいへれば、こゝをいひしならむと云り、十四に、古須氣呂乃宇良布久可是能安騰須酒香可奈之家兒呂乎於毛比須吾左牟
 こせ (巨勢) (越) (許世) (許滿) (高滿) など書り、大和國高市郡にて、藤原にありて、古瀬村と云り、十二に、高滿爾有能登瀬乃河之後將合妹者吾者今爾不有十方、○〔山〕 卷一に、巨勢山乃列々椿都良々々爾見乎思奈許滿乃春野乎、卷七に、吾勢子乎乞許世山登人者雖云君毛不來益山之名爾有之、卷十に、吾瀬子乎莫越山能喚子鳥君喚變瀬夜之不深刀爾、○〔野〕 卷一に、巨勢山乃列々椿都良々々爾見乎思奈許滿乃春野乎、又、(或本) 河上乃列々椿都良々々爾雖見安可受巨勢能春野者、都良々々爾見乎思奈許滿乃春野乎、又、(或本) 河上乃列々椿都良々々爾雖見安可受巨勢能春野者、○〔路〕 卷一に、八隅知之云々不知國依巨勢道從云々、卷三に、小浪磯越道有能登滿河音之清左多藝通瀬每爾、十三に、直不來自此巨勢道柄石橋踏名積序吾來戀天窮見、又、直不往此從巨勢道柄石瀬踏求會我來戀而爲便奈見
 こそ (許會) 未詳ならず、十四に、於保夫爾乎倍山毛登毛由毛多可米提之許會能左刀妣等阿良波左米可母

こなのしらね (故奈乃思良爾) 未詳ならず、雅澄竊按に、故奈乃思良爾は、若は奈は志字の寫誤などにて、越之白峯にはあらずや、後撰集に、年深くふりつむ雨を見るときぞ越の白峯に住心ちする、千載集に、みよし野の花のさかりをけふみればこしの白根に春風ぞ吹、續古今集に、爰に又ひかりを分てやどすかなこしの白根や雪のふるさと、などある是なり、古今集にも、君が往越の白山しらねどもとあり、白山は白峯に同じ、さてかの越の白山は、東國より見えみ見えみ遙々に眺望らるる故に云るなるべし、阿抱思太毛安波乃傲思太毛は、逢時も不逢時ともいふにて、その逢は見ゆ

ること、不逢は見えざることを云るを思ふべし、しかれども、こは余が、せめて推量に考たる説なり、なほ識者につきて、たづね明らかむべし、十四に、等保斯等布故奈乃思良爾阿抱思太毛安波乃傲思太毛奈爾已會與佐禮

こぬみのはま (許奴美乃濱) 神名帳に、常陸國鹿島郡大洗磯前神社あり、其處にある海濱の名なるべしと云り、續後撰集に、いほさきのこぬみのはまのうつせ貝、とよめるは、元來磯崎を、いほさきと唱へたがへたるものなり、此外にも、いほ崎とよめる歌あり、さてそのいほさきといふによりて、駿河の名處とするは、いみじきおしあてなり、新續今古集に、定家、駒なづむ岩城の山を越かねて人もこぬみの濱にかもねむ、十二に、磐城山直越來益磯崎許奴美乃濱爾吾立將待

こば (古婆) 和名抄に、武藏國橋本郡橋本、(多知波奈)とあり、其地にあるなるべし、十四に、多知波奈乃古婆乃波奈里我於毛布奈牟已許呂宇都久志伊氏安禮波伊可奈

こばま (粉濱) 攝津國住吉郡にあり、卷六に、住吉乃粉濱之四時美開藻不見隱耳哉戀渡南

こはたのやま (強田山) 山城國宇治郡山科にありて、今は木幡山とかけり、神名帳に、山城國宇治郡許波多神社三坐、(並大、月次新嘗) 山科神社二坐、(並大、月次新嘗) 通證云、山背國風土記曰、宇治郡木幡社、名天忍穗耳尊、十一に、山科強田山馬雖在歩吾來汝念不得

こふのはら (子負原) (故布乃波良) など書り、筑前國怡土郡深江村の西方にありて、今は已夫と夫を濁りて呼といへり、古は布を清て唱へしことさらなり、筑紫風土記に、逸都郡子饗原有石兩顆云々、俗傳云、息長足比賣命、欲伐新羅國一軍之際、懷娠漸動、時取石挿著裙腰、遂襲新羅云々、筑前風土記に、怡土郡兒饗野、(在郡西) 此野之西有白石二顆、饗者氣長足姬尊、欲征伐

新羅、到於此村、御身在妊、忽當誕生、登時取此二顆石、挿於御腰、祈曰云々、還來即産也、所謂譽田天皇是也、時人號其石曰皇子産石、今訛謂兒鑿石、とあり、〔頭註、筑前名寄云、怡土郡子皇、後御腰にはさみ給ひし石二、むかし此所にありしなり〕卷五に、筑前國怡土郡深江村子負原、臨海丘上り、彼石二共に、近代ぬす人とりて、今は此原になし、有二三石云々、乃作歌曰、可既麻久波云々、宇奈可美乃故布乃波良爾云々

こま (狗) (高麗) など書り、蕃國にて、いはゆる三韓の高麗なり、卷二に、挂文云々、狗劍和射見我原乃云々、十二に、高麗、劍己之景迹故外耳見乍哉君乎戀渡奈牟、十一に、狗劍紐片鼓床落、邇邇留明夜志將來得云、取置待、又、垣蕭鳴人雖云狗劍紐解開、公無、又、狗劍紐解開夕、戸不知命有戀、有、十二に、高麗、狗劍紐之結毛解不放齋而待、杼驗無可聞、十六に、緑子之云々、狗劍紐丹縫著云々

こまやま (狗山) 和名抄に、山城國相樂郡大狗下狗、(之毛都故未)と見えたり、山城名勝志に、大狗山、今上狗村、在平尾南木津渡北山際、下狗郷、木津川西、祝園村、西飯岡、南有下狗村、上狗隔河川、と見えたり、書紀に、欽明天皇三十一年、詔曰、有司宜於山背國相樂郡起館、淨治、厚相資養云々、遂引入山背高城館、私記に、案假名本作高麗斐乃多知、とあり、これも此地に起られたる館なり、夫木集に、春ふかくなりゆくま、に狗山に立のみわたる花の白雲、異本應仁記に、

文明二年、大内介は、上山城狗と云所を、城廓に拵へて云々、など見えたり、名の出縁は高麗にて、高麗使人をすましめ、遂に高城館を作り、高麗使を饗給ひしこと書紀に見えて、上にかつがつ引る如し、しかるに三代實錄、貞觀三年八月十九日、伴宿禰善男等奏言に、狹手彦、宣化天皇世、奉使任那、征新羅、復任那、兼助百濟、欽明天皇時、百濟以高麗之寇遣使乞救、狹手彦復爲大將軍、伐高麗、其王踰牆而遁、乘勝入宮盡得珍寶貨賂以獻之、珠敷天皇世、還來獻高麗之囚、今山城國狗人是也、と見えたるによれば、高麗の囚人を居しめし地なるをもて云るなるべし、狗野と云も、此地の野なり、續紀に、天平神護元年八月庚申朔、從三位和氣玉坐謀反誅云々、流伊豆國、到山背國相樂郡、絞之埋、狗野、と見え、永享年中寺社文書に、山城國狗野庄云々、公任、山近み朝立雲と見えつるは狗野の里の煙なりけり、此歌は、春日よりかへり侍りけるに、山づらに煙の立けるを問ば、狗野の里といひければよめるとあり、元良親王家集に、狗野の院にて、秋つとめておきたりけるに、涙しのぶるひとりこといひけるとあるは、靈異記中卷に、去天平年中、山背國相樂郡高麗寺僧榮常、常誦法花經、云々、とある高麗寺にや、卷六に、狗山爾鳴、霍公鳥、泉河渡乎、遠見此間、爾不通

こましま (狗島) 肥前國松浦郡にあり、十五に、肥前國松浦郡狗島、亭、船泊之夜、こもちやま (兒毛知夜麻) 未詳ならず、十四に、兒毛知夜麻和可加、敏流氏能毛美都麻氏宿毛等、和波毛布汝波安村可毛布

萬葉集名處考卷之三

○さ部

さうま (相馬) 和名抄に、下總國相馬(佐宇萬)郡とあり、卷廿二に、相馬郡
さがらやま (相樂山) 和名抄に、山城國相樂郡相樂、(佐加良加)古事記成務天皇條に、圓野比賣、到
山代國之相樂時、取懸樹枝而欲死、故號其地謂懸木、今云相樂、と見えたり、卷三に、白
細之云々山代之相樂山乃云々
さかのへ (坂上) 大和國添上郡にあり、卷三に、大伴坂上郎女、卷四に、坂上大嬢(左の傳文
に)母居坂上里、仍曰坂上大嬢、(なほ卷々に多く出れども、用なければ略きつ、)
さかたのはし (坂田乃橋) 大和國高市郡、小墾田の金剛寺を、坂田尼寺といへり、南淵山、細川山
より水落合て、坂田寺のかたへも流るといへば、そこに渡せる橋をいふならむよし契沖いへり、坂
田寺は、書紀推古天皇卷に、十四年五月、勅鞍作鳥曰云々、即賜大仁位、因以給近江國坂田郡
水田二十町焉、鳥以此田爲天皇作金剛寺、是今謂南淵坂田屋寺、とまるこれなり、千載集
に、朽果てあやふく見えしをはた、のいた田の橋も今渡すなり、とあるをはじめて、すべてをはた
たのいたの橋とよめる歌多きは、皆誤をうけつぎたるなり、十一に、小墾田之坂田乃橋之壞者
從桁將去莫戀吾妹、(坂字、舊木板に誤れり、今改つ、)
さかて (坂手) 大和國城下郡に、今坂手村ありと云り、其地なるべし、書紀景行天皇卷に、坂手池

をつくらせ給ふよし見えたり、十四に、帛則云々鳥網張坂手乎過云々

さがむ (相模) 國名なり、和名抄には、相模(佐加三)とあれど、其は後に、轉訛れる唱にて、古は
佐我武と呼しなり、古事記に、相武國と書を思合て、模字もムの假字なるを知べし、東遊歌に、
左加安無乃於禰、とあるも、相模の峯といふことなり、○〔嶺〕十四に、相模禰乃乎美禰見所久思
和須禮久流伊毛我名欲妣氏吾乎禰之奈久奈、今相模國に大山とて、雨降神社のある山を、相模嶺と
云なるべしと云り、○〔路〕十四に、相模治乃余呂伎能波麻乃麻奈胡奈須兒良久可奈之久於毛波流
留可毛

さき (咲)(生)(佐紀)(開)など書り、和名抄に、大和國添下郡佐紀とあり、神名帳に、大和國添下
郡佐紀神社、諸陵式に、狹城盾列池後陵、狹城盾列池上陵、古事記垂仁天皇條に、此后者葬狹木之
寺間陵也、書紀同天皇卷に、三十五年、作倭狹城池、續紀に、大和國添下郡佐貴郷高野山陵、な
どあり、今の超昇寺村、常福寺村山陵村などのあたり、佐紀郷の地なるべしと本居氏云り、○〔宮〕
卷一に、長皇子與志貴皇子於佐紀宮俱宴、○〔山〕卷十に、春日在三笠乃山爾月母出奴可母佐紀山
爾開有櫻之花乃可見、○〔野〕爾十に、姫部思咲野爾生白管自不知事以所言之吾背、又、事更爾
衣者不摺佳入部爲咲野之芽子爾丹穗日而將居、(頭註、風雅、伴山のさき野の蕪かき)○〔澤〕卷四に、
娘子部四咲澤二生流花勝見都毛不知戀裳摺可聞、卷七に、姫押生澤邊之眞田葛原何時鴨絡而我
衣將服、十二に、垣津旗開澤生菅根之絶跡也君之不所見頃者、○〔沼〕十一に、垣津旗開沼之
菅乎笠爾縫將著日乎將爾年會經去來
さきたがは又さきたのかはとも (辟田河)(左伎多河)など書り、越中國にあるなるべし、郡未詳な

らず、十九に荒玉能云々、墮多藝知流辟田乃河瀬爾年魚兒狹走云々、又、紅衣爾保波之辟田河絶已等奈久吾等看牟、又、毎年爾結之走婆左伎多河鷗八頭可頭氣氏河瀬多頭禰牟

さきたま (前玉) (佐吉多萬) など書り、和名抄に、武藏國埼玉 (佐伊太末) 郡とあり、(伎を伊といへるは、後の音便なり) 卷九に、前玉之小崎乃沼爾鴨曾雲霧已尾爾零置流霜乎掃等爾有新、○〔津〕十四に、佐吉多萬能津爾乎流布禰乃可是乎伊多美都奈河多由登毛許登奈多延會禰

さぎさか (鷺坂) 山城國久世郡にあり、卷九に、山代久世乃鷺坂自神代春者張乍秋者散來、○〔山〕卷九に、白鳥鷺坂山松影宿而往奈夜毛深往乎、又、細比禰乃鷺坂山白管自吾爾臣保波尼妹爾示さくらだ (櫻田) 和名抄に、尾張國愛智郡作良と見ゆ、其地の田なり、催馬樂に、さくら人其船ち

ぢめとあるも、その作良人なるべし、卷三に、櫻田部鶴鳴渡年魚市方鹽干一家良進鶴鳴渡

さ、なみ (樂浪) (神樂浪) (神樂波) (神樂聲浪) (左散難彌) (佐左浪) など書り、古事記仲哀天皇條に、爾追迫敗出沙々那美、悉斬其軍云々、應神天皇條大御歌に、志郡陀山布佐々那美遍袁云々、書紀神功皇后卷に、及于狹々浪粟林云々、欽明天皇卷に、發自難波津、控引船所狹々波山云々、天武天皇卷に、會於後 (此云左々) 浪而探捕左右大臣云々、など見えたり、本居氏云、志賀は古より廣き名にて、郡名にもなれるを、なほ古は沙々那美は、志賀よりも廣き名にやありけむ、萬葉の歌どもに、樂浪の志賀と多くよみて、志賀の樂浪とよめるはなし、又樂浪之平山ともあれば、比良のあたりまでかけたる名にぞありけむ、(已上) 今按に、後に志賀郡なる一處の名となれるなるべし、今昔物語十一に、志賀郡篠波山と見えたり、さて又篠波の長柄の山などもあるを見れば、彼頃まで、地名なることをわきまへたりしを、後々は細浪のこと、思ひ誤りたる趣、往々に見えたり、

さて集中佐々に、神樂聲とも、神樂とも、樂とも書、又和名抄に、但馬國氣多郡樂前 (佐々乃久萬) とも見ゆ、本居氏又云、此は古事記石屋戸段に、手艸結天香山之小竹葉而、於天之石屋戸伏汗氣而、踏登杼呂許志、とある故事によれり、神樂には小竹葉を用ひ、其を打振音の佐阿佐阿と鳴に就て、人等も同じく音を和せて、佐阿佐阿と云ける故なるべし、猿樂の謠物に、さづくの聲、樂むと云も、松風の颯々と云音より、是に云かけたるなり、又竹葉の名を佐々と負るも、此音よりぞ出つらむ、細小の意以て名づけしには非ず、小竹と書る小字は、幹の小きを云るにて別なり、神樂歌古本に、本方安以佐々々々末方安以佐々々々と云ことあり、こは佐々佐々と唱たるか、又は佐阿佐阿を、如此書るか、何にまれ、かの小竹葉の音に和せたる聲より出ることなるべし、卷一に、玉手次云々石走淡海國乃樂浪乃大津宮爾云々、又、樂浪之思賀乃幸崎雖幸有大宮人之船麻知兼津、又、左散難彌乃志我能大和太與杼六友昔人二亦母相目八方、卷二に、神樂波之志賀左射禮浪敷布爾常丹跡君之所念有計類、又、樂浪之志我津子等何罷道之川瀬道見者不怜毛、卷七に、佐左浪乃連庫山爾雲居者雨會零智否反來吾背、又、神樂浪之思我津乃泉郎者吾無二潛者莫爲浪雖不立、十三に、王云々樂浪乃志我能韓琦云々、卷九に、樂波之平山風之海吹者釣爲海人之袂變所見、○〔國〕卷一に、樂浪乃國都美神乃浦佐備而荒有京見者悲毛、○〔舊都〕卷一に、古入爾和禮有哉樂浪乃故京乎見者悲寸、卷三に、如是故爾不見跡云物乎樂浪乃舊都乎令見乍本名、○〔大山〕卷二に、神樂浪乃大山守者爲誰可山爾標結君毛不在國

さ、らのをぬ (左佐羅能小野) (神樂良能小野) など書り、此は卷七に、天在日賣菅原とある類にて、天上にある野を云るとしられたり、契沖が、左々良能小野は、天上にあるにはあらず、大和國の地

名なるべし、月を佐々良衣壯士と云から、天にある月といふ心にて、いひかけたると云るは、いみじき非なり、さらば久堅之とか、三空往とか、外に云やうあるべし、且稷壯士といはずして、唯左々良とのみいひて、月のことゝは、いかでかきこゆべからむ、左の卷三なる左佐羅能小野は、天川原により合せたれば、天上のなること、何をか疑はむ、卷三に、名湯竹乃云々天有左佐羅能小野之云々、十六に、天爾有哉神樂良能小野爾茅草刈草刈婆可爾鴉乎立毛

さしま (猿島) 和名抄に、下總國猿島(佐之萬)郡、とあり、卷廿に、猿島郡、

さしなみのくに (刺並之國) 古に伊豫之二名島と云るは、阿波讚岐伊豫土佐の四國を總たる名なり、二名島は、二並島といふことなるべし、しかいふ所以は、本居氏古事記傳に委しければ、今こゝに略きつ、さてその二並島を、刺並國とも云りしなるべし、左の歌は、石上乙麻呂卿の、土佐へ配れ給をいへればなり、卷六に、王命恐見、刺並之國爾出塵云々

さだのうち (左太能浦)(貞浦)(貞能浦)など書り、土佐國幡多郡伊佐村に、蹉跎御崎あり、即金剛神寺の山岬なり、後世に至りて、足摺山と呼り、彼寺に藏る、應保年中より文明年中までの古文書どもに、皆蹉跎とあり、足摺といふは、近世に蹉の字に就て出来たる唱なり、此岬の海に浦といふべき所ありて、實に奥浪邊浪のはげしくよせかへる地なれば、彼處にや、十一に、奥波邊浪之來緣左太能浦之此左太過而後將戀可聞、十二に、奥浪邊浪之來依貞浦乃此左太過而後將戀鴨、又、貞能浦爾依流白浪無間思乎如何妹爾難相

さだのをか (佐太乃岡)(佐田乃岡)など書り、大和國高市郡檜隈郷にあり、卷二に、朝日巨流佐太乃岡邊爾群居乍吾等哭涙息時毛無、又、橋之島宮爾者不飽鴨佐田乃岡邊爾侍宿爲爾往、又、所由無

佐太乃岡邊爾反居者島御橋爾誰加住舞無、又、朝日照佐太乃岡邊爾鳴鳥之夜鳴變布此年己呂乎

さつま (薩摩) 國名なり、卷三に、隼人乃薩摩乃迫門乎雲居奈須遠毛吾者今日見鶴鴨

さてのさき (佐堤乃崎) 八雲御抄に、伊勢國の名處としるし賜へるは、いかゞあらむ、本居氏云、神名帳に、伊勢國朝明郡志氏神社あり、今もして埼といへり、佐堤の佐は、信か詩の誤にて、志氏の崎なるべし、卷四に、網兒之山五百重隱有佐堤乃崎左手蠅師子夢二四所見

さど (佐渡) 國名なり、十三に、佐渡

さなつらのをか (左奈都良能乎可) 未詳ならず、左は、檜隈を左檜隈といふ如く、そへたる言にて、陸奥國名取郷あれば、其地にて、左名取なるべきかとも思へど、いかゞあらむ、略解に、神名帳に、常陸國那賀郡酒列磯崎神社あれば、左奈都良といふ所を、かく書しならむと云れど、酒列は、サカ

ナミカサカツラにて、左奈都良を、しか書べき謂なし、十四に、左奈都良能乎可爾安波麻伎可奈之伎我古麻波多具等毛和波素登毛波自

さぬ (佐農)(狹野)など書り、紀伊國牟婁郡にあり、書紀神武天皇卷に、遂越狹野到熊野神邑、と見えて、神邑は、神之埼、佐野は狹野の渡の地なり、〔頭註 類字集に大〕○〔渡〕卷三に、苦毛零來雨可神之埼狹野乃渡爾家毛不有國、渡はその地に河ありて、その渡津をいふべし、すべて渡は、海河につきて、いふことにて、邊和多利と云ことは、此集の頃にはなかりしなり、邊和多利と云るは、字鏡に、驪鼻兩旁、波奈乃和多利、とあるなどや、はじめならむ、伊勢物語に、五條わたりと云るも、五條邊なり、○〔岡〕卷三に、秋風乃寒朝開乎佐農能岡將超公爾衣借益矣、〔頭註 新篋葉刈しきひとりかもれむ〕

さぬ (左野)(佐野)など書り、上野國今の佐野村なり、今もその村に舟橋を渡せし川ありて、舟橋

を繋ぎし木なりとて、近き世までもありしとぞ、詞花集に、夕霧に佐野の舟橋音すなり、手馴の駒の
かへり來るか、又千載集に、住なれし佐野の中川瀬絶してながれかはるは涙なりけり、とよめる
も、其處の川なるべし、後撰集に、東路のさのふなはしかけてのみ思ひわたるを知人のなき、十
四に、可美都氣野左野乃九久多知乎里波夜志安禮波麻多牟惠許登之許受登母、又、可美都氣野
乃布奈波之登利波奈之於也波左久禮騰和波左可禮賀倍。

さぬだ (佐野田) 佐野田を、サヌダとよめるに従るときは、件の佐野村の田をいふべし、サヤタと
訓るによるときは、地たがへり、猶下にいふ、十四に、可美都氣野佐野田能奈倍能武良奈倍爾許登
波佐太米都伊麻波伊可爾世母

さぬやま (左努夜麻) 件の佐野村にある山をいふか、又和名抄に、常陸國筑波郡にも、久慈郡にも
佐野郷あれば、其中の山を云るにもあるべし、十四に、佐努夜麻爾宇都也乎能登乃替抱可騰母禰毛
等可兒呂賀於毛爾美要都留

さぬきのくに (齋岐國) 國名なり、卷二に、玉藻吉識岐國者云々
さぬかた (狭野方)(沙額田)(左野方)など書り、近江國坂田郡筑摩郷の中にあるべし、卷十に、狭
野方波實爾雖不成花耳開而所見社戀之名草爾、又、狭野方波實爾成西乎今更春雨零而花將咲八方、
十三に、師名立都久麻左野方云々、○〔野〕卷十に、沙額田乃野邊乃秋芽子時有者今盛有折而將
挿頭

さば (佐婆) 和名抄に、周防國佐波(波音馬)郡(國府)、書紀仲哀天皇卷に、參、迎于周芳沙磨之

浦、とあり、十五に、佐婆海中

さひか (左日鹿)(狭日鹿)など書り、紀伊國海部郡に雜賀庄とて廣き地あり、野は即其處なり、浦
は、若浦の西方に雜賀崎と云所あれば、そのわたりなるべしといへり、○〔野〕卷六に、安見知之
云々左日鹿野由背上爾所見云々、○〔浦〕卷七に、木國之狭日鹿乃浦爾出見者海人之燈火浪間從所見

さへきやま (佐伯山) 契沖、安藝國佐伯群あり、そこなどにある山にやと云り、又或説に、伯は附
字の草書を誤れるにて、佐附山なるべきかと云り、さらば地名に非ず、たゞ五月頃の山を云るな
り、卷七に、佐伯山于花以之哀、我子駕取而者花散輒

さへき (佐伯) 和抄に、安藝國佐伯(佐部木)郡、とあり、卷五に、安藝國佐伯郡

さほ (佐保)(佐實)(狹穂)(佐穂)など書り、大和國添上郡にあり、卷三に、佐保過而寧樂乃手祭爾
置幣者妹乎目不離相見染跡衣、卷四に、佐穂度吾家之上二鳴鳥之音夏可思吉愛妻之兒、卷六に、吾
背子我著衣薄、佐保風者疾、莫吹及家、左右、○〔路〕卷八に、吾背兒我見良牟佐保道乃青柳乎手折
而谷裳見綵欲得、卷廿に、由布義理爾知村里乃奈吉志佐保治乎婆安良之也之巨牟美流與之乎奈美、○

〔山〕卷三に、椋角乃云々都禮毛奈吉佐保乃山邊爾云々、又、佐保山爾多奈引霞每見妹乎思出不
泣日者無、又、昔許會外爾毛見之加吾妹子之輿櫛常念者波之吉佐實山、卷六に、刺竹之大宮人乃家
跡住佐保能山乎者思哉毛君、卷七に、佐保山乎於凡爾見之鹿跡今見者山夏香思母風吹莫勤、卷八
に、宇能花毛未開者霍公鳥佐保乃山邊來鳴令響、卷十に、不答爾勿喚動會喚子鳴佐保乃山邊乎上
下二、十二に、思出時者爲便無佐保山爾立雨霞乃應消所念、○〔川〕卷一に、天皇乃云々、佐保
川爾伊去至而云々、卷三に、飯(宇)海乃河原之乳鳥汝鳴者吾佐保川乃所念國、又、椋角乃云々佐

保川乎朝川渡云々、卷四に、狹穂河乃小石踐渡夜平玉之黑馬之來夜者年爾母有驥、又、千鳥鳴佐保乃河瀬之小浪止時毛無吾戀者、又、千鳥鳴佐保乃河門乃瀬乎廣彌打橋渡須奈我來跡念者、又、佐保河乃涯之官能小歷木莫刈鳥在乍毛張之來者立隱金、又、千鳥鳴佐保乃河門之清瀬乎馬打和多思何時將通、卷六に、眞葛延云々千鳥鳴其佐保川丹云々、又、不所念來座君乎佐保川乃河蝦不令聞還都流香聞、卷七に、佐保河之清河原爾鳴知鳥河津跡一二忘金都毛、又、佐保河爾小驪千鳥夜三更而爾音聞者宿不離爾、又、佐保河爾鳴成知鳥何師鴨川原乎思怒比益河上、卷八に、佐保河之水乎塞上而殖之田乎刈流早飯者獨奈流倍思、十二に、佐保河之河浪不立靜雲君二副而明日兼欲得、卷廿に、佐保河波爾許保里和多禮流宇須良婢乃宇須伎許已呂乎和我於毛波奈久爾、〇〔川原〕卷八に、打上佐保能河原之青柳者今者春部登成爾鷄類鴨

さほのうち

（佐保乃内）猿帆之内（沙穂内）（佐保能宇知）など書り、内とは、域内を云なるべし、卷六に、梅柳過良久惜佐保乃内爾遊事乎宮動之爾、卷十に、春日有羽買之山從猿帆之内徹鳴往成者孰喚子鳥、又、我門爾禁田乎見者沙穂内之秋芽子爲醉寸所念鴨、十一に、佐保乃内從下風之吹禮波還者爲便胡紛敷夜衣大寸、〇〔里〕十七に、安麻射加流云々佐保能宇知乃里乎往過云々

さみね

（佐美屋）（狹岑）など書り、讃岐國那珂郡にあり、〇〔島〕卷二に、玉藻吉云々名細狹岑之島乃云々、〇〔山〕卷二に、妻毛有者探而多宜麻之佐美屋山野上乃宇波疑過去計良受也、（佐美屋の屋宇、舊本に乃と作るは、屋か年などの草書を誤れることしるければ、改めて引つ、しかるを岡部氏考に、狹岑とあるをも、佐美乃山とあるによりて、サミと訓べしと云るは、非なり、岑をミネと訓は、御岑の意なれば、御を略きて、ネとのみ云は常のことなり、ネを略きて、ミとのみいふ理は、

さらになきをや、

さみのやま

荒木田氏云、伊勢國二見の浦なる、大夫の松と云る大樹の生たる山なるべし、さらは倭姫世記に、佐美津彦、佐見津姫、參相而御鹽濱御鹽山奉支、と云るは、この二見が浦なるを、今猶彼山の麓に流るゝ小川を、佐見河といへば、これぞ佐見の山なるを、伊の發語をそへ、吾妹子乎といふまくら辭をおきて、去來見の山とはつゞけしならむと云り、坂士佛大神宮參詣記に、二見の浦に、佐美明神とて古き神ましますと書り、即いはゆる佐見津彦、佐見津姫を齋るなるべし、又去來見乃山を、やがて山名とするときは説異れり、い部、いさみのやま條にはやく云り、卷二に、吾妹子乎去來見乃山乎高三香裳日本能不見國遠見可聞

さむかは

（寒川）和名抄に、下野國寒川（佐無加波）郡とあり、卷廿に、寒川郡

さや

（佐野）和名抄に、遠江國佐野郡とあり、この佐野を、本にはサノと訓たれども、續紀には佐益郡と書たれば、サヤなり、古今集に、東路のさやの中山中々に何しか人を思ひそめけむ、卷廿に、佐野郡

さやた

（佐野田）佐野田を、サヤと訓るに依ときは、佐野村の田なり、上に云る如し、八雲御抄には、これをサヤダとよませたまへり、其に依ときは、野字はの假字なり、遠江國佐益郡をも、佐野と書るを見て知べし、しかするときは、和名抄に、上野國那波郡鞆田（佐也多）とある地をいふべし、十四に、可美都氣努佐野田能奈倍能武良奈倍爾許登波佐太米都伊麻波伊可爾世母

さらしる

（曝井）常陸國風土記に、那賀郡、自郡東北、挾栗河、而置驛家、當其以南、泉出坂中、多流尤清、謂之曝井、縁泉所居村落婦女、夏月會集浣布曝乾、とあり、布を曝によりて、井名

に、負せたるなるべし、卷九に、三粟乃中爾向有曝井之不絶將通御所爾妻毛我
さわたり (左和多里) 駿河國にさわたりと云所ありと云り、そこならむか、又按に、和名抄に、下
總國印幡郡日理、陸奥國安達郡日理、同國日理郡日理(和多利)とあり、按に、いづれも日は巨字の
誤にて、百理なり、さて左和太利の左は、左檜隈などいふ類そへたる辭にて、彼等の中に、百理を
左百理といへるにもあるべし、十四に、左和多理能手兒爾伊由伎安比安可故麻我安我伎乎波夜美許
登登波受伎奴

○し部

しが (思賀) (四賀) (志賀) (志我) (思我) など書り、和名抄に、近江國滋賀(志賀)郡、とあり、卷一
に、樂浪之思賀乃幸崎雖幸有大宮人之船麻知兼津、卷二に、八隅知之吾期大王乃大御船待可將戀四
賀乃幸崎、又、神樂波之志賀左射禮浪敷布爾常丹跡君之所念有計類、卷三に、吾馬疾打莫行氣並
而見氏毛和我歸志賀爾安良七國(吾馬を、舊本に馬莫と作るは誤なり)十三に、王云々樂浪乃志
賀能韓崎云々、又、天地乎歎乞禱幸有者又反見我能韓崎、○(大和太) 入江の水の曲り淀め
る所を云、神武天皇紀に、山浦とあり、卷一に、左散難彌乃志我能大和太與杼六友昔人二亦母相
目八方、○(大津) 卷三に、吾命之眞幸有者亦毛將見志賀乃大津爾緣白浪、○(寺) 此は崇福寺
なり、此寺は、天智天皇の御願にて建立させられたり、文武天皇紀云、大寶元年八月甲辰、太政官
處分、近江國志賀山寺封、起庚子年、計滿三十歲云々、並停止之、皆准封施物、聖武天皇紀
云、天平十二年十二月癸丑朔乙丑、幸志賀山寺禮佛、なほ此寺の事、菅家文章、元亨釋書等に見
ゆ、天智天皇御國忌は、此寺にて行はる、由、延喜式に載られたり、卷二に、勅穗積皇子遺近

江志賀山寺時云々

しがつ (志我津) (思我津) (四賀津) など書り、津津につきて云る稱なるべし、卷二に、樂浪之志我
津子等何罷道之川瀬道見者不恰毛、卷七に、神樂浪之思我津乃白水郎者別無二潛者莫爲浪雖不
立、○(浦) 卷七に、神樂浪乃四賀津之浦能船乘爾乘西意常不所忘

しか (然) (四鹿) (牡鹿) (四可) (之加) (志賀) (思香) (之賀) (思可) (之可) など書り、和名抄に、筑前
國糟屋郡志珂とあり、筑前國風土記に、糟屋郡資詞島昔時氣長足姫尊、幸於新羅之時、御船夜時
來泊此島、有陪從名云二大濱小濱者、便勅小濱遺此島、覓火得早來、大濱問云、近有家耶、小濱
答云、此島與三打昇濱近相連接、殆可謂同地、因曰近島、今訛謂之資詞島、と見えたり、書紀神
功皇后卷に、遣磯賀海人名草而令覓、とも見えて、昔より海人に名高き島なるが故に、多くは之
可の海人とよめり、〔頭註、名寄云、那珂郡志賀の島は、福岡の城より三里北にあ〕卷三に、然之海人者軍
布刈曬燒無暇髮梳乃小櫛取毛不見久爾、卷七に、四可能白水郎乃釣船之綱不堪、情念而出而來家
里、又、之加乃白水郎之鹽燒煙風乎疾立者不上山爾輕引、十一に、志賀乃白水郎之鹽燒衣雖磯
戀云物者忘金津毛、又、牡鹿海部乃火氣燒立而燒鹽乃幸戀毛吾爲鴨、十二に、思香乃白水郎乃
釣爾燭有射去火之髻髮妹乎將見因毛欲得、又、然海部之磯爾刈干名告藻之名者告手師乎如何相難寸、
十五に、之賀能安麻能一日毛於知受也久之保能可良伎孤悲乎母安禮波須流香母、十六に、荒雄良我
去爾之日從志賀乃安麻乃大浦田沼者不樂有哉、又、大船爾小船引副可豆久登毛志賀乃荒雄爾潛將
相八方、○(神) 卷七に、千磐破金之三崎乎過軻吾者不忘牡鹿之須賣神、此は神名帳に、筑前國
糟屋郡志加海神社三坐(並名神大)とある神なり、景行天皇紀にも志我神と見ゆ、又、三代實錄に、

貞觀元年、此神に従五位上を授奉たまへることも見えたり、本居氏云、志加神社、志賀島と云に有て、今は那珂郡に屬りとぞ、〔頭註、通證、東國通證所謂世界村大明神是也、名寄云、日本紀第一卷に、底津少童命、中津少童命、表津少童命、最阿曇連等がいづきまつる神なりとあるは、即此〕○〔山〕十六に、志賀乃山痛勿伐、荒雄良我余須可乃山跡見管將徳、○〔浦〕十五に、思可爾宇良爾伊射里須流安麻伊敝妣等能麻知古布良牟爾安可思都流宇乎、又、可之布江爾多豆奈吉和多流之可能宇良爾於根都之良奈美多知之久良思毛、又、之可能宇良爾伊射里須流安麻氣久禮婆宇良未許具良之可治能於等伎許山、○〔濱〕卷四に、草枕羈行君乎、愛見副而會來四鹿乃海邊乎、しかま〔思賀麻〕(思可麻)など書り、和名抄に、播磨國饒磨郡(國府)とあり、金葉集に、いとせめて戀しき時ははりまなるしかまに染るかちよりぞ來、〔頭註、諸州めぐり、しかまつは、民家三〕○〔川〕十五に、和多都美乃宇美爾伊弓多流思可麻河泊多延無日爾許會安我故非夜麻米、○〔江〕卷七(一本)に、思賀麻江者許藝須疑奴良思天傳日笠浦浪立見

しきしま〔磯城島〕(式島)(志貴島)(之奇島)(之奇志麻)など書り、磯城島は、大和國磯城郡にある地名なるを、書紀欽明天皇卷に、元年秋七月丙子朔己丑、遷都倭國磯城郡磯城島、仍號爲磯城島金刺宮、と見え、古事記にも、天國押波流岐廣庭天皇者、坐師木島大宮治天下也、とありて、もこの欽明天皇の都の地名より起りて、つひにおのづかも大和一國の號となれるなり、かく都し給ふ所の名の一國の名となれるは、秋津島は、孝安天皇の都の地名なるが、後に大和一國の名となれると全同じ例なり、たとへば夜萬登と云も、もと一國の號なるが、古もはら大和國に都したまひしから、轉りて天下の總名となれるが如し、さて磯城島といふが、一國の名となれるより、や、後には又轉りて天下の總名の如くにもなりて、日本の道といふことを、しきしまの道と云り、これも秋津

島といふが、天下の總名の如くなれると、もはら同じことなり、かくて此集の頃は、天下の總名を、うけはりてしき島といへることは、未なかりしかど、大和一國をさして云る夜萬登にも、天下の總名のごとくいへる夜萬登にも、共にしき島てふことを冠らせていひたれば、おのづから又磯城島といふが、天下の總名のごとくにも通ひてきこゆめり、されば各其歌につきて用捨あるべきことなり、さて岡部氏が、崇神天皇は磯島瑞籬宮におはしまし、欽明天皇は、磯城島金刺宮におはしまして、二代ながら殊にあまたとしおはしまして名高ければ、さる頃より、おのづから大和國の今一の名の如く成にけむと云るは、すこしいかなり、さるは崇神天皇の宮は、古事記にも師木水垣宮、書紀にも遷都磯城、是謂瑞籬宮、と見えて、彼御代なるは、師木とのみ云て、磯城島とはいさりければなり、なほ本居氏國號考合見べし、卷九に、虛蟬乃云々、磯城島能日本國乃云々、十三に、磯城島之日本國爾云々、十九に、立別君我伊麻左婆之奇島能人者和禮自久伊波比氏麻多牟、此等はみな大和一國を云るなり、十二に、式島之山跡之十丹云々、又(反歌式島乃山跡乃士丹人二有年念者難可將嗟、又、志貴島倭國者事靈之所佐國叙眞福在興具、卷廿に、之奇志麻乃夜末等能久爾々安伎良氣伎名爾於布等毛能乎已許呂都刀米與、此等は天下の總名に云る倭に、磯城島と冠らせていへるなり

しきつのうら〔敷津之浦〕攝津國住吉郡にあり、新古今集に、敷津の浦にまかりてあそびけるに、船にとまりてすみ侍りける、藤原實方朝臣、船ながら今夜ばかりは旅宿せむ敷津の浪に夢はさむとも、十二に、住吉之敷津之浦乃名告藻之名者告而之乎不相毛恠しきのぬ〔敷野〕和名抄に、大和國城上(之岐乃加美)城下(之岐乃之母)郡、とある處の野なる

べし、卷十に、於君戀裏觸居者敷野之秋芽子凌左牡鹿鳴裳

しくらがは (叔羅河) 略解に、或人説を擧て、神名帳に、越前國大野郡篠座神社あり、叔羅はそこによと云り、十九に、天離云々、叔羅河奈頭左比派云々、又、叔羅河湍湍尋都追加我勢故波宇河波多々佐禰情奈具左爾

しけをか (茂岡) 跡見は、大和國城上郡にありて、今外山村と呼とぞ、茂岡は即其地にある岡にて、卷八に、跡見乃岳邊とある是なり、樹木の茂く生たてるによりて、岡名に負せたるなるべし、卷六に、跡見茂岡之松樹歌、茂岡爾神佐備立而榮有千代松樹乃歳之不知久

しだ (斯太) (思太) など書り、和名抄に、駿河國志太郡とあり、今藤枝驛の南、瀬戸川と云川邊に、志太村と云ありと云り、○(浦) 十四に、斯太能守良乎阿佐許求布禰波與志奈之爾許求良米可母與奈志許佐流良米、○(可牟思太) 此は上志太なり、上は、上賀茂下賀茂などの上なり、志太郡の地の形勢に、自上下ありて、上志太下志太と云るなるべし、既か部、かむしだ條に云り、十四に、都武賀野爾須受我於等伎許由可牟思太能等能乃奈可知師登我里須良思母

しだ (信太) 和名抄に、常陸國信太(志太)郡とあり、卷廿に、信太郡
したひやま (下檜山) 攝津國能勢郡にあり、攝津國風土記に、昔有三大神云云天津鰐、化爲鷲而下止此山、十人住者五人去、五人留、有久波乎者、來此山、伏下榎、而屆於神許、從此榎内通而禱祭、由是曰下榎山、とあり、卷九に、白玉之云々、下檜山下逝水乃云々
しつのいはや (志都乃石室) 本居氏、石見國邑知郡の山中に岩屋村といふ有て、其山をしつの岩屋と云て、甚大なる穴屋あり、高さ三十五六間ばかり、内甚廣し、里人の云傳に、大汝少彦名の神の

隠れ賜へる岩屋なりといふ、祭神をしつ権現と申すなり、こは正しく其里人の語所なり、此歌を以て、附會するやうなる所にはあらず、いと深き山奥にて、よそ人のしらぬ所なり、然ればしつの石室は、是なるべしと云り、なほ彼國人に間に、邑知郡出羽村の山の上に、岩屋あまたある、其中に小社を齋きて、大己貴少彦名の二神をまつれる、これ志都の石室なりと云り、卷三に、大汝少彦名乃將座志都乃石室者幾代將經

しづくのたる (師付之田井) 筑波山の麓に、今も平村とてありと云り、其地の田をいふ、田井はただ田なり、常陸風土記に、茨城郡云々、從郡西南近有河、謂信筑之川、源出自筑波之山、從西流東、歷郡中、入高濱之海、とあり、東鑑廿三に、常陸國志筑郡とも見えたり、卷九に、草枕云々、筑波嶺爾登而見者尾花落師付之田井爾云々

しでのさき (四瀝能埜) 神名帳に、伊勢國朝明郡志氏神社とある其處なるべし、谷川氏、今朝明郡羽津の西に、しでの崎しで野の名あり、志氏神社を、今しでの、社と云といへり、卷六に、後爾之人乎思久四瀝而埜木綿取之泥而將往跡其念

しなぬ (信濃) 國名なり、和名抄に、信濃(之奈乃)とあれど、濃をノと呼は、やゝ後なり、古は又とのみ呼りしなり、卷二に、水薦斯信濃乃眞弓吾引者字眞人佐備而不言常將言可聞、又、三薦斯信濃乃眞弓不引爲而弦作留行事乎知跡言莫君二、十四に、信濃奈流須我能安良能爾保登等藝須奈久許惠伎氣婆登伎須疑爾家里、又、信濃奈流知具麻能河泊能佐射禮思母伎彌之布美氏婆多麻等比呂波牟、○(路) 十四に、信濃道者伊麻能波里美知可里婆禰爾安思布麻之牟奈久都波氣和我世
しなぬのはま (信濃乃波麻) 越中國射水郡にある海濱の名にや、越後國にも信濃川といふあり、越

中越後共に信濃に隣ひたり、海川に信濃の名ある所山なるべし、夫木集に、越の海や信濃の濱の秋風、木曾の麻衣かりぞ鳴なる、とあり、〔頭註、東遊記、越後國新潟は、信濃川、其外の川と落ちて海に入にて、其國善光寺の邊にも既に大河なり、その所なり、此川を信濃川と云は、此川の水上は、信州岸川筑摩川六十里を経て、其間大小の川々流れ入故かくばかりの大河と成、〕十七に、故之能守美能信濃〔濱名也〕乃波麻乎由伎久良之奈我伎波流比毛和須禮底於毛倍也

しぬだ (小竹田) 和名抄に、和泉國和泉郡信太(臣太)とあり、臣太とあるは、や、後の唱にて、古は志奴多と呼しことは、此集にて證し、卷九に、古乃小竹田丁子乃妻問石菟會處女乃奧城叙此

しはつ (四極)(四八津)など書り、本居氏云、或人云、攝津國にて、今世住吉より東の方、喜連といふところへゆく道の間に、岡山のひき坂あり、是なり、雄略天皇紀に、十四年正月、吳國人の參れるところに、云々泊住吉津、是月爲吳客道、通磯齒津路名吳坂、とあり、今いふ喜連は、久禮を訛れるなり、此ところ住吉郡の東のはて、河内の堺にて、古は河内國葦川郡につきて、伎人郷といひし所なり、今も此道、西は住吉の東の門より、東の河内の柏原までとほりて、古に吳國人のとほりし道なりとかたりつたへたり、難波の古の圖を見るに、住吉社の南の方に、細江とて沿江ありて、そこにしはつと記したり、(已上)今難波古圖を照見るに、住吉社の北の方に、四八津山とあるせり、件の説はいさゝかたがへり、卷六に、從千沼回雨會零來四八津之泉郎綱手綱乾有沾將堪香聞、○〔山〕卷三に、四極山打越見者笠縫之島榜隱棚無小舟

しはつき (芝付) 和名抄に、相模國御浦郡御浦(美宇良)とありて、御宇良佐伎は、その崎なるべきにやといふ説あり、しかするときは、芝付といふも其處にあるにや、又陸奥國宮城郡に、志波彦神社といふありと云り、志波彦は芝付彦にて、地名によれる神名にやあらむ、さてその神の領給

ふ浦なる故に、御浦と云るならむかとも思はる、猶よく考べし、十四に、芝付乃御宇良佐伎奈流根都古具佐安比見受安良婆安禮古非米夜母

しはせやま (師齒追山) 未詳ならず、〔頭註、東海道名所圖繪、師齒追山、浮島原のかたはらにあり、土人オむなるしはせ山やまもいかに、〕芝山といふ、萬葉集に、荒熊之云々、夫木集に、あらくまのなれてかはげしかるらむ、(後嵯峨院)十一に、荒熊之住云山之師齒追山責而離問汝名者不告

しづたに (澁溪)(思夫多爾)(之夫多爾)など書り、越中國射水郡にあり、十六に、澁溪乃二上山爾驚曾子產跡云指羽爾毛君之御爲爾驚曾子生跡云、十九に、之夫多爾乎指而吾行此濱爾月夜安伎氏牟馬之未時停息、○〔磯〕十七に、馬並底伊射字知山可奈思夫多爾能伎欲吉伊蘇未爾與須流奈彌見爾、又、布治奈美波云々、之夫多爾能安里蘇乃佐伎爾云々、○〔崎〕十七に、伊美都河泊云々、之夫多爾能佐吉乃安里蘇爾云々、又、之夫多爾能佐伎能安里蘇爾與須流奈美伊夜思久思久爾伊爾之弊於毛保由、又、物能乃敷能云々、之夫多爾能佐吉多母登保理云々

しほつ (鹽津)(塩津)など書り、和名抄に、近江國淺井郡鹽津(之保津)神名帳に、近江國淺井郡鹽津神社とあり、諸州めぐりに、凡淡海の湖は、瀬田より貝津まで南北廿里、東西の廣き所九里あり、今津と佐和山の間東西最廣し、湖の北の濱は、西は貝津、中は大浦、東は鹽津なり、此三所皆湖邊に民家ある所にて、此の山を隔て、越前に隣れりと云り、〔頭註、類字集に、越前〕卷九に、高島之足利湖乎傍過而塩津菅浦今者將榜、○〔山〕卷三に、鹽津山打越去者我乘有馬會爪突家戀良霜、〔頭註、今、知らむゆききになれて鹽津山世にふる道はからき物ぞと、(紫式部)新後撰、あさほらけひかたなかけて鹽津山吹こす風につもる白雪、(津守國助)〕

しほつ (塩津) 未詳ならず、既くあ部、あぢかま條にも出せり、十一に、味鎌之塩津乎射而水手船之名者謂手師乎不相將有八方

しほのや (塩屋) 和名抄に、下野國鹽屋(之保乃夜)郡とあり、卷廿に、塩屋郡
しま (志麻) 國名なり、卷六に、御食國志麻乃海部有之眞熊野之小船爾乘而與部傍所見
しま (島) 和名抄に、筑前國志摩郡志摩、とあり、卷四に、山跡道之島乃浦廻爾緣浪間無牟吾
戀卷者

しま (志滿) (島) など書り、大和國平群郡にあり、卷五に、根美可由伎氣那我久奈理努奈良遲那留
志滿乃己太知母可牟佐飛仁家理、○(山) 卷九に、島山乎伊往廻流云々

しま (島) 大和國高市郡にて、日並所知皇子尊の宮殿ありて、島宮と申し、地なり、天武天皇紀に、
十年秋九月丁酉朔辛丑、周芳國貢赤龜、乃放三島宮池、とある、これ即島宮池なり、帝皇編年に、
飛鳥岡本宮島東岡地也、或物に、岡本宮、橋寺東逝廻岡、即今岡寺地也、などありて、橋寺のあた
りなるが故に、橋之島宮とも、橋之島ともよめり、卷二に、御立爲之島乎見時庭多泉流、涙止曾
金鶴、又、御立爲之島乎母家跡住鳥毛荒備勿行年替左右、卷七に、不時斑衣服欲香島針原
時二不有軻、卷十に、思子之衣將摺爾爾保比與島之榛原秋不立友、卷七に、橋之島爾之居者河遠
不曝縫之吾下衣、○(宮) 卷二に、島宮勾乃地之放鳥荒備勿行君不座十方、又、高光我日皇子
乃萬代爾國所知麻之島宮婆母、又、橋之島宮爾者不飽鴨佐田乃岡邊爾侍宿爲爾往、○(御門)
卷二に、高光吾日皇子乃伊座世者島御門者不荒有益乎、又、且日照島之御門爾鬱悒人音毛不爲者
眞浦悲毛、○(御階) 卷二に、所由無佐太乃岡邊爾反居者島御橋爾誰加住舞無
しまのぬ (司馬乃野) 大和國吉野郡なり、夏箕、宮瀧、國栖、西河と吉野川の流れ廻れる内に、島
といふべき地は多ければ、其中に、島の野と名に負せたる處ありて云るなるべし、十三に、島傳

雖見不飽三吉野乃瀧動々落白浪、とある島は、地名にてはなけれども、其河に邊たる地を、島と
云るなれば、今も其川に邊たる處の野を、島の野といへるを知べし、卷十に、國栖等之春榮將採司
馬乃野之數君麻思比日

しまくまやま (島熊山) 未詳ならず、十二に、玉勝間島熊山之夕晚、獨可君之山道將越

しもつけぬ (之母都家野) (志母都家努) など書り、國名なり、十四に、之母都家野美可母乃夜麻能
許奈良能須麻具波思兒呂波多賀家可母多牟、又、志母都家努安素乃河泊良欲伊之布麻受蘇良由登伎
奴與奈我已許呂能禮

しもつふさ (下總) 國名なり、十四、二十に、下總

しらかみのいそ (白神之磯) 紀伊國にあり、未詳を詳に知ず、國人に尋ぬべし、卷九に、湯羅乃前
塩乾爾爾良志白神之磯浦箕乎敢而撈動

しらすき (白崎) 本居氏云、紀伊國日高郡衣奈庄衣奈浦の東南の方に、衣奈八幡といふある、その
社の縁起に、白崎といふこと見えたり、卷九に、白崎者幸在待大船爾眞梶繁貫又將願

しらね (思良爾) 未詳ならず、越之白峯なるべきかの考ありて、既くこ部こなのしらね條に云り、
十四に、等保斯等布故奈乃思良爾爾阿抱思太毛安波乃徹思太毛奈爾已曾與佐禮

しらやま (之良夜麻) 未詳ならず、これも越之白山なるべきにや、東歌なれど、所由ありて、越國
へ行たる男のよめるなるべし、十四に、多久夫須麻之良夜麻可是能宿奈徹杼母古呂賀於曾伎能安路
許會要志母

しらすき (新羅) (新羅奇) など書り、蕃國なり、十五に、多久夫須麻新羅邊伊麻須伎美我目乎家布可

安須可登伊波比呂麻多牟、又、新羅奇傲可伊傲爾可加反流由吉能之麻由加牟多登伎毛於毛比可禰都母、十六に、塔楯云々新羅斧墮入和之云々、○〔國〕卷三に、塔角乃新羅國從云々

しるはのいそ (志留波乃伊宗) 遠江國葦原郡に、今白羽村といふありて、シロワと唱へて、海邊なるよし、主税式に見えたる白羽牧なるべし、岡部氏東歸云、しるはの磯も、天龍川の東南にて、横すがといへる所にちかし、昔ゆきて見たりしに、あら海の中に、巖のはるくど磯よりならびいでて、しほのひぬれば、馬の脊の如くつゞきて數々見ゆ、里人は、七十五疋のこまがたといひならはし、其所の神を、こまがたの明神とぞいふなる、かの遠江などて、舟人の手向しかしこしとするは、此巖にあたる波のあらきによりてなり、卷廿に、等倍多保美志留波乃伊宗等爾閑乃宇良等安比且之阿良婆已等母加由波牟、

しをぢ (之乎路) 神名帳に、能登國羽昨郡志乎神社、とあり、其地の道路を云るなり、古今集に、しをの山さしでの磯とよめるも、其所の山なるべし、平家物語に、都合共せい三萬よき、能登越中のさかひなる、しをの山へぞむかはれる、十七に、之乎路可良多太古要久良婆波久比能海安佐奈藝思多理船梶母我毛、

○す部

すがしま (酢峨島) 次下に出せる菅浦は、近江國淺井郡と見ゆれば、酢峨島は即菅島にて、同處なるにやあらむ、又略解には、或人の説に、阿波と紀伊との間に、今すが島といふありともいへりとあり、猶考べし、十一に、酢峨島之夏身乃浦爾依浪間文置吾不念君、

すがうら (菅浦) 近江國淺井郡鹽津のあたりに在なるべし、卷九に、高島之足利湖乎撈過而鹽津

菅浦今者將榜、

すかのやま (須加能夜麻) 越中國射水郡にあるなるべし、源平盛衰記三十に、越中國須山川とある是なるべし、十七に、情爾波由流布許等奈久須加能夜麻須可奈久能未也孤悲和多利奈牟、

すがのあら (須我能安良能) 信濃國地名考に、伊奈郡阿智川の南に、今菅野村あり、野史曰、大穴持命、巡行此國、到坐阿羅野云々とあり、其處なるべし、十四に、信濃奈流須我能安良能爾保登等藝須奈久許惠伎氣婆登伎須疑爾家理、

すがはらのさと (須我波良能佐刀) 神名帳に、大和國添下郡菅原神社、諸陵式に、菅原伏見東陵、(纏向珠城宮御宇垂仁天皇、在大和國添下郡)菅原伏見西陵、(石上穴穗宮御宇安康天皇、在大和國添下郡)と見えたり、新拾遺集に、菅原やたえぬる法のとめて又おどろかす鐘の音哉、古今集に、いざこゝに我世はへなむ菅原や伏見のさとのあれまくもをし、卷廿に、於保吉宇美能美奈會已布加久於毛比都々毛婢伎奈良之思須我波良能佐刀、

すぎのぬ (温野) 越中國射水郡にあるなるべし、夫木集に、御獵する人やきくらむ温の野にさをどる雉子聲しきるなり、十九に、温野爾左乎騰流鳩灼然啼爾之毛將咒已母利豆麻可母、

すきた (次田) 抄に、筑前國御笠郡次田、とあり、古今集詞書に、源のさねが筑紫へ湯あみむとてまかりける時に云々、竹取物語に、くらもちの御子は、心たばかりある人にて、おほやけには、筑紫の國に湯あみにまからむとて、いとま申して云々などある、皆次田温泉なるべし、散木集に、わざの事はて、歸りけるに、すい田の湯のむかひに有ければ、立よりてあみむとはなけれど、足などをすゝぎてついでによめる、悲しさの涙と、もにわきかへるゆゑしきことをあみてこそくれ、と

あり、スモクに、次田温泉、

すさのいりえ (渚沙乃入江) (須沙能伊利江) など書り、神名帳に、紀伊國在田郡須佐神社、とあり、又和名抄に出雲國飯石郡須佐とあり、此内なるべし、又次に引十四未勘國の歌によれば、東國にも同地名あるにや、續古今集に、冬くればすさの入江のこもりぬも、風さむからしつらゝぬにけり、續後拾遺集に、みさごゐるすさの入江にみつ鹽の、からしや人に忘らるゝ身は〔類註、類字集に、攝津とす〕十一に、味乃住渚沙乃入江之荒磯松我乎待兒等波但一耳、十四に、阿知乃須牟須沙能伊利江乃許母理沼乃安奈伊伎豆加思美受比佐爾指天、

す、(珠洲) 和名抄に、能登國珠洲 (須々) 郡、神名帳に、能登國珠洲郡須々神社、などあり、十八に、珠洲乃安麻能於伎都美可未爾云々、○〔海〕 十七に、珠洲能宇美爾安佐比良伎之底許藝久禮婆奈我波麻能宇良爾都奇底理爾家里、

すじかゞは (鈴鹿河) 伊勢國鈴鹿郡の河にて名高し、詞花集に、五月雨の日をふるまゝに鈴鹿川八十瀬の浪ぞ音まさりける、十二に、鈴鹿河八十瀬渡而誰故加夜越爾將越妻毛不在君すはう (周防) 國名なり、卷四に、周防在磐國山乎將超日者手向好爲與荒其道

すま、(須麻) (爲間) など書り、攝津國矢田郡にあり、新古今集に、馴行は憂世なればやすまのあまの鹽焼衣間遠なるらむ、卷三に、須麻乃海人之鹽焼衣乃藤服間遠之有者未著穢、卷六に、爲間乃海人之鹽焼衣乃奈禮名者香一日母君乎忘而將念、十七に、須麻比等乃海邊都禰佐良受夜久之保能可良吉戀乎母安禮波須流香物

すみのえ (住吉) (墨吉) (清江) (墨江) (須美乃延) (須美乃江) など書り、和名抄に、攝津國住

吉須三與之郡、とあり、須美與之といふは、文字につきて、後に唱へ訛れるものにて、奈良朝の比までは、須美能延とのみ云しなり、古今集に、住よしとあまはつぐともながるすな、といふ歌あれば、その前後より住與之とは云そめしなるべし、攝津國風土記に、所_ヨ以稱_ニ住_ニ吉_者、昔息長足比賣天皇、世、住吉大神現出而巡行天下、覓_ニ可_レ住_ニ國、時到_ニ沼_名標_之長岡前_之、乃謂_ニ斯_實可_レ住_ニ國、遂讚稱之云_ニ眞_住吉_之國、乃是定_ニ神社、今俗略之直稱_ニ須美_乃江、とあり、難波の古圖を見るに、住吉の岸の北、三津松原の南の間を、長岡と記して、其は今東生郡に屬たれど、上古は住吉社のあたりよりかけて、長岡と稱しなるべし、卷一に、嚴打安良禮松原住吉之弟日娘與見禮常不飽香聞、卷二に、暮去者鹽滿來奈武住吉乃淺香乃浦爾玉藻刈手名、卷三に、墨吉乃得名津爾立而見渡者六兒乃泊從出流船人、卷六に、住吉乃粉濱之四時美開藻不見隱耳哉戀度南、卷七に、住吉爾去云道爾昨日見之戀忘貝事二四有家里、又、住吉之名兒之濱遊爾馬並而玉拾之久常不所忘、又、住吉之遠里小野之眞榛以須禮流衣乃盛過去、又、住吉波豆麻君之馬乘衣雜豆臘漢女乎座而縫衣叙、又、住吉出見濱柴園刈會屋未通女等赤裳下圍將往見、又、墨吉之淺澤小野之垣津幡衣爾摺著將衣日不知毛、十一に、住吉乃津守綱引之浮能緒乃得干蛟將去戀管不有者、十二に、住吉之敷津之浦乃名告藻之名者告而之乎不相毛恠、十六に、縁子之云々、墨江之遠里小野之云々、又、墨江之小集樂爾出而宿爾毛已妻尙乎鏡登見津藻、十九に、住吉爾伊都久祝之神言等行得毛來得毛船波早家無、○〔神〕 卷六に、王云々住吉乃荒人神云々、十九に、虛見都云々、墨吉乃吾大神神云々、卷廿に、大王乃云々須美乃延能安我須賣可未爾云々、○〔御津〕 此はいはゆる難波の御津と異れり、難波の御津は西成郡なり、これは住吉郡なり、さて集中、住吉に三津と云るは、たゞこの一首のみ

なれば、よくせずば難波の御津とまがふべし、古事記下仁德天皇條に、此天皇之御世云々、又定墨江之津、と見え、書紀雄略天皇卷に、十四年春正月、身狹村主青等、共吳國使將吳所獻手末才伎云々等、泊於住吉津云々、とある、此にて、津を稱て御津と云たるなり、又書紀に、神功皇后新羅より歸ります時、御船攝津國牟古水門に入給はむとするに、御船廻りて不進とき、底筒男中筒男表筒男、三神誨給はく、吾和魂居大津、淳中倉之長峽、使因看往來船、於是隨三神教、以鎮坐焉、則平得度、海、とある、大津は即この三津なり、淳中倉之長峽は、件に引る風土記の沼名標之長岡にて、住吉社の前より北の方、東生郡、今の長岡かけて呼るなるべし、さて遣唐使は、住吉大神を拜祭ること、いみじく嚴重なりければ、奈良京より難波に下り、難波より陸路を経て、住吉大神を拜み、さてその津より發船せしならはしなりしときこえたり、十九に、慮見都云々住吉乃三津爾船能利云々、○〔里〕卷十に、住吉之里得之鹿齒春花乃益希見君相有香聞、○〔小田〕卷七に、住吉小田刈爲子賤鴨無奴雖在妹御爲秋田刈、○〔岸〕卷三に、清江乃木〔師〕笑松原遠神我王之幸行處、卷六に、白浪之千重來緣流住吉能岸乃黃土粉二寶比天由香名、又、馬之步、押止駐余住吉之岸乃黃土爾保比而將去、卷七に、悔毛滿奴流鹽鹿墨、江之岸乃浦回從行益物乎、又、目頗敷人乎吾家爾住吉之岸乃黃土將見因毛欲得、又、假有者拾爾將往住吉之岸因云戀忘貝、又、馬雙而今日吾見鶴住吉之岸之黃土於萬世見、又、墨江之岸之松根打曝緣來浪之音之清霜、卷十に、住吉之岸乎田爾壑蒔稻秀而及刈不相公鴨、十一に、住吉之城師乃浦箕爾布浪之數、妹乎見因欲得、十二に、住吉乃崖爾向有淡路島柯恰登君乎不言日者無、十六に、墨之江之岸之野榛丹穗所經迹丹穗葉寐我八丹穗氷而將居、〔舊本岸之野榛を、岸野之榛と作り、今改、〕○〔濱〕卷三に、印

結而我定義之住吉乃濱乃小松者後毛吾松、卷六に、鯨魚取云々四良名美乃五十開回有住吉能濱、十一に、住吉之濱爾緣云打背貝實無言以余將戀八方、卷廿に、須美乃江能渡麻末都我根乃之多婆倍、且和我見流乎努能久佐奈加利會爾、○〔沖〕卷七に、住吉之與津白浪風吹者來依留濱乎見者淨霜、すみのえ、〔墨江〕丹後國與謝郡管川と云處にあり、書紀雄略天皇卷に、二十二年秋七月、丹波國餘社郡管川入水江浦島子云々、とありて、丹後國風土記には、與謝郡日量里、此里有三筒川村云々、名云三筒川嶋子云々、と見えたり、書紀に丹波國とあるは、和銅六年に、丹波國五郡を割て丹後國を置れて後、與謝郡は丹後に屬たればなり、さて墨江といふ處の、管川村にあるよしは、浦島子傳といふものに、龜比賣の詞に、我成天仙生蓬萊宮之中、子作地仙遊於澄江波上云々、といひ、また島子乘舟眠自歸去、忽以致故鄉澄江浦、云々とあるにていちじるし、しかるを本朝神仙傳、世本日本後紀等に、浦島子者丹後國水江浦人也云々、としるしたるは、みだりなり、これは水江をスミノエとよみて、墨吉とひとつと心得て、地名と思へるか、水江はミツノエにて、浦島子が氏なること、書紀をはじめて著しきを、さばかりのことをだに、辨別ざりしこそかたはらいたけれ、又水江は、訓もスミノエならぬことは、風土記の歌に、美頭能叡、とあるにても、混淆なきことなるをや、さて此集の後、浦島子がことを歌によめるはめづらしからぬを、其中にやふるくは、續後紀十九、興福寺僧等が長歌に、故事爾云語來留、澄江能淵爾釣世志、皇之民浦島子加云々、とあり、これも淵は瀛などの誤にて、オキなるべきにや、かくてこの浦島子がことを、外國のかの蓬萊山の説どもに云る故事に附會せて云ることども、みな浮たる説のみにして、さらに信用るに足ざるよし、既に萬葉古義、さては南京遺響などの書に委しく説たれば、こゝには略きつ、卷九に、春

日之云々 墨吉爾還來而云々、○〔岸〕 卷九に、春日之霞、時爾墨吉之岸爾出居者云々、すみさか (住坂) 大和國宇陀郡にあり、書紀神武天皇卷に、天皇 陟ニ 彼葦田高倉山之嶺、時爾墨吉之域中、時國見岳上則有八十梟帥、又墨坂置 熾炭、其墨坂之號山、此而起也、と見えたり、卷四に、君家爾吾住坂乃家道乎毛吾者不忘命不死者

すみだがはら (角田河原) 大和國宇智郡と、紀伊國伊都郡との堺なり、待乳峠に隣れる處に、須田が城といふありて、須田高橋が古城なりといへり、この須田、古の角田なるべし、さて類聚抄には、角田河原の河字なし、それによれば、スミダノハラとも訓べし、又河原とあるも、河は借字、之の意にて、角田之原なるべし、待乳山に小川あるによりて、河原とのみ誰も心得つめれど、河字には泥むべからず、たゞ原と見べし、卷三に、亦打山暮越行而廬前之角田河原爾獨可毛將宿、(田字、舊本には太と作り、今は拾穂本に従)

するが (駿河) (須流河) など書り、國名なり、卷三に、燒津邊吾去鹿齒駿河奈流阿倍乃市道爾相之兒等羽裳、又、天地之云々駿河有布士能高嶺乎云々、又、奈麻余美乃云々駿河有不盡能高峯者云々、十一に、吾妹子爾相縁乎無駿河有不盡乃高嶺之燒管香將有、○〔國〕 卷三に、奈麻余美乃云々打縁流駿河能國與云々、○〔嶺〕 卷三に、和伎米故等不多利和我見之字知江須流須流河乃爾良波苦不志久米阿流可、○〔海〕 十四に、駿河能字美於思敵爾於布流波麻都豆良伊麻思乎多能美波播爾多我比奴、〔頭註、新拾遺、つらかれと駿河の海のは〕 〔まつらくるよはまにに人ぞなりゆく〕 する (末) 和名抄に、上總國周准(季)郡、とあり、卷九に、水長鳥云々 梓弓末乃珠名者云々 するのほらぬ (末之腹野) 日本後紀に、延暦十六年冬十月戊寅、遊獵于陶野、十八年九月己亥、遊

獵於陶野、など見えたる陶か、腹野は原野なるべし、しからは山城國宇治郡山科なり、又書紀崇神天皇卷に、於茅渟縣陶邑、得大田々根子而貢之、とある陶邑の原野をいへる、かしからは和泉國なり、茅渟は、書紀に河内國泉郡とあれど、靈龜二年三月、割河内國大鳥日根兩郡、置和泉國と見えて、今は和泉國なり、又略解には、大和國添上郡陶の原野なるべしと云り、未其考る所をしらず、又本居氏は、末之と云までは序にて、腹野地名にはあるべき、古事記に、弓腹振立而云云、此集十三に、梓弓弓腹振起云々、などありて、古弓の末に腹と稱くる所の有し故に、末之腹とは連けたるなり、と云り、もし腹野を地名とするときは、其地は何處ならむ、詳ならず、和名抄に、遠江國佐野郡幡羅、と見えたる、其地とは定めがたけれど、此歌なるも、腹と云が地名にて、其野をいへるにもあらむ、十一に、梓弓末之腹野之鷹田爲君之弓食之將絶跡念覆屋

○せ部

せと (迫門) (湍門) など書り、和名抄に、薩摩國出水郡勢度、とあり、卷三に、隼人乃薩摩乃迫門乎雲居奈須遠毛吾者今日見鶴鴨、卷六に、隼人乃湍門乃磐母年魚走芳野之瀧爾尙不及家里

せとのさき (湍門之崎) 播磨國揖保郡より、淡路島へわたる間の迫門なるべし、十二に、室之浦之湍門之崎有鳴鳥之磯越浪爾所沾可聞

せのやま (勢能山) (背乃山) (背之山) など書り、紀伊國那賀郡にあり、書紀に、孝德天皇二年、詔曰、凡畿内東自名壑横川以來、南自紀伊兄山以來、(兄此云制) 西自赤石櫛淵以來、北自近江狹々波相坂山以來、爲畿内國、とあり、卷一に、此是倭爾四手者我戀流木路爾有云名二負勢能山、卷三に、梓領巾乃懸卷欲寸妹名乎此勢能山爾懸者奈何將有、又、宜奈倍吾背乃君之負來爾之

此勢能山乎、妹者不喚、又、眞木葉乃之奈布勢能山之奴波受而吾超去者木葉知家武、卷七に、勢能山
爾直、向妹之山事聽屋毛打橋渡、又、妹爾戀余越去者勢能山之妹爾不戀而有之乏左、又、人在者
母之最愛子曾麻毛吉木川邊之妹與背之山、又、吾妹子爾吾戀行者乏雲並居鴨妹與勢能山、卷九
に、勢能山爾黃葉常敷神岳之山黃葉者今日散濫、十三に、木國之濱因云云、妹乃山勢能山越而云
云、○〔妹背之山〕卷四に、後居而戀乍不有者木國乃妹背乃山爾有益物乎、卷七に、麻衣著者夏櫻
木國之妹背之山二麻蔭吾妹、又、大穴道少御神、作、妹勢能山、見、吉

せのうみ (石花海) 駿河國富士郡富士山にあり、都氏富士山記に、頂上有平地、廣一許里、其頂中
央窪下、體如炊甑、甑底有三神池、池中有大石、云々、窺其甑底一如湯沸騰、其在遠望者常見三
煙火、亦其頂上、匝池生竹青紺柔悞、とある、神池をいふにやともおもはるれど、石花海は、頂
上なるにはあらねば、それとは別なるべし、かの神池は、いはゆる不盡の高根の鳴澤なるべし、世
に此集をとく人、石花海を鳴澤のことなりとするは、ひがことなるべし、但し池ならむからに、海
とはいふまじとはならず、荒山中に海をなすかともいへるも、池を云れば、其には妨なし、石花
海は、頂上を一二里ばかり、乾の方に去てありしとおもはるゝは、三代實錄に、貞觀六年五月廿五
日、駿河國富士郡大山、其勢甚熾燒山、方一二許里、西北有木栖水海、所燒巖石流埋海中、同年
六月十七日、甲斐國言、駿河國富士大山忽有暴火、木栖并剗兩水海、水熱如湯魚鼈皆死、百姓居
宅與海共埋、兩海以東亦有水海、名曰河口海、(口當作合)火焰赴向河口海木栖剗等海、未
燒埋之前地大震動云々、七年十二月九日、異火之變于今未止、遣使者檢察、埋剗海千許町、と
あるにて、そのありしところをしるべく、又かの貞觀の暴火によりて、いたく埋もれしをも知べし、

さてその後日本紀略に、承平七年十一月、甲斐國言、駿河國富士山神火埋水海、と見えたる、此承
平の火にて、水海は絶しにやあらむ、今世に、富士蓮肉といふものを出す沼のあるは、かの水海ど
もの、かたばかり沼となりて遺れるなるべし、仙覺抄に、富士山の麓には、山をめぐりて、八の海
ありとなむ申す、石花海とは、かの八の海の其一なりと云る、實に當昔は多くの水海ありけむなる
べし、剗海を石花海とかけるは、和名抄に、兼名苑註云、石花、(花或作華)、二三月皆紫舒花、附石而
生、故以名之、和名勢、とあるを、かりてかけるなり、卷三に、奈麻余美乃云々、不盡能高嶺者云
云、石花海跡名付而有毛彼山之堤有海會云々、

○そ部

そがのかはら (宗我乃河原) 神名帳に、大和國高市郡宗我坐宗我都比古神社、(並大、月次新嘗)と見
ゆ、今も飛鳥里の西北に宗我村ありて、そこに河あり、即檜隈川の末流なりといへり、續古今集に
千鳥鳴そがの川風身にしみてま菅片しきあかすよはかな、十二に、眞菅吉宗我乃河原爾鳴千鳥間無
吾背子吾戀樂者
そのき (彼杵) 和名抄に、肥前國彼杵(會乃岐)郡、とあり、卷五に、肥前國彼杵郡

萬葉集名處考卷之四

○た部

たかきのやま (高城乃山) 大和國吉野郡にある高山なり、新拾遺集に、みよし野の高城の櫻咲ぬらし空よりかゝる岑のしら雲、夫木集に、夕附日さすや高城の山櫻花のひかりぞ空にうつるふ、天の原見れば高城の山櫻空にたなびく雲はこれかも、卷三に、見吉野之高城乃山爾白雲者行憚而棚引所見

たかきた (高北) 美濃國惠奈郡泳宮のあたりの總名なるべし、十三に、百岐年云々高北之八十一隣之宮爾云々

たかしのはま (高師能濱) 神名帳に、和泉國大鳥郡高石神社、と見えたり、其地の海濱なり、大日本靈異記に、和泉國海中云々、泊于高脚濱云々、とあり、書紀垂仁天皇卷に、高石池とあるも同地なり、持統天皇卷に、河内國大鳥郡高脚海、とあるは、和泉國を置られざりし前は、大鳥郡は、河内國なりければ、しかるるされたるなり、靈龜二年、割河内國大鳥日根兩郡、置和泉國、と見えたるを思ふべし、高師の濱を、今は高いしと里の名に呼り、其わたり今は濱寺といひて、松原立はえしまさごぢありて、いと清き濱邊なりと、秋成いへり、さて左の歌は、難波へ幸し、時よめる趣なれど、隣國へは幸もありけむ、又從駕の人の行到て、よみし類も多ければなるべし、但し攝津志に、住吉郡高師濱塚北莊、呼曰高洲七度即此、とありて、即左の歌をも引り、されどおぼつかなし、

又後世名所を集めたるものに、高師の濱を難波に在と云るは、左の歌によりて、闇推にいへるにはあらざるか、されば高師てふ地は、難波の古き圖かける物にも見えざるをや、〔頭註類字集に〕卷一に、大伴乃高師能濱乃松之根乎枕宿村家之所偲由

たかしき (多可之伎) (多可思吉) など書り、續後紀十三に、承和十年八月戊寅、太宰府言、對馬島上縣郡竹敷崎防人等申云、云々、十五に、多可之伎能母美知乎見禮婆和藝毛故我麻多牟等伊比之等伎曾伎爾家流、又多可思吉能字敵可多山者久禮奈爲能也之保能伊呂爾奈里爾家流香聞、又、多可思吉能多麻毛奈婢可之已藝低奈牟君我美布爾乎伊都等可麻多牟、○〔浦〕十五に、多可思吉能宇良未能毛美知和禮由伎且可敵里久流末低知里許須奈由米

たかしま (高島) (竹島) など書り、和名抄に、近江國高島 (太加之萬) 郡、とあり、續後撰集に、高島のかち野の原に宿とへば今日やはゆかむ遠の白雲、卷三に、何處吾將宿高島乃勝野原爾此日暮去者、卷七に、大御舟竟而佐守布高島之三尾勝野之奈伎左思所念、又、何處可舟乘爲家牟高島之香取乃浦從已藝出來船、又、竹島乃阿戸河波者動友吾家思五百入鈍染、(河字、舊本白に誤、) 卷九に、高島之阿渡河波者驟鞞吾家思宿加奈之彌、又、足利思代榜行舟薄高島之足速之水門爾極爾濼鴨、又、高島之足利湖乎榜過而摠津菅浦今者將榜、○〔磯〕卷七に、夢耳繼而所見乍竹島之越磯波之敷布所念、○〔山〕卷九に、客在者三更刺而照月高島山隱惜毛

たかま (高間) 大和國葛上郡にあり、卷七に、葛城乃高間草野早知而標指益乎今悔拭
たかまと (高圓) (高松) (多可麻刀) (多加麻刀) など書り、大和國添上郡にあり、卷六に、眞葛延云云、高圓爾鸞鳴沼云々、卷廿に、多可麻刀能乎婆奈布伎故酒秋風爾比毛等伎安氣奈多太奈良受等

母、又、安麻久母爾可里會奈久奈流多加麻乃能波疑乃之多婆波毛美知安倍卒可聞、○〔宮〕此は聖
 武天皇の離宮なり、卷廿に、宮人之蘇泥都氣其呂母安伎波疑爾仁保比與呂之伎多加麻刀能美夜、又、
 多可麻刀能宮乃須蘇未乃努都可佐爾伊麻左家流良武乎美奈弊之波母、又、多加麻刀能努乃宇倍能美
 也婆安禮爾家里多々志々伎美能美與等保會氣婆、又、多加麻刀能乎能宇倍乃美也波安禮奴等母多々
 志々伎美能美奈和須禮米也、○〔山〕卷二に、梓弓云々立向高圓山爾云々、卷六に、搗高乃高圓
 山乎高彌鴨出來月乃暹將光、又、大夫之高圓山爾迫有者里爾下來流牟射佐妣會此、卷八に、春雨乃
 敷布零爾高圓山能櫻者何如有良武、又、春日野爾鐘禮零所見明日從者黃葉頭刺牟高圓乃山、又、
 叮嚀云々高圓乃山爾毛野爾母云々、卷十に、里異霜者置良之高松野山司之色付見者、又、暮去者
 衣袖寒久高松之山木每雪會零有、○〔野〕卷二に、高圓之野
 邊秋芽子徒開香將散見人無爾、又、(或本)高圓之野邊乃秋芽子勿敢禰君之形見爾見管思奴幡武、
 卷八に、高圓之野邊秋芽子此日之曉露爾開兼可聞、又高圓之野邊乃容花面影爾所見乍妹者忘不
 勝裳、卷十に、春霞田菜引今日之暮三伏一向夜不穢照良武高松之野爾、又、吾衣摺有者不在高松
 之野邊行之者芽子之摺類會、又、秋風者日異吹奴高圓之野邊之秋芽子散卷情裳、又、鷹之鳴乎爾鶴
 奈倍爾高松之野上之草會色付爾家留、卷廿に、乎美奈弊之安伎波疑之努藝左乎之可能都由和氣奈加
 牟多加麻刀能野會、○〔邊〕卷十に、春鴉鳴高圓邊丹櫻花散流歷見人毛我裳、○〔嶺〕卷十に、高
 松之此峯迫爾笠立而盈盛有秋香乃吉者

たかはし (高橋) 大和國山邊郡にて、いはゆる布留川にわたせる高橋なり、振のことは、ふ部ふこ
 條に委しくいふべし、書紀武烈天皇卷影媛歌に、伊須能箇瀨屢鳴須擬底舉慕摩矩羅花箇播志須擬

云々、とも見えたり、崇神天皇卷に、八年夏四月、以三高橋邑人活日云々、とあるを見れば、上古
 より、彼高橋名高くて、邑名にも負せたるなるべし、十二に、石上振之高橋高々爾妹之將待夜會深
 去家留

たかはぬ (誰葉野) (竹葉野) 未詳ならず、和名抄に、山城國綴喜郡多河、豊前國田河郡、あり、延
 喜式にも、豊前田河驛、と見ゆ、これらの地の野をいへるにや、又出羽國田川郡田川、壹岐國壹岐
 郡田川、などとも、和名抄に見えたり、〔頭註、諸州めぐり、和泉國日根、郡田川、此所商船の港なり〕十二(或本)に、誰葉野爾立志
 奈比垂菅根惻憶誰故吾不戀、十一に、妹之髮上〔小竹葉野之放駒蕩去家良思不合思者〕

たかには (高庭) 安藝國佐伯郡にあり、卷五に、安藝國佐伯郡高庭驛家
 たかはらの (竹原井) 河内國大縣郡にあり、續紀に竹原行宮見えたり、卷三に、上宮聖德皇
 子出遊竹原井之時

たかはま (高濱) 豊前國企救郡の濱なり、續後撰集太上天皇、來て見れば千代も經ぬべし高濱の松
 にむれるる鶴の毛衣、これは攝島下郡にありと、類字集に云り、十二に、豊國能聞乃高濱高々二君
 待夜等者左夜深來

たかぬはら (高野原) 續紀に、大和國添下郡佐貴郷高野山陵、とあり、卷一に、秋去者今毛見如妻
 戀爾鹿將鳴山會高野原之字倍

たかちほのたけ (多可知保乃多氣) 和名抄に、日向國臼杵郡智保、と見えたり、日向國風土記に、臼杵
 郡千鋪郷、天孫降臨時雲霧冥晦不辨三物色、天孫乃拔三稻穗、散之四方、忽開晴、因是名三曰
 千穗峯とあり、古事記に、詔天津日子番能邇々藝命而云々、天降坐于筑紫日向之高千穗之久士

布流多氣、書紀には、皇孫云々、天降於日向襲之高千穗峯矣、とあり、卷廿に、比左加多能云々多可知保乃多氣爾阿毛理之云々

たかつ (高津) 攝津國東成郡にあり、今の東高津村西高津村をすべて高津といひしなり、此處難波津の内にて、ことに高き地なるが故に、高津と呼しよしへど、攝津國風土記に、天稚彦天降時、屬之神、天探女乘磐船而至于此、磐船所泊故號高津、とあるは、地の高きによりていふにはあらで、高天原より天降り泊し地なる故に、津と名しこと、聞えたり、高はたゞ高きよしにはあらで天といふことなり、卷三に、久乃乃天之探女之石船乃泊師高津者、淺爾家留香裳、○〔宮〕此宮地は、今の東高津村なりといへり、攝津志に、東生郡大坂安國寺坂北有小祠、此其古蹤、一名難波宮、又大宮、又大郡宮、又忍照宮、とあり、(但し一名を大郡宮といへるは、みだり説なり、大郡は、書紀にもかたゞ見えなれど、高津宮と一なるべき由は、さらに見えず、と本居氏いへり、) 難波の古圖、今の大坂より南へ、住吉のあたりまで、長くつゞきたる岸ある、それ即難波津にて、岸の上なりけるによりて、高津と云なるべく、宮は、或人、今の大坂の内なりといへり、と古事記傳に云り、今世に、かうづを高津と書て、此大宮を、其處なりと云と、かうづは書紀にはゆる螺襲行宮なり、と谷川氏云り、古事記に、大雀命坐難波高津宮治天下也、書紀に、仁德天皇元年春正月、都難波、是謂高津宮云々、金葉集に、古のなにはの事を思ひ出て高津の宮に月のすむらむ、卷二に、難波高津宮 御宇 天皇代

たかつぬやま (高角山) 石見國にある山の名なり、郡未詳ならず、國人に問べし、續古今集に、爲氏、石見のやたこえくれて見たせば高角山に月ぞいざよふ、新後拾遺集に、後鳥羽天皇、石見瀧

高角山に雲晴てひれふる岑をいづる月かけ、卷二に、石見乃也高角山之木際從我振袖乎妹見都良武香、又、(或本)石見爾有高角山乃木間從文吾袂振乎妹見留鴨、又、(或本)石見乃海打歌山之木際從吾振袖乎妹將見香

たかや (高屋) 神名帳に、大和國城上郡高屋安倍神社あり、其地なるべし、書紀安閑天皇卷に、葬天皇于河内舊市高屋丘陵、とあり、諸州めぐりに、高屋敷の東に、安閑天皇の御陵あり、小山なり、松生たり、高屋の城跡の境内なりと云り、卷九に、黒玉夜霧立衣手高屋於罪穢麻天爾、たかつきのむら (高槻村) 山城國にあるなるべし、卷三に、速來而母見手益物乎山背高槻村散去、奚留鴨

たぎ (瀧) (多藝) など書り、美濃國當伎郡多度山の泉にて、後世までも、養老の瀧とて名高し、續紀に、元正天皇養老元年九月丁未、天皇行幸美濃國、甲寅、至美濃國、丙辰、幸當耆郡多度山美泉云々、甲子、車駕還宮、十一月癸丑、天皇臨軒詔曰、朕以今年九月到美濃國不破行宮、留連數日、因覽當耆郡多度山美泉、自盥手面、皮膚如滑、亦洗痛處、無不除愈、在朕之身、其驗、又就而飲浴之者、或白髮反黒、或頰髮更生、或闇目如明、自餘痼疾咸皆平愈云々、改靈龜三年、爲養老元年云々、十二月丁亥、令美濃國立春曉抱禮泉、而貢於京都、爲醴酒也、二年二月壬申、行幸美濃禮泉云々、と見えたり、さてこの地を、多藝と名に負るゆるよしは、件の美泉によりたることいぢるきを、古事記に、倭建命の到當藝野上之時詔者、吾心恒念自虛翔行、然今吾足不を得歩、成當藝斯形、故號其地謂當藝也、としるせるを見れば、地名の起は、美泉にはあづからぬことの如く聞ゆれど、彼記はいはゆる先代舊辭といふものを、多く主と載たれば、起

本の虚實にはかゝはらざることもまゝあれば、今決めてはいふべからざるなり、又實に倭建命の御言より起れるを、瀧泉はたゞ偶合することにもあるべし、難波御津は、もはら官船の津なるが故に、御津といへることはいちしるきを、かの御綱柏によれる名とすると同じ舊辭なり、古の諸國の風土記などはさらにて、すべて古書には、先代舊辭といふものを多くしたれば、一隅になづみては、かへりてもとのまことを誤失つことあるものなり、しかれども、古くよりかたりつたへたる古もの語には、ことごとく古意の主旨を存へたれば、大かたに見すぐすべしとはならず、もし大かたに見すぐすてあるべきことゝならば、浮たることのごとく聞ゆることを、ことごとくしく古書に記し傳ふべきにあらす、このこと余考あり、別に云べし、卷六に、從古人之言來流老人之變若云水會名爾貢瀧之瀨、○〔野〕卷六に、田跡河之瀧乎清美香從古宮仕兼多藝乃野之上爾

たぎのへ (瀧上) 淡路國なるべし、郡未詳ならず、卷三に、海若者云々淡路島磯隱居而云々瀧上乃淺野之雉云々

たぎのへ (瀧上) 大和國吉野郡なり、いはゆる宮瀧の上方を云、今宮瀧と云て、いにしへ行宮のありし跡なりと云り、卷三に、瀧上之三船乃山爾居雲乃常將有等和我念久二

たぎのみやこ (瀧之宮子) 大和國吉野郡にて、吉野離宮なり、宮の前即瀧なれば、かくいへり、卷一に、八隅知之云々珠水激瀧乃宮子波云々

たぎのみかど (多藝能御門) (太寸能御門) など書り、日並所知皇子尊の島宮の東御門にて、御池の激流ある方の御門なるが故に、かく名づけられたりけむ、卷二に、東乃多藝能御門爾離侍昨日毛今日毛召言毛無、又、一日者千遍滲入之東乃太寸(能)御門乎入不勝鴨

たぎのや (瀧屋) 山城國宇治郡にあり、今三室村といふにて、蜻蛉野の一名なり、と或人いへるよし、略解に見えたり、十三に、空見津云々瀧屋之阿後屋之原尾云々

たくしま (栲島) 和名抄に、出雲國島根郡多久、と見ゆ、其地にや、卷七に、未通女等之織機上乎眞櫛用搔上栲島波間從所見

たけち (高市) 和名抄に、大和國高市(多介知)郡、とあり、卷一に、高市崗本宮御宇天皇代

たけた (竹田) 神名帳に、大和國十市郡竹田神社、とあり、書紀神武天皇卷に、又皇師立語之處是謂三猛田、とある、これなり、類字抄に、山城とするは、非なり、續古今集に、今朝だにも夜をこめてとれ芹川や竹田の早苗ふし立にけり、これは山城にて別なり、○〔原〕卷四に、打渡竹田之原爾鳴鶴之間無時無吾戀良久波、○〔庄〕卷四、卷八に、竹田庄

たご (多古) (多胡) (多祜) など書り、越中國射水郡にあり、○〔島〕十七に、大王乃云々多古能之麻等比多毛登保里云々、○〔浦〕十九に、多祜乃浦能底左倍爾保布藤奈美乎加射之氏將去不見人之爲、又、伊佐左可爾念而來之乎多祜乃浦爾開流藤見而一夜可經、○〔崎〕十八に、多胡乃佐伎許能久禮之氣爾保登等藝須伎奈伎等余末婆波太古非米夜母

たご (多胡) 和名抄に、上野國多胡(胡音如レ吳)郡、とあり、續紀に、和銅四年三月辛亥、割ニ上野國甘良郡織裳韓級矢田大家、綠野郡武美、片岡郡山等(山等は、山奈を誤れるか)六郷、別置ニ多胡郡、と見えたり、又和名抄に、片岡郡多胡、と見えたるは、多胡郡を置れたるほど、この片岡郡なる郷名より、廣りたるなるべし、新續古今集に、葛を葉を吹夕風にうらぶれてたごの入野に鶉鳴なり、十四に、安我古非波麻左香毛可奈思久佐麻久良多胡能伊利野乃於久母可奈左母、○〔嶺〕十

四に、多胡能爾爾與西都奈波倍氏與須禮騰思阿爾久夜斯豆之會能可抱與吉爾

たこのうら (田兒浦)(田籠之浦)など書り、駿河國蘆原郡清見崎より東へ行ば、今薩埵坂といふ山の下の渚に、昔の道ありて、其處より向の伊豆の山の麓までの海、田兒浦なりといへり、卷三に、晝見騰不飽田兒浦大王之命、恐夜見鶴鴨、又、田兒之浦從打出而見者眞白衣不盡能高嶺爾雪波零家留、十二に、後居而戀乍不有者田籠之浦乃海部有申尾珠藻刈々

たこのよびさか (手兒乃欲妣左賀)(手兒乃欲婢佐可)など書り、手兒は、即件の田兒にて、呼坂は、かの薩埵坂なりと云り、紫式部日記にも、たこの呼坂とよめり、十四に、安豆麻治乃手兒乃欲妣左賀古要我爾氏夜麻爾可爾牟毛夜杼里波奈之爾、又、安都麻道乃手兒乃欲婢佐可古要氏伊奈婆安禮婆古非牟奈能知波安比奴登母

たごこえ (直超) 河内國河内郡にあり、古事記に、大長谷若建命、自日下之直超道幸行河内云々、本居氏云、此は倭の平群郡より、伊駒山の内、南方を超て、河内國に至り、若江郡を経て、難波に下る道にして、今世に暗峠と云是なり、さて今の日下村は、此道には非ず、や、北方なれども、久佐加と云名は、此坂より出て、古は此坂のあたりをも、日下とぞ云りけむ、さて此道近き故に、直超とは云なり、書紀神武天皇卷に、乃還更欲下東、踰膽駒山而入中州とあるも、此道のことなり、卷六に、直超乃此徑爾師旦押照哉難波乃海跡名附家良思裳

たちばな (橋) 大和國高市郡飛鳥の邊にあり、○(島) 卷二に、橋之島宮爾者不飽鴨佐田乃岡邊爾侍宿爲爾往、卷七に、橋之島爾之居者河遠不曝縫之吾下衣、○(寺) 此は元亨釋書十五に、推古十四年秋七月、帝請太子講勝鬘經、太子披袈裟、握麈尾、坐師子座、儀則如沙門、講已天雨

蓮華大三尺、帝大喜、即其地建伽藍、今橋寺是也、と見えたり、太子傳曆にも見ゆ、十六に、橋寺之長屋爾吾率宿之童女波奈理波髮上都良武可

たちばな (多知婆奈) 和名抄に、武藏國橋樹郡橋樹、(多知婆奈)とあり、其地なるべし、橋は葉の小ければ、橋之小葉と云かけたるにて、發句は枕詞にて、古波地名ならむかとも思へど、なほ多知婆奈も地名なるべし、十四に、多知婆奈乃吉婆之波奈里我於毛布奈牟已許呂宇都久志伊氏安禮波伊可奈

たちばな (多知波奈) 駿河國にある地名か、左の歌、駿河國防人部領使の進れる中なればなり、又多知波奈は地の名にあらず、美衣利ぞ地名にて、橋の實をえらぶ意に、いひかけたる枕詞にもあらむか、卷廿に、多知波奈能美衣利乃佐刀爾父乎於伎且道刀長道波由伎加且努加毛

たちやま (立山)(多知夜麻)など書り、卷十七に、此山者在新河郡也、と自註されたり、新河郡は越中國なり、今はたて山と云り、十七に、立山賦一首、安麻射可流云々、爾比可波能會能多知夜麻爾云々、又、多知夜麻爾布里於家流由伎乎登已奈都爾見禮等母安可受加武賀良奈良之、又、阿佐比左之云々、安麻會々理多可吉多知夜麻云々、又、多知夜麻爾布里於家流由伎能等許奈都爾氣受底和多流波可無奈我良等會、又、多知夜麻乃由吉之久良之毛波比都奇能可波能和多理瀬安夫美都加須毛 たつた (立田)(龍田)(裁田)(多都多)など書り、大和國平群郡にあり、卷四(一本)に君爾因言之紫乎龍田超三津之濱邊爾潔身四二山久、○(神) 此は神名帳に、大和國平群郡龍田坐天御柱國御柱神社二座、(並名神大、月次新嘗)又云、龍田比古龍田比賣神社二座、と見えたり、卷九に、吾去者七日不過龍田彦勤此花乎風爾莫落、○(山) 卷一に、海底與津白浪立山何時鹿越奈武妹之當見武、

卷五に、比等母禰能宇良夫禮遠留爾多都夜麻美麻知可豆加婆和周良志奈牟迦、卷六に自雲乃龍田山乃云々、卷七に、朝霞不止輕引龍田山船出將爲日者吾將戀香聞、卷九に、白雲之龍田山之云々、又、白雲之立當山乎云々、卷十に、鷹鳴乃來鳴之共韓衣裁田之山者黃始有、又、妹之紐解登結而立田山今許會黃葉始而有家禮、又、夕去者鷹之越往龍田山四具禮爾競色付爾家里、又、秋去者鷹飛越龍田山立而毛居而毛君乎思會念、十五に、大伴乃美津能等麻里爾布禰波呂々多都多能山乎伊都可故延伊加武、十七に、吉美爾餘里吾名波須泥爾多都多山絶多流孤悲乃之氣吉許呂可母、卷廿に、多都多夜麻見都々古要許之佐久良波奈知利加須疑奈牟和我可徹流刀禰、○〔路〕卷六に、白雲乃云々龍田道之邊乃路爾云々

たづなのほま (手綱乃濱) 未詳ならず、八雲御抄に、紀伊と註せさせ給へり、卷九に、遠妻四高爾有世婆不知十方手綱乃濱能尋來名益

たどかは (田跡河) 美濃國當岐郡にあり、養老の瀧なり、前のたぎ條に委く註せり、卷六に、田跡河之瀧乎清美香從 古宮仕兼多藝乃野之上爾

たどり (多籽里) 乎度能多籽里を、或本に、乎野乃多籽里とあれば、乎度は小野なり、度と奴と通はし云る例あり、志奴々に沾てを、志等々に沾てと云るなどそれなり、さて小野といふ郷は、上野國にこゝかしこにある趣、和名抄に見えれば、其内の小野といふ地を云るなり、多籽里も河の名なるべしと契沖云り、十四に、可美都氣乃乎度能多籽里我可波治爾毛兒良波安波奈毛比等理能未思

一氏 たなかみやま (田上山) 近江國栗本郡にあり、書紀神功皇后卷の歌にも見えたり、卷一に、八隅知

之云々 衣手能田上山之云々、十二に、木綿疊田上山之狹名葛在去之毛不今有十方、又、木綿裏(二云疊)白月山之佐奈葛後毛必將相等會念(白月は、田上を草書にて誤れるなりと云り)

たなくらのぬ (多奈久良能野) 左の歌の古註に、久邇京の時の歌のよし見えたるを思ふに、神名帳に、山城國綴喜郡棚倉孫神社とある地の野なり、十九に、手束弓手爾取持而朝獵爾君者立去奴多奈久良能野爾

たには (丹波) 國名なり、十二に、丹波道之大江山之眞玉葛絶牟乃心我不思

たふしのさき (手節乃崎) 和名抄に、志摩國答志郡答志郷とあり、續紀卷八に、分志摩國塔志郡五郷、始置佐藝郡、續後紀卷九に、志摩國塔志島と見えたり、多夫志と濁るは非なり、清て唱べし、卷一に、劍著手節乃崎二今毛可母大宮人之玉藻刈良武

たましま (玉島) (多麻之末) (多麻志末) (多麻斯麻) など書り、肥前國松浦郡にあり、書紀神功皇后卷に、夏四月、北、到火前國松浦縣、而進食於玉島里小川之側、云々、とあり、本居氏云、土佐風土記に、吾川郡玉島、或説云、神功皇后巡國之時御船泊之、皇后下島休息、磯際得二一白石、圓如二鶏卵、皇后安三于御掌、光明四出、皇后大喜、詔左右曰、是海神所賜白眞珠也、故以爲三島名、とあるに准へて思ふに、此松浦の玉島も、さるたぐひの由縁などありてや名づけ

む、卷五に、比等未奈能美良武麻都良能多麻志末乎美受且夜和禮波故飛都々遠良武、○〔川〕卷五に、多麻之末能許能可波加美爾伊返波阿禮騰吉美乎夜佐之美阿良波佐受阿利吉、又、麻都良奈流多麻之麻河波爾阿由都流等多々世流古良何伊弊遲新良受母、〔頭註、新千載、玉島や夕浪たかく〕○〔浦〕卷五に、麻都良河波多麻斯麻能有良爾和可由都流伊毛良遠美良牟比等能等母斯佐、○〔潭〕卷五に、

余以下暫往三松浦之縣遺遙聊臨三玉島之潭遊覽

たまえ (玉江) 攝津國島下郡にあり、新勅撰集に、三島江の玉江のまこもかりにだに聞てほどふる
さみだれのそら、卷七に、三島江之玉江之蘆乎從標之已我跡曾念雖未刈

たまのうら (玉之浦) 紀伊國牟婁郡那智山の下なる、紛白浦といふところより、十町ばかり、西南
にありと本居氏云り、夫木集に、大納言忠家、船出して今こそ見つれ玉の浦のはなれ小島の秋夜の
月、同衣笠内大臣、玉の浦はなれ小島の汐の間に夕あさりするたづぞ鳴なる、同公朝、汐かぜや遠
よる千島玉の浦のはなれ小島にともさそふ聲、卷七に、自荒磯毛益而思哉玉之浦離小島夢石見、
卷九に、吾戀妹相佐受玉浦丹衣片敷一鴨將寐

たまのうら (多麻能宇良) 備中國淺口郡にあり、十五に、奴波多麻能欲波安氣奴良之多麻能宇良爾
安佐里須流多豆奈伎和多流奈里、又、安佐散禮婆云々、多麻能宇良爾布爾乎等杼米引云々、又、多
麻能宇良能於伎都之良多麻比利做禮杼麻多會於伎都流見流比等乎奈美

たまづしま (玉津島) 紀伊國海部郡にあり、日本後紀、三代實錄等には、玉出島と書り、此に依て、
津を濁るべし、うつぼ物語の歌に、年を経て浪のよるてふ玉のをにぬきとどめなむ玉いづる島、と
よめり、〔頭註、諸州めぐり、玉津島の社は、和歌浦〕卷六に、安見知之云々、神代志然會尊吉玉津島夜麻、
卷七に、玉津島能見而伊座青丹吉平城有人之待問者如何、又、玉津島見之善雲吾者無京往而戀慕
思者、又、玉津島雖見不飽何爲而裏持將去不見人之爲、卷九に、玉津島磯之裏未之眞名(兒)仁文爾
保比(且)去名妹觸險

たま (多麻) 和名抄に、武藏國多磨(太波)郡(國府)とあり、○〔横山〕多婆川の上に、今横山村と

云有て、其あたり川にそひて、今道一里許つゞける山有て、横山と云とぞ、卷廿に、阿加胡麻乎夜
麻努爾波賀志刀里加爾巨多麻乃余許夜麻加志由加也良牟○〔川〕今多婆川と云とぞ、總國風土記に、
武佐志國多磨郡多磨河里人、作調布納内藏寮、十四に、多麻河泊爾左良須氏豆久利佐良左爾奈
仁曾許能兒乃已許太可之伎

たむのやま (多武山) 大和國十市郡にあり、書紀齋明天皇卷に、於田身嶺冠以周垣、(田身
山名、此云太務)とあり、今はたうの嶺といへり、後には談峰ともかけり、卷九に、椽手折多武山
霧茂鴨細川瀬波驟留

たむけ (手祭) (手向) など書り、大和國添上郡にて、即奈良山の峠をいへり、いづくにまれ、山坂
の頂上にては、神に手向をして、行路の平安らむことを祈るが故に、手向山と云なり、古今集竊旅
に、朱雀院の奈良におはしましける時に、手向山にてよめる、菅原朝臣、此たびは幣もとりあへず
手向山云々、とよみ給ひ、素性法師の、手向にはつづりの袖もあるべきに、とよめるも、此の奈良
の手向山なり、卷三に、佐保過而寧樂乃手祭爾置幣者妹乎目不離相見染跡衣、○〔山〕十二に、外
耳君乎相見而木綿牒手向之山乎明日香越將去

たむけのやま (手向乃山) 近江國滋賀郡にて、相坂山の峠をいへり、古今集序に相坂山に至りて手
向を祈り、とかけるは、此所なり、卷六に、木綿疊手向乃山乎今日越而何野邊爾廬將爲吾等
たむけ (多牟氣) 越中國礪波郡にて、即礪波山の峠なり、三代實錄に、元慶二年五月八日、授越中
國手向神從五位下、とあるは、こゝの手向に坐神にはあらざるか、十七に、安遠爾與之云々刀奈美
夜麻多牟氣能可味爾云々

たむら (田村) 大和國添上郡にあり、卷四に、田村大嬢、右大辨大伴宿奈麻呂卿之女也、卿居田村里、號曰田村大嬢、(田村大嬢、なほこ、かしこに出れど、異ならねば略きつ、) たいらきのやま (絶等寸笑山) 八雲御抄に、播磨と註せさせ給へり、左の歌、石河大夫の播磨國より京に上れる時、娘子におくれる歌なれば、さもあるべし、郡未詳ならず、卷九に、絶等寸笑山之岑上乃櫻花將開春部者君乎將思

たゆひがた (多由比我多) 未詳ならず、東國にある地名なるべし、十四に、多由比我多志保彌知和多流伊豆由可母加奈之伎世呂我和賀利可欲波牟

たゆひがうら (手結我浦) 神名帳に、越前國敦賀郡田結神社、とあり、其地の海の浦なり、卷三に、越海之云々、大夫乃手結我浦爾云々、又、越海乃手結之浦矣客爲而見者乏見日本思櫃

たるみ (垂水) (垂見) など書り、神名帳に、攝津國豊島郡垂水神社 (名神大、月次新嘗) とある其地なり、姓氏錄に、孝元天皇御世、天下旱魃河井涸絶、于時阿利眞公造高樋、以垂水四

山之基之令通水宮内、供奉御膳、天皇美其功、便賜垂水公姓、掌垂水神社、と見えたり、卷七に、命幸久吉石流垂水水乎結飲都、卷八に、石流垂見之上乃左和良妣乃毛要出春爾成

來鴨、十二に、石走垂水之水能早敷八師君爾戀良久吾情柄

たるひめ (垂姫) (多流比女) (多流比賣) など書り、越中國射水郡布勢水海の内に見ゆ、十九に、念度知云々垂姫爾藤浪咲而云々、〇〔浦〕十八に、多流比賣野守良乎許藝都追介敷乃日婆多奴之久安會敵移比都伎爾勢牟、又、多流比女能宇良乎許具夫爾可治末爾母奈良野和藝敵乎和須禮氏於毛倍也、〇〔崎〕十八に、可牟佐夫流多流比女能佐吉許伎米具利見禮登裳安可受伊加爾和禮世牟

〇ち部

ちえのうら (千江之浦) 未詳ならず、十一に、冷風之千江之浦廻乃木積成心者依後者雖不知

ちかのさき (智可能岬) 和名抄に、肥前國松浦郡值嘉(知加)とある地なり、古事記に、次生知詞

島亦名謂天之忍男、書記敏達天皇卷に、十二年冬十月、百濟參官等遂發途於血鹿、天武天皇卷に、三年夏四月、三位麻績王有罪流于因幡、一子流血鹿島、續紀聖武天皇紀に、捕獲廣嗣於松浦郡

值嘉島長野村、また廣嗣之船從知駕島發、三代實錄貞觀十八年三月、參議太宰權帥在原朝臣行平起請、分肥前國松浦郡庇羅值嘉兩鄉、更建三郡、號三上、近置值嘉島云々、貞觀儀式追儻

祭文に、穢久惡支疫鬼能、所々村々爾藏里隱布留乎波、千里之外四方之塚、東方陸奥、西方遠值嘉、南方土佐北方佐渡與里、乎知能所乎奈牟多知疫鬼之住加登定賜比行賜豆云々、など

あり、釋紀に、風土記を引て、更勅云、此島雖遠猶見如近可謂三近島因曰值嘉島、或有三

百餘近島、或有八十餘近島、と見えたり、後拾遺集に、ちかの浦に浪よせかくる心ちしてひるまな

くても暮しつるかな、本居氏云、此島は、今の五島、平戸などの島々を總稱するなるべし、五島平戸

は、肥前國の西北方の海より、西方へ遙に聯なりて、多くの島々ありて、今も松浦郡に屬り、歴史に見えたる趣も、大なる島と聞え、風土記に、數多くあるよし云るにも叶ひたればなり、(類字集と

いふ物に、筑前にあるよしいへるは、非なり、) 岬は、和名抄に、唐勻云、岬山側也、日本紀私記云、三佐木、とあり、卷五に、神代欲里云々阿庭可遠志智可能岬欲利云々

ちぐまのかは (知具麻能河泊) 和名抄に、信濃國筑摩(豆加萬)郡(國府)と見えたる、その郡にある河なり、豆加萬とあるは後の唱にて、元は知具麻なり、木曾路記云、鹽名田の町家七十許町の出

口の川を、筑摩川と云、名所なり、大河なり、小橋をわたせり、此川北へながれ、上田を通り川中島をめぐり、善光寺の半里わきを流れ、越後高田に出て海へ入るとぞ云り、扶桑略記に、光孝天皇仁和三年七月卅日、信濃國大山嶺崩、山河溢流、六郡城廬拂地漂流、牛馬男女流死成丘、と見えたる、これ筑摩川なるべし、さて信濃地名考には、千隈川は、佐久郡金峰山の陰に出、としるせり、それより筑摩郡に流れたるか、國人に問べし、新編古今集に、君が代はちぐまの川のさざれ石の苔むす岩となりつくすまで、十四に、信濃奈流知具麻能河泊能左射禮思母伎彌之布美氏婆多麻等比呂波牟

ちたのうら (知多乃浦) 和名抄に、尾張國智多郡、とあり、其地の海の浦なり、卷七に、年魚市方鹽干家良思知多乃浦爾朝榜舟毛奥爾依所見

ちぶ (秩父) 和名抄に、武藏國秩父(知々夫)郡、とあり、卷廿に、秩父郡

ちぬ (千沼)(血沼)(珍)(陳奴)(智奴)(陳努)(知努)など書り、書紀に、河内國泉郡茅渚海、とあれど、靈龜二年三月、割河内國大鳥日根兩郡、置和泉國、とありて、今は和泉國なり、此海は、和泉、大鳥、日根の三郡に亘れるなるべし、古事記に、五瀬命云々、到血沼海、洗其御手之血、故謂血沼海也云々、と見えたり、卷六に、從千沼回雨會零來四八津之泉郎綱手綱乾有沾將堪香聞、(回はミと訓べし、ワとよみマと訓はいとわろし、モトホリの約りたる言なり、即めぐりと言に同じ、回浦、磯回、島回、里回、裾回など、集中に多く見えたるも同じ、地名に附て某回と云るは、十八に、可徹流未能美知、とある是なり、可徹流は、越前國敦賀郡の地名にて、鹿蒜回之道、とよめるなり、)十九に、古爾云々知努乎登古宇奈比壯子乃云々、九卷に、葦屋之云々知奴壯士宇奈比

壯士乃云々、血沼壯士其夜夢見云々、又、墓上之木枝靡有如、聞陳努壯士爾之依倍家良信母、(海)卷七に、爲妹貝乎拾葦陳奴乃海爾所沾之袖者雖涼常不干、十一に、珍海濱邊小松根深吾戀度人子姪

ちはのぬ (知波乃奴) 和名抄に、下總國千葉(知波)郡千葉、とあり、其地の野なり、卷廿に、知波乃奴乃古乃且加之波能保々麻例等阿夜爾加奈之美於根且他加根奴

ちひさがた (少縣) 和名抄に、信濃國小縣(知比佐加多)郡、とあり、卷廿に、少縣郡

〇つ部

つがぬ (都賀野) 書紀神功皇后、仁德天皇の卷に見えたる菟餓野なるべし、此野は、攝津國西成郡にありて、難波堀江をほりとほされて後、堀江の南北にわたれり、後に南渡邊と云、北渡邊と云、即菟餓野なり、十一に、吾妹兒乎聞都賀野邊能磨合歡木吾者隱不得聞無念者

つが (都賀) 和名抄に、下野國都賀郡(國府)とあり、卷廿に、都賀郡

つくぬ (都久怒) 大和國高市郡桃花鳥野なるべしといへり、十六に、忍照八云々雖不策都久怒爾

到云々

つくぬのしま (杵島) 能登國能登郡にあるなるべし、十六に、所聞多禰乃杵島能云々

つくま (託馬)(都久麻)など書り、近江國坂田郡にあり、文德天皇實錄に、仁壽二年二月、授近江國筑摩神從五位下、式部式に、凡内膳司、近江筑摩御厨、長歷六年爲限、などあり、後六に撰に、あふみにかありといふなるみくりくる人くるしめの筑摩江の沼、十三に、師名立都久麻左野方云々、

〇野 卷三に、託馬野爾生流紫衣染未服而色爾出來

つくは (筑羽) (筑波) (都久波) 又 (乎豆久波) とも 和名抄に、常陸國筑波(豆久波)郡、とあり、○(山) 卷八に、鷄之鳴云々、國見爲筑羽乃山乎云々、卷九に、衣手云々二並筑波乃山乎云々、又、鷺住 筑波乃山之云々、十四に、伊毛我度伊夜等保會吉奴都久波夜麻可久禮奴保刀爾蘇提婆布利氏奈、 卷廿に、多知波奈乃之多布久可是乃可具波志伎都久波能夜麻乎古比須安良米可毛、○(嶺) 卷三に、 筑羽根矣四十耳見乍有金手雪消乃道矣名積來鴨、卷八に、筑波根爾吾行利世波霍公鳥山妣兒令響鳴 麻志也其、卷九に、衣手云々筑波嶺乎清照云々、又、今日爾何如將及筑波嶺昔人之將來其日 毛、又、草枕云々筑波嶺爾登而見者云々、筑波嶺乃吉久乎見者云々、又、筑波嶺乃須蘇廻乃田井 爾秋田刈妹許將遺黃葉毛折奈、十四に、筑波嶺乃爾比具波麻欲能伎奴波安禮枕伎美我美家思志安夜 爾伎保思母、又、筑波嶺爾由伎可母布良留伊奈乎可母加奈思吉兒呂我爾奴保佐流可母、又、筑波嶺 乃爾呂爾可須美爲須宜可提爾伊伎豆久伎美乎爲爾氏夜良佐爾、又、筑波嶺爾可加奈久和之能爾乃未 乎可奈岐和多里南牟安布登波奈思爾、又、筑波嶺爾會我比爾美由流安之保夜麻安志可流登我毛左爾 見延奈久爾、又、筑波嶺乃伊波毛等杼呂爾於都流美豆代爾毛多由良爾和我於毛波奈久爾、又、筑波 爾乃乎氏毛許能母爾毛利徹須惠波播己毛禮杼母多麻會阿比爾家留、卷廿に、阿我母且能和須例母之 太波都久波尼乎布利佐氣美都々伊母波之奴波爾、又、都久波爾乃佐由流能波奈能由等許爾母可奈之 家伊母會比留毛可奈之祢、(頭註、新拾遺、つくばのすわの田井) ○(乎豆久波) (小筑波なり、小は小 里の小到同じ) 十四に、乎都久波乃之氣吉許能麻欲多都登利能目由可汝乎見牟左爾射良奈久爾、 又、左其呂毛能乎豆久波爾呂能夜麻乃佐吉和須良延許波古會那乎可家奈波賣、又、乎豆久波乃爾呂 爾都久多志安比太欲波佐波太奈利努乎萬多爾天武可開

つくし (筑紫) (都久紫) (豆久志) (都久之) (都久志) など書り、西海九國を總て云し稱なり、筑前筑 後を云は、や、後なり、卷三に、白縫筑紫乃綿者身著而未者伎爾杼暖所見、(筑紫乃綿は、續紀に、 神護景雲三年三月乙未、始毎年運、太宰府綿二十萬屯、輸京戶、延喜雜式に、大宰府貢、綿殼一船者、 擇貢勝載二百五十石以上、三百石以下、不着、進上使即令習用、拖、其用度充、正稅、江家次第、 十二月補次侍從次第に、上古以、預、節會爲、大望、多依給、給、祿綿也、件綿本太宰府所進也、而近代 帥大貳中、色代、三百兩代絹一疋、仍無、望、預、節會一人、いなど見えたり、卷四に、筑紫船未毛不來者 豫、荒振公乎見之悲左、又、此間在而筑紫也何處白雲乃棚引山之方西有良之、卷六に、日本道乃 吉備乃兒鳥乎過而行者筑紫乃子島所念香裳、又、白雲乃云々賊守筑紫爾至云々、十二に、早々筑 紫乃方乎出見乍哭耳吾泣痛毛爲便無三、十四に、筑紫奈留爾抱布兒由惠爾美知能久乃可刀利乎登女 乃由比思比毛等久、卷廿に、知々波々江已波比且麻多爾豆久志奈流美豆久白玉等里且久麻且爾、又、和 我世奈乎都久之倍夜里且宇都久之美於妣波等可奈々阿也爾加母爾毛、○(國) 卷五に、大王能云々、 斯良農比筑紫國爾云々、又、波漏婆漏爾於忘方由流可母志良久毛能智弊仁邊多天留都久紫能君仁波、 卷廿に、天皇乃云々、之良奴日筑紫國波云々、○(島) 卷廿に、阿米都知乃可美乎伊乃里且佐都夜 双伎都久乃之麻乎佐之且伊久和例波、○(崎) 卷廿に、阿志加良能云々、牟麻能都米都久志能佐伎爾云 云、○(道) 十二に、筑紫道之荒穢乃玉藻刈鴨君久待不來、十五に、筑紫道能可太能於保之麻 思末志久母見爾婆古非思吉伊毛乎於伎且伎奴、○(邊) 卷廿に、都久之間爾敝牟加流布爾乃伊都之加 毛都加敝麻都里且久爾々閑牟可毛

つくしのみちのくちのくに (筑前國) 和名抄に、筑前(筑紫乃三知能久知)とあり、卷六に、筑前

國

つくしのみちのしり (筑後) 和名抄に、筑後(筑紫乃三知乃之里)とあり、卷五、卷六に、筑後

つしま (對馬) 對馬なり、十五に、毛母布禰乃波都流對馬能安佐治山志具禮能安米爾毛美多比爾家

里、〇〔嶺〕十四に、對馬能禰波之多具毛安良南敷可牟能禰爾多奈婢久君毛乎見都追思怒波毛、〇

〔渡〕卷一に、在根良對馬乃渡々中爾幣取向而早還許牟、(在根良は、大夫根の誤なるべし、)

つたのほそえ (都多乃細江) 契沖、今播磨飾磨津といふ處に、つたのほそえといふ處ありときけど、

まことにしからむやいなやをしらず、といへり、飾磨津は、今飾東郡なり、飾西郡に都多といふ處

ありとぞ、續後撰集に、五月雨は津多の細江のみをつくしみえぬもふかきしるしなりけり、卷六に、

風吹者浪可將立跡伺候爾都多乃細江爾浦隱居

つゝき (都筑) 和名抄に、武藏國都筑(豆々岐)郡、とあり、卷廿に、都筑郡

つゝきのほら (管木之原) 和名抄に、山城國綴喜(豆々木)郡綴喜、(豆々木)とあり、書紀仁德天皇卷

に皇后更還ニ山背、興宮室於筒城岡南、而居之、とあり、續古今集に、長月のつゝきの原の秋草に、こ

としはあまりおける露かな、十三に、空見津云々山城之管木之原云々

つぬ (角) 和名抄に、石見國郡賀郡都農、(都乃)とあり、其地なり、今も其處を角津と呼よし、國人

いへり、〇〔里〕卷二(或本)に、石見云海云々、角里將見靡此山、〇〔浦〕卷二に、石見乃海角

乃浦回乎云々

つぬのうら (綱能浦) 和名抄に、讃岐國鶴足郡津野、(都乃)とある地の海濱なるべし、又左の歌は、

讃岐國安益郡に幸しよときによめるよし、端作に見えたれば、綱は綾字を寫誤れるにて、アヤノウウ
ラなるべしといふ説あり、其は既にあ部あや條にいへり、卷一に、霞立云々綱能浦之海處女等之
云々

つぬのまつばら (角松原) (都努乃松原) など書り、和名抄に、攝津國武庫郡津門、(都止) とある地の

松原なるべしと云り、卷三に、吾妹兒二猪名野者令見郡名次山角松原何此可將示、十七に、海未通

女伊射里多久火能於煩保之久都努乃松原於母保由流可聞

つぬが (角鹿) 和名抄に、越前國敦賀(都留我)郡、とあり、都留我といふは、後の音の訛りにるに

て、古は都奴我なり、垂仁天皇紀に、一云、御間城天皇之世、額有角人、乘一船泊于越前等飼

浦、故號其處曰角鹿也、とあり古事記に、建内宿禰命、率其太子(應神)云々、於高志前之

角鹿造假宮而坐、故其旦幸行于濱之時、毀鼻入鹿魚既依二浦、其入鹿魚之鼻血晁、故號二

其浦謂二血浦、今謂都奴賀也、とあるは、異なる傳なり、此二の傳の中、應神天皇の大御歌に、

既く都奴賀とのたまへれば、書紀の方や正しからむと古事記傳に云り、後撰集に、讀人不知、我を

のみ思ひつるがの越ならば歸るの山はまどはざらまし、〇〔津〕卷三に、角鹿津乘レ船時云々、〇

〔濱〕同卷(上の端作につゞきて)越海之角鹿乃濱從云々

つぬしま (角島) 長門國豐浦郡西北の方の海中にあり、と云り、兵部省式に、長門國角島牛牧、と

ある最なり、(頭註、筑前名寄云、長門の國に、角島とて) 十六に、角島之迫門乃稚濱藻者人之共荒有之

可杼吾共者和海藻

つぬくに (都乃久爾) 國名なり、卷廿に、都乃久爾乃宇美能奈伎佐爾布奈餘會比多志涅毛葦伎爾阿

母我米母我母

つばいち (海石榴市)

大和國城上郡にて、泊瀬に隣れる地にあり、書紀武烈天皇卷に、海拓榴市巷、

敏達天皇卷に、海石榴市亭、用明天皇卷に、海石榴市宮、などあり、頭註、景行天皇紀に、十二年冬十月、到三碩田國云々、即留

于來田見邑、權輿宮室、居之云々、則採海石榴樹、作椎爲兵因簡、猛卒、授兵椎、以穿山排草、製石室土蜘蛛、而破于稻葉川上、悉殺其黨、血流至蹀、故時人其作海石榴樹之處、曰海石榴市、豊後國風土記に、大野

郡海石榴市、昔者經向日代宮御宇天皇在、球罩行宮、仍欲誅、竄石窟土蜘蛛、而詔群臣、伐採海石榴樹、作椎爲

兵、即簡猛卒、授兵椎、以穿山排草、製土蜘蛛、而悉誅殺、流血沒蹀、其作椎之處、曰海石榴市、(下部兼方)

按、彼海拓榴市巷者、大和國也、景行天皇紀、本ノマ、大日大和國長谷寺山崩、所謂者豊後也、同名在二兩所、耳、右釋日本紀、紀略に、延長四年丙戌七月十九日、

至于椿市、人々烟悉流、花鳥餘情に、小右記云、正暦元年九月八日、參長谷寺、午時至椿市、令交

易御明灯心器等云々、蜻蛉日記に、又の日つばいちといふ所にとまる、枕冊子に、市は、つば市

はやまとにあまたある中に、長谷寺にまうづる人の、必そこにとどまりければ、觀音の御縁あるに

やと心ことなり、源氏物語玉鬘に、玉鬘君泊瀬にまうで賜ふことを云る所に、つば市と云所に、四

日といふ巳時ばかりに、いける心ちもせでいきつき賜へり、云々、今城上郡金屋村の山に、つば市の

地藏と云あり、又同村に、つばいづかと云塚あるよし、略解に云り、十二に、海石榴市之八十衢爾

立平之結、綴乎解卷惜毛、又、紫者灰指物會海石榴市之八十衢爾相兒哉誰

つまのもり (妻社) 和名抄に、紀伊國名草郡津麻、とあり、此は妻社ましますによりて負る地名な

るべし、此神社は、神名帳に、紀伊國名草郡都麻都比賣神社、(名神大、月次新嘗、)とあるこれなり、此

神は、紀伊國に渡し奉れる、素戔鳴尊の御子の三杵神の中にましますよし、書紀神代卷に見えて、

古義にくはしくいへり、卷九に、城國爾不止將往來妻社妻依來西尼妻常言長柄

つもり (津守) 和名抄に、攝津國住吉郡には、津守といふ郷なくして、西成郡に津守あり、此は後

に、住吉の津守氏の人の住りしより負る郷名なるべきか、又は難波の津を守る人を、津守といひた

るより負る郷名にて、もとより住吉郡なるとは別なるか、今は住吉之津守とあるからは、住吉郡な

ることは疑なし、住吉に津と云ることは、前にす部すみのえ條に云る如し、舊事紀に、津守連齊

祠住吉云々、とあるをも思へし、さて住吉の津を守る人を津守といひ、後に氏にも負せ、郷名にも呼

るなるべし、今はその津守の郷の人どもの、網引するを云るならむ、續後撰集に、津守國平、我君

を松の千年に祈る哉代々につもりの神のみやつこ、十一に、住吉乃津守網引之浮笑緒乃得于蚊將去

戀管不有者

つるぎのいけ (劔池)

大和國高市郡石川村にありと云り、諸陵式に、劔池島上陵、(輕境原宮御宇、

孝元天皇、在大和國高市郡云々) 書紀應神天皇卷に、十一年冬十月、作劔池、輕池、鹿垣池、厩

坂池、舒明天皇卷に、七年秋七月、瑞蓮生劔池、クキヘヒトツニシテハナフツクナルモノ 葦二一花、皇極天皇卷に、三年夏六月癸

卯朔戊申、於劔池蓮中有クキヘヒトツニシテハナフツクナルモノ 葦二一葦者云々、なども見えたり、これらにて、古より蓮

の名所なることしられたり、十三に、御佩乎劔池之蓮葉爾渟有水之云々

つるのつみ (都留能都追美) 和名抄に、甲斐國都留郡都留、とあれば、其處にある堤をいふにや

あらむ、十四に、武路我夜乃都留能都追美乃那利奴賀爾古呂波伊儼杼母伊末太年那久爾

つをのさき (津乎能埼) 此は、契沖もいひしごとく、近江國淺井郡都宇郷あれば、その埼にやあ

らむ、但し字と乎と通はし云べきよしなし、和名抄に、都宇とある字は乎字の誤寫にや、と荒木田氏云り、さもあらむ、卷三に、葦邊波鶴之哭鳴而湖風寒吹良武津乎能埒羽毛

(て部)

てしま (豊島)

和名抄に、攝津國豊島(手島)郡、とあり、其地ならむか、卷六に、故豊島采女

てらる (寺井)

越中にあるべし、未詳ならず、契沖、井ある處の名なるべし、常の寺にある井なら

ば、八十の嬪婦等は、くみまがふべからずといへり、十九に、物部能八十兩嬪婦等之搥亂寺井之於乃堅香子之花

〇と部

とこのやま (鳥籠之山)

近江國犬上郡にあり、書紀天武天皇卷に、元年秋八月戊戌、男依等、討

近江將秦友足於鳥籠山斬之、と見えたり、續千載集に、近江には有といふなるとこの山とこと

にこそ見まくほしけれ、卷四に、淡海路乃鳥籠之山有不知哉川氣乃己乃其侶波戀乍裳將有、十一

に、狗上之鳥籠山爾有不知也河不知二五寸許瀬余名告奈

とこよ (常代)(常世)(等己與)など書り、

仙境なり、長生にして老ず死す、めでたき國をいふ、此

は漢人のいはゆる蓬萊山といふものを、皇朝にて、古常世國と呼なせりとおほえたり、竊按に、吾

皇朝の上古に、さる老ず死すして、長生なる境ありて、即其境をさして、常世國といへりといふ

ことを聞も及ばねば、全かの蓬萊山の説の、皇朝にわたり來て後、その蓬萊山に、常世といふ佳名

を施して、常世國と呼なせるものなるべし、されば書紀雄略天皇卷に、二十二年秋七月、丹後國

餘社郡管川人、水江浦島子、乘舟而釣、遂得大龜、便化爲女、於是浦島子感以爲婦、相逐入

海、刊蓬萊山歴觀仙衆、とある、此蓬萊山をトコヨクニと訓來れる、此蓬萊山といふ名も、さ

る境をさして、常世國といへることも、皇朝にて物に見えたるはじめなり、さて常世といふことは、

常住不變をいふ稱にて、卷三に、吾妹子之見師鞆浦之天木香樹者常世有跡見之人曾奈吉、とも見

えて、上古よりいへる言なるを、その稱を以て、かの老せず死せぬ蓬萊山に負せたるは、よくあひ

かなへることながら、さるめでたき境のありといふことは、件の浦島子が故事の蓬萊山よりさきに

いへりしことは、かつてあることなし、高天原、海神宮などをはじめて、神代にはくさくあやし

くくしびなることあれど、蓬萊山めきたる常世國といふものは、さらに見えず、かの大伴宿禰、吉

田連などがいへる常世國も、皆件の蓬萊山の常世を踏てよめるなれば、論なし、そもく浦島子と

いふもの、海に入て仙境に至れりといふことは、浮たる説にして、もとより信用がたきことな

るを、とりあげて書紀に記されたるより、世の詞人の徒、おもしろくめづらしきことにおもひ、其

をかたらひ種として、あるべくもあらぬくさくの事跡どもを、世中の情にかなへ、人の感じおも

ふべく設出、歌詞によりつらね、その歌詞のかしく興あるに引れて、つひにじちくしけに、

丹後國風土記などにも載たること、かの漢人の浮説に出たる牽牛織女の故事を、歌詞にくさぐさま

うけつゞりて、天地の別れし時より、さるさまにてありしやうにもよめるを、つひに後世には實に

さもありしことなり、と心得たる人もあると、同じことろばえなり、されば等許余といふ言は、も

とよりなり、等許余國といふこともありこそしつらめ、蓬萊山めきたる仙境を、常世國と稱ことは、

漢國の蓬萊山の説のわたり來て後に、云なせることにこそあれ、皇朝にて固よりいひしことは、さ

らになきことゝしるべし、かくて集中の後、やゝ古く蓬萊山の常世國をよめるは、續後紀十九興福

寺僧等長歌に、大海乃白浪開且常世島國成建天、到住美聞見人波、萬世能壽遠延倍津、故事爾云語來留、澄江能淵爾釣世志、皇之民浦島子加、天女來良禮來豆、紫雲泛引且、片時爾將且飛往天、是會此乃常世之國度、語良比且七日經志加良、无限久命有志波、此島爾許有曾介良志云々、丹後國風土記(釋紀所引)に、浦嶋子云々、忽到本土筒川郷云々、知復難會、廻首踟躕、咽淚徘徊、歌曰、等許余弊爾久母多智和多留美頭能叡能宇良志麻能古賀計等母知多留、(尾句よめがたし、誤字脱字あるべし)神女遙飛芳音歌曰云々、嶋子更不勝戀望歌曰、古良爾古非阿佐刀遠比良企和我遠禮波等許與能波麻能奈美能等企許由、後時入追加歌曰、等許與弊爾久母多知和多留多由女久女波都賀未等和禮會加奈志企、(第三四句よめがたし、誤字脱字あるべし)などある是なり、○等許余といふに、大略五種の異あり、意得おかすばあるべからず、よくせずば混ふべし、一には常夜と書る字義なり、常闇ともいふ、常世と言は同じくして、義はきよく異れり、これは混ふべくもなし、二には常住不變なるをいふ、いはゆる件の常世有跡とよめるこれなり、以上二種は、地名ならねば、此書には載ず、三には件の仙境をさしていふ等許余なり、四には海外國をいふ等許余なり、仙境をさして云るに似て別なり、混ふべからず、委しくは次にいふ、五には黄泉國をさしていふ等許余なり、これも委しくは次にいふ、卷九(詠水江浦島子歌)に、春日之云々海若神之女爾避爾、伊許藝趁、相詭良比言成之賀婆、加吉結常代爾至、海若神之宮乃、内隔之細有殿爾、携二人入居而、老目不爲死不爲而、永世爾有家留物乎云々、(これにいほゆる龜比賣を、海神の女子といひ、己が到れる境を、海神の宮殿のよしにいひたるなどは、ほのかに彦火々出見尊の海宮の御故事を思ひて、浦島子が故事に借用ひて、そのありしやうを、をかしくつくりなしたるのみにて、さらにか

の海宮を常世國といふべきことはなし、思ひ混ふべからず、○(邊) 卷九に、春日之云々常世邊爾復變來而云々、常世邊棚引去者云々、又、常世邊可住物乎劔刀己之心柄於會也是君、○(國) 卷四に、吾妹兒者常世國爾住家良思昔見從變若益爾家利、卷五に、伎彌乎麻都麻都良乃于良能越等賣良波等已與能久爾能阿麻越等賣可忘

とこよ (常世) (等許余) など書り、海外國なり、古事記垂仁天皇條に、多遲麻毛理遣常世國、令求登岐士玖能加玖能木實、故多遲麻毛理遂到其國、採其木實、以二縷八縷矛八矛二將來之間天皇既崩云々、其登岐士玖能迦玖能木實者是今橋者也、と見えて、この常世國といふものは、何の國とも辨がたけれど、田道間守は、もと皇朝に來歸し新羅王が子の、天日槍といひし人の四世孫にして、その日槍が歸化しは、垂仁天皇三年にして、田道間守が常世國に遣されしは、同じ九十年なりし趣、書紀に見えたれば、日槍はさらにもいはず、その子孫どもにいたりても、祖父どもより聞つたへたるまゝ、海外國のあるやうなどくさく聞きまつり、常に天皇にもこれかれめしとはしたまひけむ、その中に、皇朝にいまだなき、めでたき、香菓の、海外國にあることを、奏したるを、大御心にも、いかでその香菓を得まほしく、年ごろおもほし給ひけむを、萬里の波濤をへだてたる海外のことなれば、たやすくその菓を求得て、かへり來むといふ人もあるべからねば、さてやみ賜ひけむを、田道間守に至りて、其本性の絶倫て壯健なるのみならず、もと新羅王の子孫にて、おのづから祖父どもより、異國のありしやう、さては道のしるべなどわきまへたることも、他の人の及ぶべきかぎりにあらざれば、いかで此たび御素望を遂給はむとおもほしめして、命せ給へるなるべし、さて田道間守の壯健なりしことは、常世國にいたり、からうじてその香菓を採得て、あまた

の年月を経て、はるく、皇朝に還り参しほど、既に天皇の崩りまし、後なれば、いと本意なきことにおもひ、今よりは生たりとも何の益かあらむとて、大御陵の前に、その香菓を擎持て、さげびおらびて自死ければ、もろくのまへつきみたち、みな涙落さざるはなかりし趣、古事記、書紀に見えたるにて、其たけくをしく、此たびの任に堪べくおもほしめして、撰出賜へるほどしられたり、さるよしにあらずば、いかで外國に香菓のあることを、天皇の聞しめし及ばせ賜ふべきよしのあらむ、又然聞しめし及ばせ賜ふことのあらずば、たゞ何となく常世國にまで、非時香菓を求しむと浮たることを、史典には記さるべきよしあるべくもあらず、又人も多きに、田道間守に命せたるもその本性の壯健なると、新羅王の裔にて、異國のことたよりあることによれることしるし、さればこの常世國とさせるもの、西戎北狄などの内、何ぞの國にてありしなるべきを、たしかにその國といふこと傳はらざりしによりて、大かたに常世國とは記されたるにて、常世國とは、一國名をしか負せたるがあるにはあらで、ひろく海外國を、皇朝よりいひし稱なるべし、しかるを書紀にしるされたるやう、垂仁天皇九十九年秋七月に、天皇崩りまし、その明年春三月、田道間守常世國より還り至り、泣悲歎之曰、受命天朝、遠住絶域、萬里踏波、遙渡弱水、是常世國、則神仙秘區俗、非所臻云々、と記されたるは、かの蓬莱山のごときこえ、浦島子が到れる境と、同地なるべくもおもはるれど、かの浦島子は、龜比賣にいざなはれて、ゆくりなく、聞も及ばざりし境に來りし趣なるを、それとは異にして、云々の地には云々のものあり、云々の境には云々のものありなど奏ししことを、あらかじめきこしきだめ置せ給ふまに、云々の地にいたりて、香菓を求め得て來よと命せ賜ひしなれば、浦島子がいたれる地の類にはあらぬを、神仙秘區などいへるは、

例の漢文の裝飾を主として書れたる故なるべし、十八に、トコヨモ等許余物能已能多知婆奈能伊夜氏里爾和期トコヨモ大皇波伊麻毛見流其登、又、可氣麻久毛云々トコヨモ田道間守常世爾和多利、夜保許毛知麻爲泥許之知布、登吉時久能香久乃菓千乎云々

とこよ (常呼) 黄泉國なり、人の現在を過て、其神魂の行ところを、黄泉國といひつたへたり、その黄泉國を、常世とも、遠津國とも常津國ともいひしとおぼえたり、遠津國といふことは下に引り、常津國といへるは、書紀雄略天皇遺詔に、不謂遺疾彌留至於大漸、とあり、大漸の字義にはあらねども、訓の意は然なり、黄泉國の事の由縁は、こゝに用なければ、わづらはしくはし、死し人の魂の黄泉に行といふことは、もとあるべき理にあらざれども、既に伊邪那美命の神避坐て、黄泉國に幸し、といふことを、ねもごろにいひ傳へたるによりて、古事記、書紀にも委しく記されたる、そは浮たることのやうなれど、神代よりのふるものがたりにて、いはゆる先代舊辭といふものなり、これにはふかきゆゑあることなり、さて實には、亡なりし人の魂の、黄泉に住べきにはあらざれども、かの御故事にならひて、此集にも、卷九哀弟死去作歌に、遠津國黄泉乃界丹、蔓都多乃名々向々、天雲乃別石往者云々、とある、これはたゞその死體の、泉下に埋もるゝを云るにはあらず、まことに魂の豫母都國に往よしに云るなり、又、見菟原處女墓歌に、大夫之荒争見者、雖生應合有哉、トコヨモ穴申呂黄泉爾將待跡、トコヨモ隱沼乃下延置而、トコヨモ打嘆妹之去者云々、とあるも、まことに魂の豫母都國に住て、待居むと云るよしなり、其他には、魂の黄泉に住よしにいへること、をさく見えず、卷五に、浮屠胡のいはゆる冥途の使を、之多儆乃使と云るなどは、全佛籍による世となりての事なれば論のかぎりにあらず、中昔の物語ぶみなどに、よみぢのつかひ、あるはよみぢのいそ

ぎ、今俗にまで、よみぢがへりなどいふなるは、めづらしからねど、そは神代の黄泉國の故事と、佛徒のいはゆる那落のことを、傳會せていへるなれば、いよくをさなし、さればから國にいほゆる天堂地藏とて、死たる人の形體は地にうづもれ、魂氣は天に上るといへる、これ正しき理にかなひて、皇朝にても、古皇子等の薨ませるを、天所知とも、高日所知とも云るぞ、實ならむともいふべけれど、これもよく考れば然にはあらず、死にし人の魂の黄泉に往といふも、天上にのぼるといふも、共に古の一のいひなしにて、すべて事實の理にかなふやいなやを思はず、ありくるまゝに、歌詞にはいふならはしなること、かの牽牛織女の故事を、神代よりありこしさまにいへると、同じ心ばえなり、されば實にしかる事ならむやいなやを問ず、はやく神代より、さるいひならはしのあるにまかせて、死て魂のゆくところを、常世とはいへることなりとしるべし、卷四に、常呼二跡吾行莫國小金門爾物悲良爾念有之吾兒乃刀自緒云々

とさ (土左) 國名なり、○〔國〕 卷六に、石上乙磨卿配ニ土左國、之時歌、○〔道〕 同卷に、父公爾云々吾者叙追遠杵土左道矣

としま (豊島) 和名抄に、武藏國豊島(止志末)郡とあり、卷廿に、豊島郡

となみ (利波)(刀奈美)(刀奈美)など書り、和名抄に、越中國礪波(止奈美)郡とあり、○〔山〕 十七に、安遠爾與之云々、刀奈美夜麻多牟氣能可味爾云々、十九に、和我勢故等云々利波山飛超去而云々、○〔關〕 十八に、夜岐多知乎刀奈美能勢岐爾安須欲里波毛利徹夜里蘇倍岐美乎等登米牟

とねがは (刀禰河泊) 和名抄に、上野國利根(止禰)郡とありて、そこに流る、河なり、凡東國第一の大河なり、當郡の渭田より出て、武藏下總を経て海に入とぞ、新勅撰集に、さ、分ば袖こそや

れめとね川の石はふむともいさかはらより、十四に、刀禰河泊乃可波世毛思良受多和多里奈美爾安布能須安徹流伎美可母

とは (十羽) 未詳ならず、左の歌の趣を思ひ合するに、五畿内よりは、なほ遠き國にての事なるべく思はるれば、山城の鳥羽にはあらず、もして常陸國などにて、鳥羽能淡海の鳥羽ならむも知べからず、十三に、欲見者雲井所見愛 十羽能松原少子等率和出將見云々

とはやま (飛羽山) 大和國にあるなるべし、左の歌を見るに、山城の鳥羽にはあらず、風雅集に、かすまは春ともえやは白鳥のとは山松に雪はふりつゝ、卷四に、白鳥能飛羽山松之待乍會吾戀度此月比乎

とはのあふみ (鳥羽能淡海) 常陸國風土記に、新治郡々西一里有騰波江、(長二千九百步、廣一千九百步)とあり、是なり、卷九に、草枕云々新治乃鳥羽能淡海毛云々

とはたのうら (飛幡之浦) 筑前國遠賀郡に戸畑といふ所あり、そこなるべし、筑前國風土記塙舸水門條に、鳥嶺とある同じ、十二に、霍公鳥飛幡之浦爾敷浪之屢君乎將見因毛鴨

とひ (刀比) 相模國足柄下郡にあり、土肥の杉山など云て、伊豆に交れる所に、今湯河原と云村に湯ありと云り、其を土肥の河内に出る温泉とよめるなり、十四に、阿之我利能刀比能可布知爾伊豆流湯能余爾母多欲良爾故呂何伊波奈久爾

とぶひがたけ (飛火賀鬼) 大和國添上郡春日にあり、續紀に、元明天皇和銅五年正月壬辰、廢三河内國高安、烽、始置高見、烽、及大和國春日、烽、以通平城也、と見えて、其烽を置れし山を、即烽が嶺と名に負せけるなるべし、さて此山は、鹿野苑の東にありて、今鉢伏と云とぞ、飛火野と云

も此の野なり、古今集に、春日野の飛火の野守出て見よ今いくかありて若菜つみてむ、新古今集に、若菜摘袖とぞ見ゆる春日野の飛火の野邊の雪の村消、など見えたり、さて和名抄に、説文云、烽燧邊有警則舉之、度布比、とあり、烽のことは、はやく書紀にもかたぐ見え、且烽を放つくさく、のさだめなど、軍防令に委しく見えて、古義にいへり、こゝに緊要とあらぬことなれば略きぬ、卷六に、八隅知之云々羽飼山飛火賀鬼丹云々

とほつあふみ 又とへたほみとも (等保都安布美)又(等倍多保美) 國名なり、和名抄に、遠江(止保太阿不三)とあるは、等保都を、後に訛りて等保多といへるか、又阿は衍字にて、止保太不三か都阿を約れば多となればなり、今俗には、全等保等布美と呼り、それも假字には、等保多布美と書べきことなり、又等倍多保美といへるは、等倍は、等保を東語に然言るなり、多保美は、都阿布美を約めたるなれば、保は布とあるべきを、しかいへるも東語なり、逢を阿保といへるなど其例なり、いかにまれ、等保都安布美といふぞ、正しき稱なる、十四に、等保都安布美伊奈佐保曾江乃水乎都久思安禮乎多能米氏安佐麻之物能乎、卷廿に、等倍多保美志留波乃伊宗等爾間乃宇良等安比豆之阿良婆己等母加山波牟

とほつあふみ (遠江) 近江國高島郡にありて、阿渡の地のあたりを總ていふ名なるべし、しかるを大日本靈異記に、近江國坂田郡遠江里有二富人、姓名未詳也、とあれど、阿渡川は高島郡なれば、遠江と云地も、同郡なるは論なし、然るに靈異記に坂田郡としては、郡忽にたがへるは、いぶかしきことなり、もしは遠江の里といふは、高島坂田の兩郡に亘れる地ならむかともおもへど、いはゆる琵琶湖を隔て、西方に高島郡東方に坂田郡あれば、兩郡にわたれらむこといかゞ、然れども遠

江といふは、もとより湖水につきたる稱とおぼゆれば、高島郡にも坂田郡にも、湖水にかたよれる地を、各然呼し名にてもあらむか、もしは靈異記なるも、もとは、高島郡なりしを、傳聞の誤にて坂田郡と記せるにもあらむか、彼國の地勢知らむ人に尋て、正すべし、卷七に、丸雪降遠江吾跡川楊雖刈亦生云余跡川楊

とほつ (遠津) 土佐國長岡郡東孕といふ處より、種崎といふ處へ越る山坂を、遠津越と呼り、さて種崎へ下れば海濱なり、その海濱を、古は遠津の濱とも浦ともいへりしなるべければ、もしは其地ならむか、山越而といへるにも、よく叶へり、○(大浦) 十一に、霰零遠津大浦爾緣浪繼毛依十方憎不有君、○(濱) 卷七に、山越而遠津之濱之石管自迄吾來舍而有待

とみ (跡見) 大和國添下郡にありて、今外山村と云り、書紀神武天皇卷に、及皇軍之得三鵝 瑞也、時人仍號三鵝 邑、今云三鳥見是訛也、とある處なり、○(山) 卷十に、窺良布跡見山雪之灼然戀者妹名人將知可聞、○(岡) 卷八に、射目立而跡見乃岳邊之罹麥花總手折吾者持將去寧樂人之爲、○(崎) 卷八に、妹目乎跡見之埒有秋芽子者此月其呂波落許須莫湯目、○(庄) 卷八に、跡見庄、又、跡見田庄

とものうら (輶浦) 備後國沼隈郡にありて名高し、輶明神の社のまします地なるべし、卷三に、吾妹子之見師輶浦之牟天木香樹者常世有跡見之人曾奈吉、又、輶浦之儀之室木將見每相見之妹者將所忘八方、卷七に、海人小船帆張流登見左右荷輶之浦回二浪立有所見、又、好去而亦還見六大夫乃手二卷持在輶之浦回乎
とやのぬ (葦夜乃野) 和名抄に、下總國印幡郡島矢、(島は鳥字の誤なることは決し)とありて、本

にはトリヤと訓たれども、もとはトヤとぞいひけむ、さらばその野なるべし、新續古今集に、順徳院、はし鷹のとや野のあさちふみ分ておのれもかへる秋の狩人、十四に、等夜乃野爾乎佐藝禰良波里乎佐乎左毛禰奈做古由惠爾波伴爾許呂波要

とよくに (豊國) (豊州) など書り、國名なり、豊前豊後をすべて云り、卷三に、梓弓引豊國之鏡山不見久有者戀敷牟鴨、又、王之親魄相哉豊國乃鏡山乎宮登定流、又、豊國之鏡山之石戸立隱爾計良思雖待不來座、卷七に、豊國之聞之濱邊之愛子地眞直之有者何如將嘆、卷九に、豊國乃加波流波吾宅兒爾伊都我里座者革流波吾家、卷十に、思出時者爲便無豊國之木綿山雪之可消所念、十二に、豊州聞濱松心喪何妹相云始、又、豊國乃聞之長濱去晚日之昏去者妹食序念、又、豊國能聞乃高濱高々二君待夜等者左夜深來、十六に、豊國企玖乃池奈流菱之宇禮乎探跡也妹之御袖所沾計武

とよくにのみちのしり (豊後) 國名なり、和名抄に豊後(止興久邇乃美知乃之利)とあり、卷五に、豊後 後 守、十六に、豊後 國

とよらのてら (豊浦寺) 大和國高市郡にあり、卷八に、故郷豊浦寺之尼云々

とりのをか (等里乃乎加) 和名抄に、常陸國鹿島郡下鳥中鳥上鳥(鳥は鳥字の誤か)と見えて、其は鳥といふ郷の地形に、上中下あるによりて負せたる名なり、されば其地の岡を、鳥之岡とぞいひけむ、十四に、奈勢能古夜等里乃乎加耻志奈可太乎禮安乎禰思奈久與伊久豆久麻氏爾

とりかひがは (取替河) 和名抄に、大和國添下郡鳥貝(止利加比)とある、其地の河なり、十二に、浣衣取替河之河余村能不通牟心思兼都母

とろしのいけ (取石池) 契沖、和泉國和泉郡にまかりける道に、池の堤を、道にてすぎ侍る所ありき、其池の名を、人の登呂須の池となむ申し侍りける、と云り、續紀に、聖武天皇云々、行還至和泉國取石頓宮とある、この地なり、姓氏錄和泉國諸蕃の下にも、取石造といふ見えたり、卷十に、妹手乎取石池之浪間從鳥音異鳴秋過良之

萬葉集名處考卷之五

○な部

なか (中) (那賀) など書り、和名抄に、常陸國那珂郡とあり、武藏國那珂郡とする説は非なり、さ部、さらしる條考合べし、卷九に、那賀郡 曝井歌、三粟乃中爾向有曝井之不絶將通彼所妻毛我

なか (那珂) 和名抄に、筑前國那珂郡とあり、卷五に、那珂郡 中乃水門 (中乃水門) 讚岐國那珂郡の海の湊なり、卷二に、玉藻吉讚岐國者云々(云)次來中乃水門從云々

なかまな (中麻奈) 未詳ならず、按に、麻奈は、もと志麻とありけむを顛倒へ、つひに志字を奈に誤寫せるならむ、中志麻は、和名抄に、信濃國水内郡中島(奈加之末)とある是なり、即今の河島島これなり、其地は、信濃八郡の水のつき會處なるによりて、某島と云て海津の名負る多きよし、信濃地名考に見えたり、十四に、中麻奈爾字伎乎流布爾能許藝氏奈婆安布許葺可多思家布爾思安良受波

ながのしも (長下) 和名抄に、遠江國長上(長乃加美)郡、長下(准上)郡、とあり、卷廿に、長下郡 ながさ (長狭) 和名抄に、安房國長狭(奈加佐)郡、とあり、卷廿に、長狭郡 ながと (長門) 國名なり、卷六に、長門有奥津借島與眞經而吾念君者千歲爾母我毛

ながと (長門) (奈我刀) など書り、安藝國、○「島」十五に、安藝國長門島船泊磯邊 作歌、同卷に、和我伊能知乎奈我刀聞之麻能小松原伊久與乎倍且加可武佐備和多流、○「浦」十三に、處女等之云々續麻成長門之浦丹云々、十五に、從長門浦 船出之夜云々

ながはま (長濱) 豊前國球玖郡にあり、十二に、豊國乃聞之長濱去晚日之昏去者妹良序念 ながはまのうら (奈我波麻能宇良) 和名抄に、能登國能登郡長濱(奈加波萬)とあり、十七に、從珠洲郡一發船云々、泊長濱灣一仰見月光一作歌、珠洲能宇美爾安佐比良伎之底許藝久禮奈我波麻能宇良都奇底理爾家里

ながはま (奈我波麻) 越中國射水郡松田江の海濱なり、十七に、物能乃敷能云々麻都太要能奈我波麻須義底云々 ながはま (長濱) 遠江國磐田郡飯寶の海濱なるべし、飯寶を、和名抄に、飯寶と作るは誤寫なり、なほお部おほのうら條考合べし、卷八に、大乃浦之其長濱爾緣流浪寬公乎念比日

ながのやはら (長屋原) 和名抄に、大和國山邊郡長屋、とあり、卷一に、長屋原 ながのうら (長井浦) 備後國水調郡にあり、十五に、長井浦(頭註、新後撰、嵐吹伊駒の山の雲情てり) ながらのみや (長柄之宮) 攝津國西成郡にあり、書紀に、孝德天皇、大化元年冬十二月乙未朔癸卯、

天皇遷都難波、長柄豐碕、四年春正月壬午朔、此夕天皇幸于難波碕宮、白雉二年冬十一月晦、天皇從於於大郡、遷居新宮、號曰難波、長柄豐碕宮、とある是なり、今の長柄本莊の郷豐崎の社を、皇居の跡と云傳へたるよし、卷六に、忍照難波之國者云々續麻成長柄之宮爾云々

ながら (長柄) 和名抄に、上總國長柄(奈加良)郡、とあり、卷廿に、長柄郡
なきすみ (名寸隅) 播磨國印南郡にあるべし、荒木田氏播磨下向日記に、赤石より別府に行道のほ
ど、藤井浦を經、この藤井の西に、西岡と云村ありて、其處に天皇山と云あり、その北を天皇裏と
いふ、是聖武天皇行宮の御跡なるべく、その邊をすべて魚住庄といふは、もと魚住はなすみとよみ
て、名寸隅の訛なるべし、と早川廣海云り、實に淡路島松帆浦は、南に近く見わたさるゝ所なれば、
この説よしありておぼゆ、と記せり、契沖も、斯く名寸隅は魚住にやと云りき、魚住は、本朝文粹、
三善清行意見封事に見えたり、織田氏の時に、魚住源吾と云人あり、此地より出し人にや、卷六に、
名寸隅乃船瀬從所見淡路島松帆乃浦爾云々、又、往回雖見將飽八名寸隅乃船瀬之濱爾四寸流思良
名美

なきさはのもり (哭澤之神社) 大和國十市郡香山にあり、古事記に、伊邪那岐命云々、哭時於御
淚所成神、坐香山之畝尾木本名泣澤女神、と見えたり、卷二に、哭澤之神社爾三輪須惠雖禱祈我
王者高日所知奴

なきのかは (名木之河) 和名抄に、山城國久世郡那紀、とある地の河なり、卷九に、衣手乃名木之
河邊乎春雨吾立沾華家念良武可

なぐさやま (名草山) 紀伊國名草郡にある山の名なり、風雅集に、名草山取や神のつきもせず神わ
さしけきひのくまの宮、卷七に、名草山事西在來吾戀千重一重名草目名國

なご (名兒) (奈吳) (名子) など書り、攝津國住吉郡にあり、新古今集に、なごの海の霞のまよりな
がむれば入目をあらふおきつしら浪、〇〔海〕 卷七に、奈吳乃海之朝開之奈凝今日毛鴨磯之浦回爾

亂而將有、又、名兒乃海乎朝榜來者海中爾鹿子會鳴成輒冷其水手、〇〔濱〕 卷七に、住吉之名兒
之濱邊爾馬並而玉拾之久常不所忘、〇〔江〕 卷七に、舟盡可志振立而慮利爲名子江乃濱邊過不勝鬼
なご (奈吳) (那吳) など書り、越中國射水郡にあり、十七に、奈吳能安麻能都里須流布爾波伊麻許
會婆敷奈太那宇知底安倍底許藝泥米、又、東風伊多久布久良之奈吳乃安麻能都利須流乎夫爾許藝可
久流見由、十九に、霍公鳥云々奈吳乃海部之潛取云々、〇〔海〕 十七に、奈吳能宇美能意吉都之
良奈登志苦思苦爾於毛保要武可母多知和可禮奈波、十八に、奈吳乃宇美爾布爾之麻志可勢於伎爾伊
泥氏奈美多知久夜等見底可敝利許牟、又、奈吳能宇美爾之保能波夜悲波安佐里之爾伊泥牟等多豆波
伊麻會奈久奈流、又、於保奈牟知云々那吳能宇美能於伎乎布可米天云々、〇〔浦〕 十八に、奈美多
氏波奈吳能宇良未爾余流可此乃未奈伎孤悲爾會等之波倍爾家流、十九に、安由乎疾美奈吳能浦廻爾
與須流浪伊夜千重之伎爾戀波可母、〇〔江〕 十七に、美奈刀可世佐牟久布久良之奈吳乃江爾都麻欲
比可波之多豆左波爾奈久、十八に、於保伎見能云々多豆我奈久奈吳江能須氣能云々

なごやま (名兒山) 筑前國宗像郡にあり、頭註、名寄云、宗像郡名兒山、田島村の西にあり、荒自より田
屋へ通りしと云、山の東のふ
しとに、名兒浦と云處もあり、卷六に、超三筑前國宗形郡名兒山之時、作歌大汝云々、名耳
乎名兒山跡負而云々

なさかのうみ (奈左可能宇美) 常陸國行方郡にあり、後に波逆と書り、十四に、比多知奈流奈左可
能宇美乃多麻毛許會比氣波多延須禮阿村可多延世武

なすきやま (名次山) 神名帳に、攝津國武庫郡名次神社と見ゆ、その山なるべし、久老云、また
有馬郡神尾村に名次山ありといひ、また廣田の社の西にも、名次の岡ありと云り、猶考べし、卷三

に、吾妹兒二猪名野者令見郡名次山角松原何時可將示
なす（那須） 和名抄に、下野國那須郡とあり、卷廿に、那須郡

なたかのうら（名高浦） 紀伊國名草郡にて、今はそのわたり海部郡に入れり、今も名高とも名方と

も云里にて、藤白のすこし北の方なりと云り、續拾遺集に、我戀は名高の浦のなびきもの心はよれ

どあふよしもなし、類字集に遠江とす、非なり、卷七に、紫之名高浦之愛子地袖耳觸而不寐香將

成、又、紫之名高浦乃名告藻之於儀將臨時待吾乎、十一に、木海之名高之浦爾依浪音高鴨不相

子故、又、紫之名高乃浦之靡藻之情者妹爾因西鬼乎

なつみ（夏實）（夏身）（夏箕）など書り、大和國吉野郡吉野川の上において、かくれもなし、今村の

名に呼るよし、卷九に、大瀧乎過而夏箕爾傍爲而淨河瀬見河明沙、○〔河〕 卷三に、吉野爾有夏

實之河乃川余杼爾鴨會鳴成山影爾之底、○〔河門〕 卷九に、山高見白木綿花爾浴多藝津夏身之河門

雖見不飽香聞、頭註、玉葉、春もなほ夏みの川の朝水まださえやらず山かげにて、按に後々夏

なつみ（夏身） 大和國城上郡と宇陀郡との間に、よなばり村といふあり、そこにあるなるべし、卷

十に、吾屋戸之淺茅色付吉魚張之夏身之上爾四具禮零疑

なつみのうら（夏身乃浦） 左の歌の酢蝦島は、菅浦にて、菅浦にある島なるべし、菅浦は、鹽津菅

浦とよみて、鹽津は、和名抄に、近江國淺井郡鹽津、（之保津）とあるこれなり、夏身は、同抄に、甲

賀郡夏身、（奈豆美）とある、其地なりとするときは、淺井と甲賀と、たちまち郡たがへるは、いか

なるにかあらむ、もしは淺井と甲賀は隣郡にて、夏身郷は、兩郡に涉れるにてもあらむか、彼國の

地勢知たらむ人にあひて尋ぬべし、十一に、酢蝦島之夏身乃浦爾依浪間文置吾不念君

なには、（難波）（名庭）（那爾波）（奈爾波）など書り、書紀神武天皇卷に、戊午年春二月丁酉朔丁未、

皇師遂東、舳艫相接、方到難波之崎、會有奔潮、太急、因以名爲浪速國、亦曰浪華、今謂難波、

訛、とあるは、今の西成郡長柄本莊の郷の邊より、尼が崎の邊までの間なるべし、其地は、西の海

を受し入海なれば、奥津風吹よする時、今の淀川より落來る河水と、潮汐とのせり合にして、浪い

と速く、又華のごとくにも見えしによりて、浪速國とも、浪華國とも名づけ賜ひし、その浪速、亦

は浪華といふべきを、今は訛りて難波とぞ呼なる、と云る書紀の趣なり、さてその難波といふこと、

よりく、に廣ごりゆきて、今の東生郡西生郡を總て難波と呼べりしなり、今の東生郡は古の難波大

郡、今の西成郡は古の難波小郡なり、かゝれば、單て難波といふ時は、兩郡に亘りて、廣くいふ稱

なるを、難波宮、難波國、難波海、難波瀆、難波津、難波崎、難波江、難波門、などいふには、各

いさゝかづ、其用捨あるべきことなり、さて因にいはむ、今世人、浪速あるは浪華など書て、ナ

ニハと訓こと、意得、また難波の字は、普通のことなれば、浪速浪華など、書をことにみやびた

ることのやうにさへおもひて、好み書人も多かめるは、いとかたはらいたきことなり、浪速浪華な

ど書ては、ナニハとは訓れぬことなり、都婆岐といふ木に、椿字を用ふは普通のことなるを、おも

しろからずおもひて、海石榴の字を書たる類は、古人の手にもめづらしからぬことなれど、それと

はきよくこと事なり、これらは漢の熟字に、此方の名を填たるのみなり、浪速浪華は、もと漢名

にあらず、ナミハヤ、あるはナミハナといふによりてこそ、浪速とも浪華ともかけるなれ、されば

いまだ訛りて奈爾波と呼ぬさきに立もどりて、ナミハヤとか、ナミハナとか訓せむとならば、浪速

とも浪華ともかくべし、しか書るを、ナニハとよめとては、諾られぬことなり、もししか書て、ナ